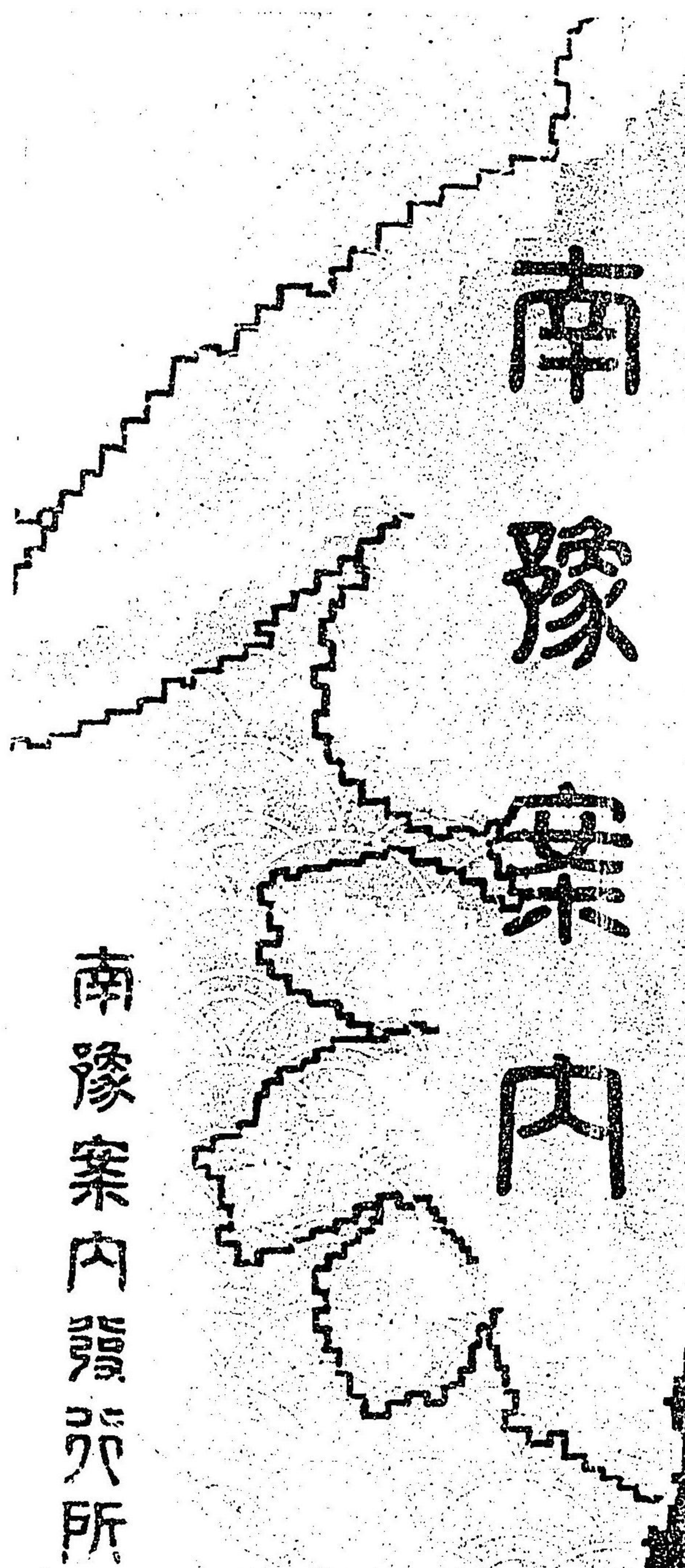


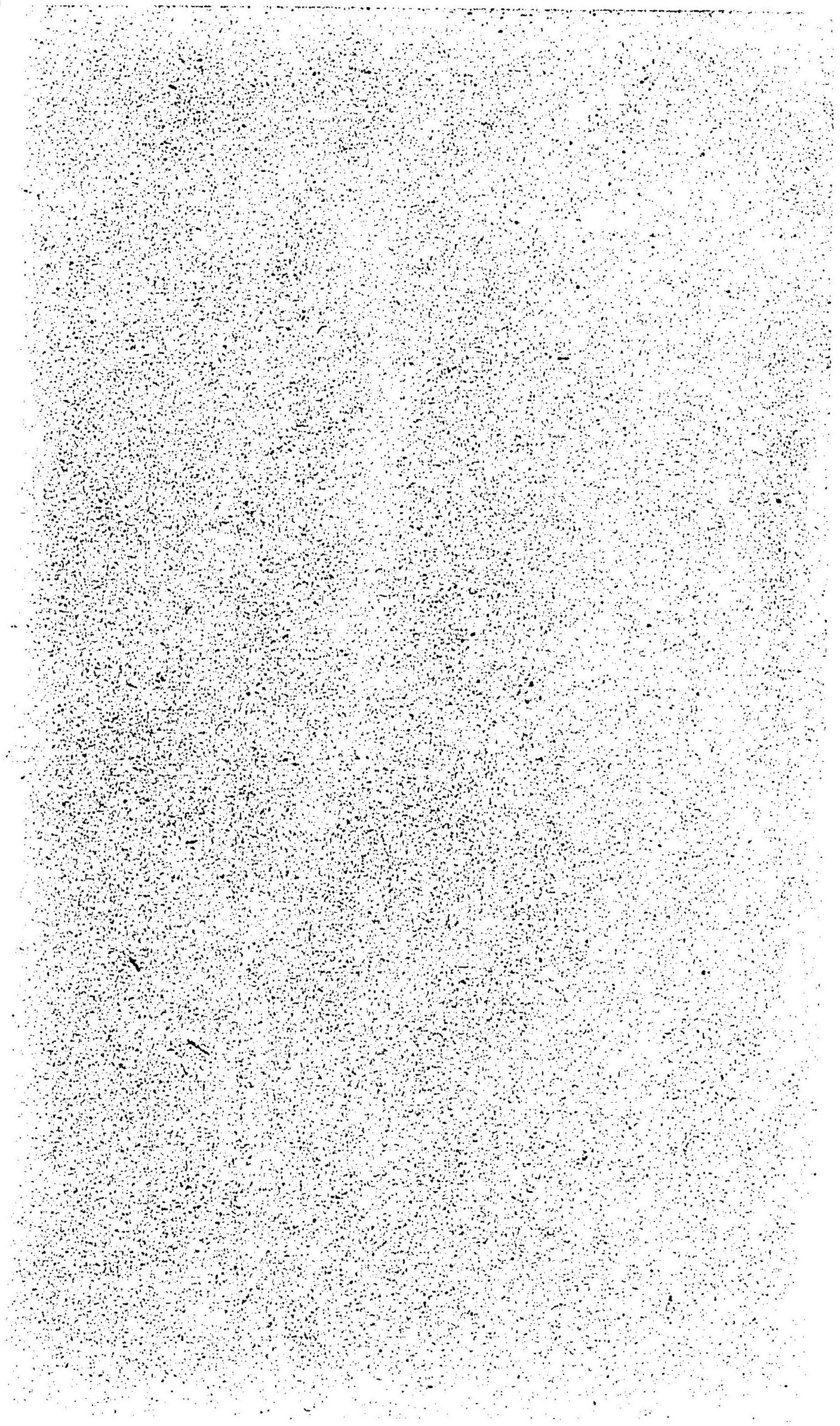
96
871

林
江
統

南
豫
案
內



南豫案內疆界所



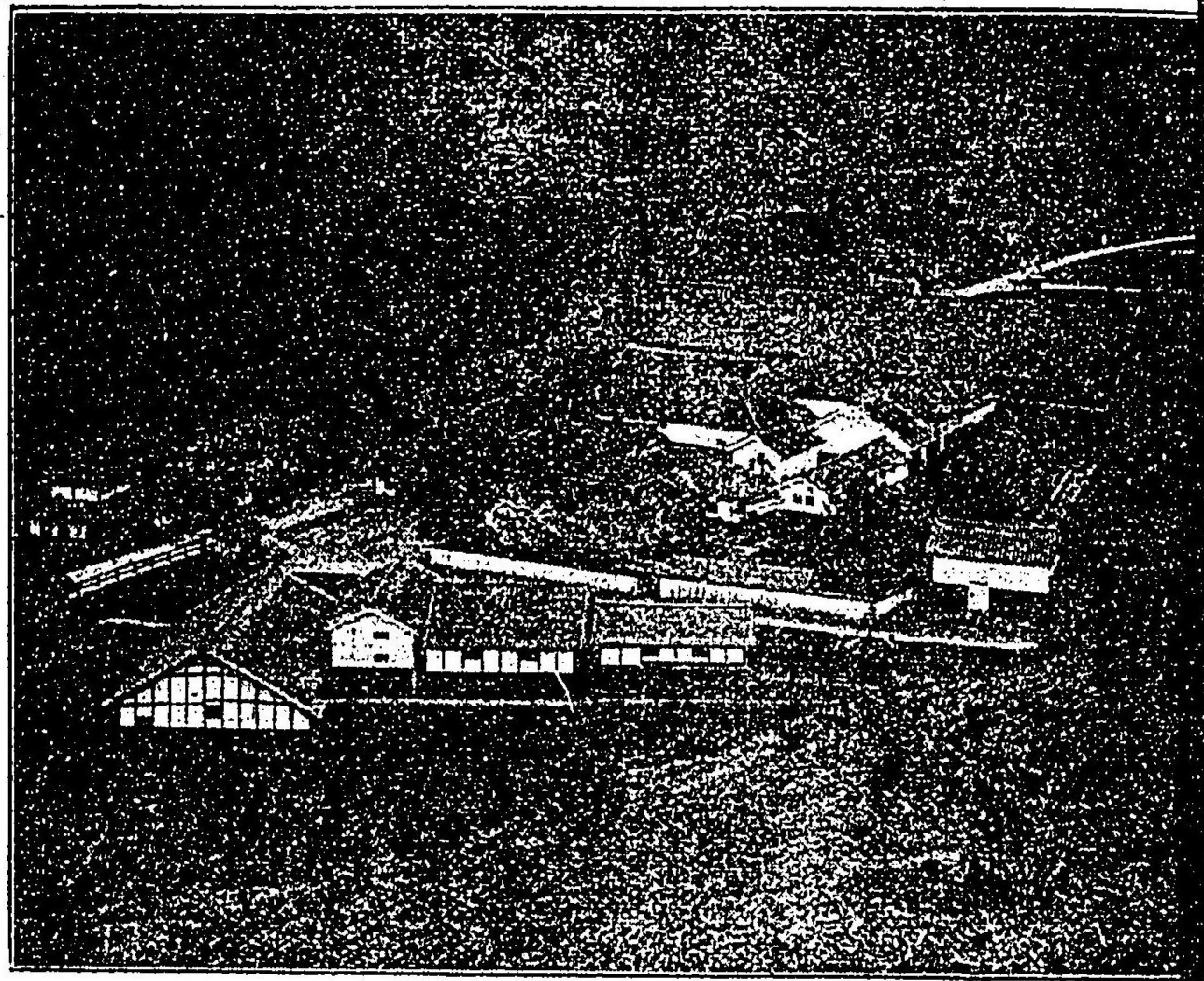
96-571



南豫案内

小林葭江編

明治
43.11.9
内交



改 良 清 酒
 三 日 月
 愛 媛 縣 北 宇 和 郡 高 光 村
 釀 造 元
 土 居 富 士 一

東 京 振 替 貯 金 口 座 第 五 五 九 七 番
 大 阪 振 替 貯 金 口 座 第 三 五 七 番
 (電 信 略 號)

活版石版印刷諸帳簿類販賣

和

紙は土佐紙株式會社及大洲製産地直取引に付安
價にして上質物數十種御好み次第なり

洋

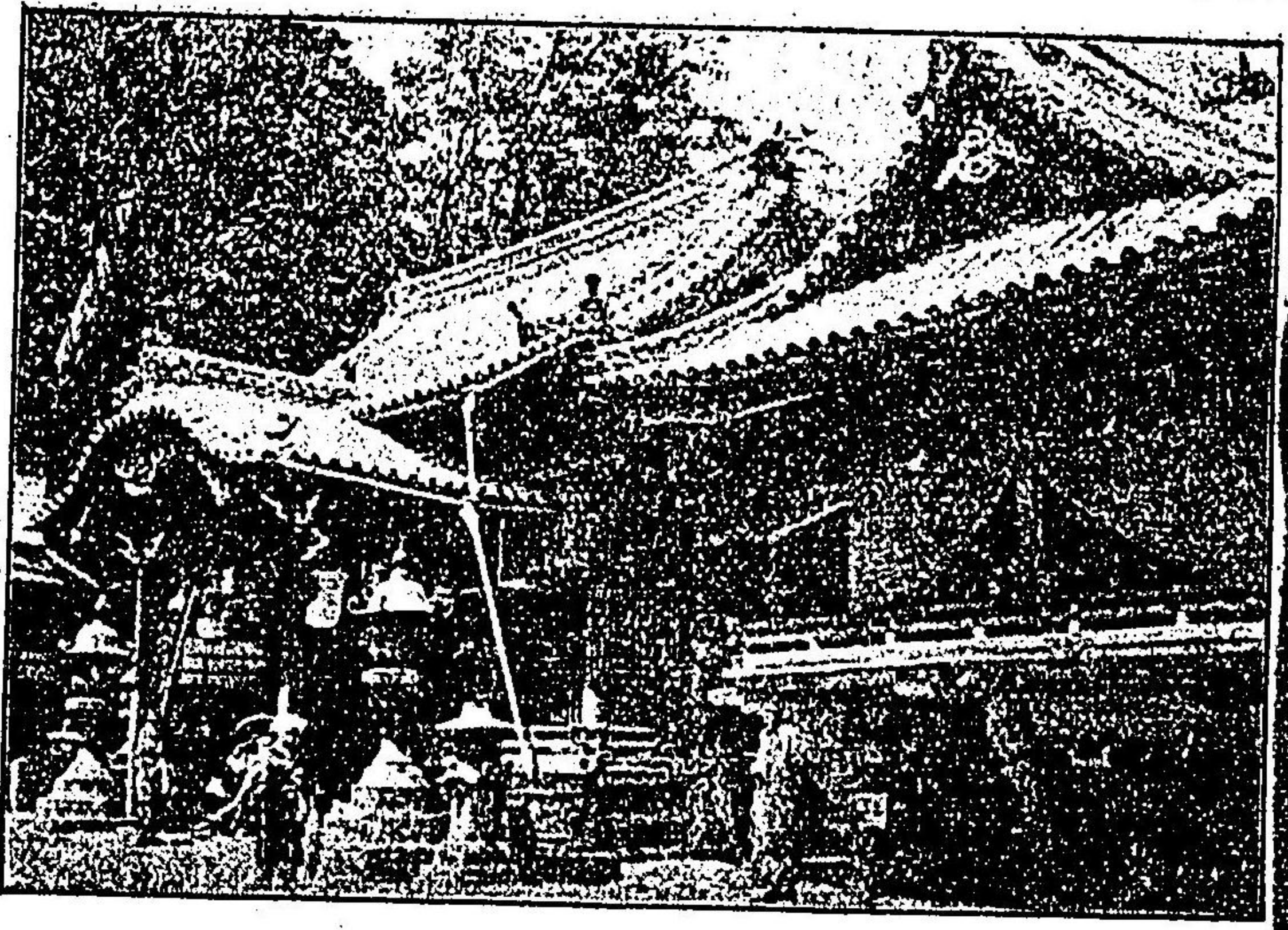
紙は舶來直輸入元及内地製一手販賣元と特約購
入に付精良安價の品五十種以上常に取揃へあり

紙

質精撰の他に卓絶せるは以上の理由あるに因る
而も印刷販賣共廉價迅速確實御注文に應ず

宇和島本河野活版所

特電 電話 五六六番
振替口座 大阪一七六〇番



年越祭 節 分

初卯祭 三月初卯ノ日

春季大祭 四月二十四日

田植祭 六月二十二日

例祭 七月二十二日

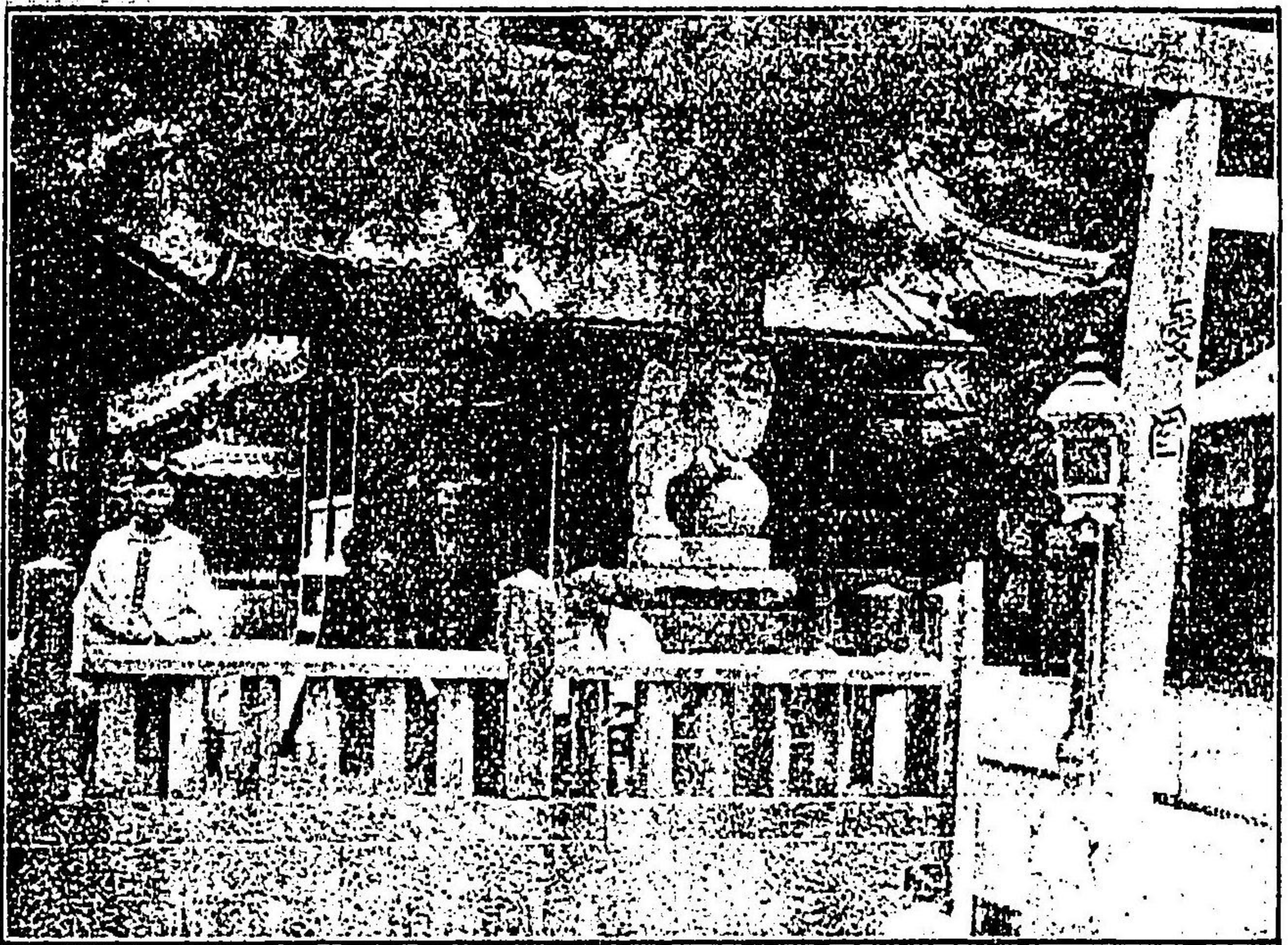
夏季大祭 七月二十四日

(神輿渡御)

右執行ス

北宇和郡宇和島

本社 和靈神社 社務所



安藤神社

大祭 四月十三日

小祭 九月二十四日
二十五日

伊豫吉田町東小路

安藤神社
社務所

○醫化學用藥品機械販賣
○精味醬油釀造販賣、和洋飲食料品

登錄商標
今石崎本店合名會社

電話 一 九 番
電話 略 一 九 番
振替貯金口座大 五三一七番
伊豫宇和島本町三丁目



吳服商

伊豫吉田本町

菊池吳服店

店主 菊池傳次郎

◎五



功勞賞

北宇和郡奥南村大字牛川

池山七造

地方風土ノ果樹栽培ニ適スルヲ認メ村民ヲ勸誘スルモ之ニ應ズルモノ少ナキヲ慨シ自ラ十餘町歩ノ山林ヲ拓キテ果樹ヲ栽培シ苗木ヲ育成シテ村民ニ頒チ或ハ栽培管理ノ方法ヲ説示スル等指導誘掖到ラザルナク遂ニ斯業従事者ヲ續出セシムルニ至レリ其功勞顯著ナリトス仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

明治四十三年一月十五日

香浜縣知事正五位勳五等伊澤多喜男團

果實園々主

池山七造

◎四

高崎鐵工所



南
豫
唯
一
の
鐵
製
家
屋

伊
豫
國
吉
田
町

所主 高崎熊太郎

養蠶製糸器具

農具肥料販賣

生蠶乾燥業

三二神商店

愛媛縣南宇和郡城邊町

電話「三」

松本醫院

一般患者の診療に従事す

愛媛縣北宇和郡明治村松丸

院主 松本經愛

蠶種製造

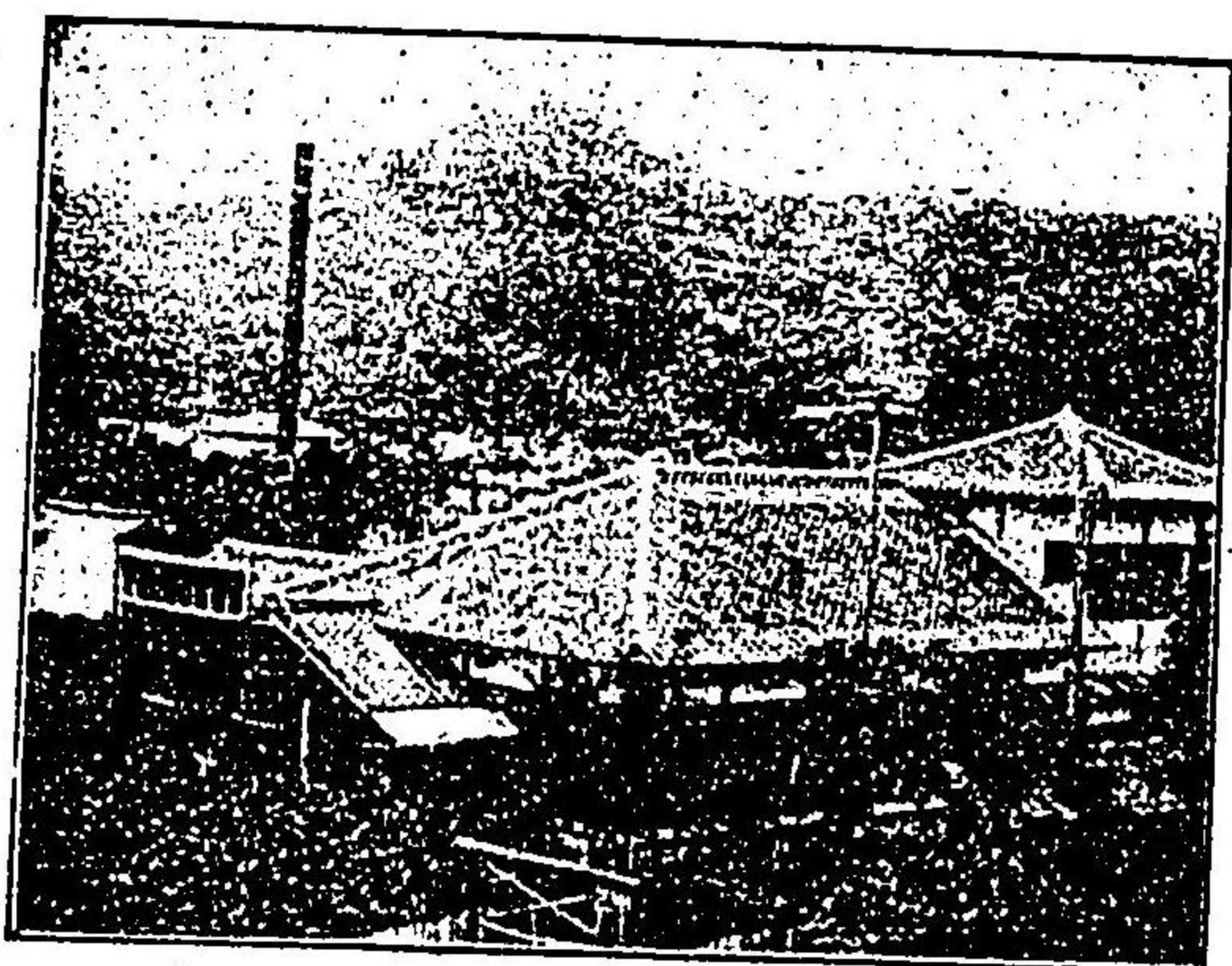
北宇和郡三間村

岡本景光

賜榮東伏見宮殿下御買上

於東京五二品評會

(各博覽會共進會賞牌數十個受領)

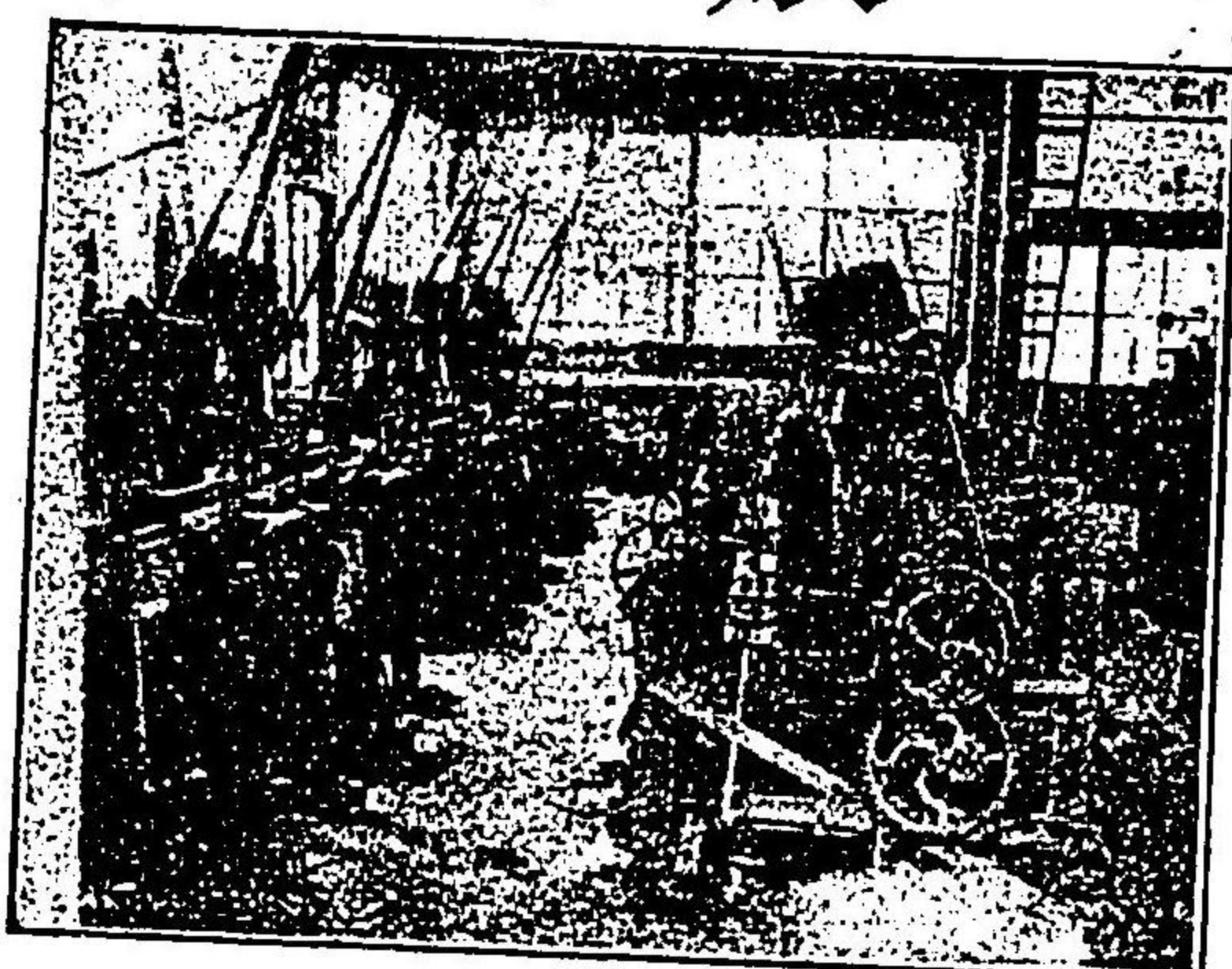


木綿縞大王

愛

長新動力織機製

嬢



織

商標 子

伊豫吉田町

黑田製織所

(電話力子)

110

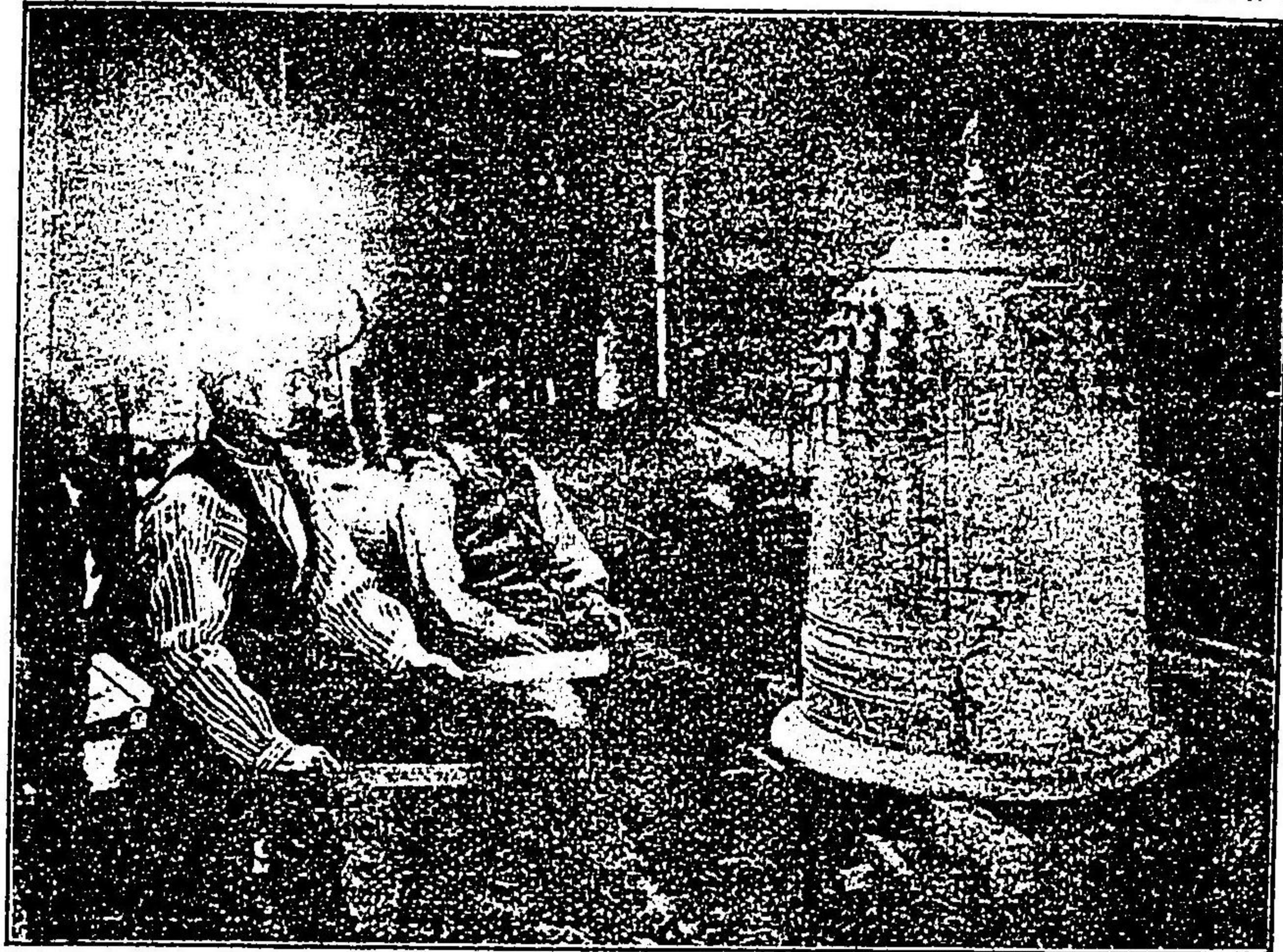
010

內科
兒科

井谷診療院

北宇和郡旭村大字近水

院長 醫學士 井谷孝一



諸機械鑄物製造



田村鐵工所

伊 豫

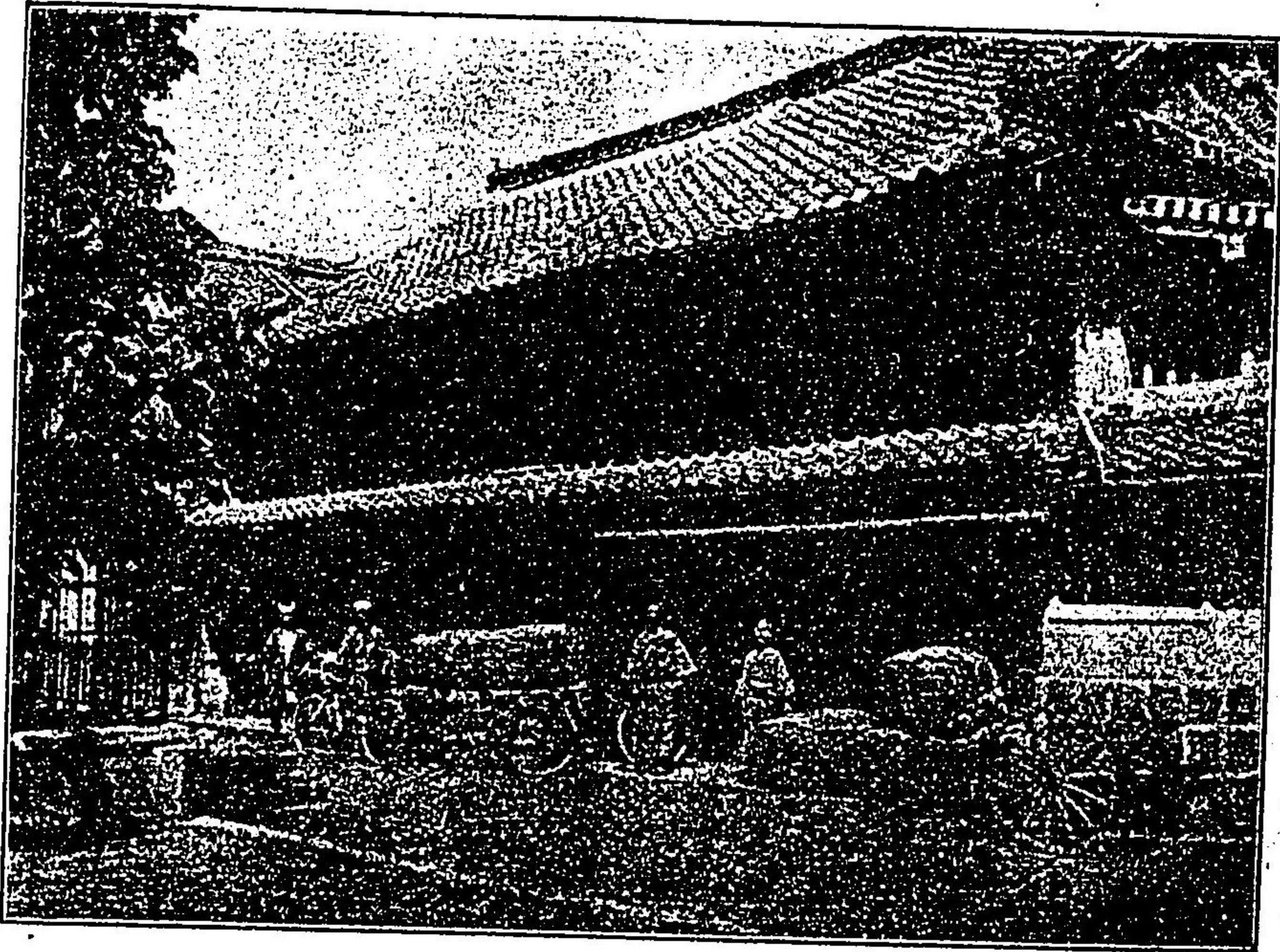
川 之 石

電話六番 (夕ム) 略電

內外科科 富岡土居醫院

北宇和郡明治村富岡

院主 土居實馬



柑橋園

立間の名物

北宇和郡立間村

園主 藥師寺猪之七

ローラカード機械製

商



標

延綿

小袖綿

帶綿

其他製綿一切

伊豫川之石

二宮綿工所

長電話二一番電略(へい八)
大阪振替貯金口座四〇四番

新聞發行活版印刷

偏せず黨せず實業機關を以て任ず南豫隨
 一の發行紙數と南豫唯一の株式組織と南
 豫第一の號齡は本紙これを占有せり

株式會社 南豫時事新聞社

發電略號 ウワシマジン
 電話 第四十四番

本社 愛媛縣北宇和郡宇和島町丸ノ内一ノ七八

014

專用



レツテル

(年六拾貳治明業創)

中入綿 小袖綿 帶綿 布團綿 其他綿
 再製綿各種

ローラカード機械打
 壹ヶ年製造六萬貫

製造販賣

伊豫國宇和島町

石丸製綿所

(電略イシ○又ハイ)

〇一

自序

南豫の山巍然として高く、南豫の河滾々として長し、此山、此河、共に是れ偉人傑士の搖籃に非ずとせんや、然れども地の不利なるが故に社會と没交渉たり、況んや此山水の涵養をうけ、發達生育せし幾多の人士が猶ほ南豫の風景と同一の不幸を蒙むる如きは、痛天の恨事なり、不肖謏劣自から揣らず、此編著あるもの、獨り弄文の意ならんや、稿本成るの日、敢て數言を費やすこと爾り。

明治四十三年水無月末つ方

神田川原の寓居に於て霞江識

例言

- 一 本書題して「南豫案内」といふ、記述の體一に案内記たる可く編み、叙説分類、時に一定せざるものなしとせず。
- 一 本書や素より名勝舊蹟、殖産興業の筆に力を注ぎたりと雖もまた、南豫人士の紹介に一半の紙數を割けり、所詮豫期せる如き諸名士を網羅し能はざりしは、編輯着手の日淺くして一々門を訪ふの暇なかりしと南豫時事新聞の經營に追はれて宇和島を離るゝ能はざりしが爲のみ、以て他日の完成を期せんか。
- 一 本書は始め南豫五郡に關する細大事項を殘らず羅致すべき意嚮なりしも、祇數約八百頁に近く、餘りに冗長に流るゝを恐れて大要に留められたれば、時に淺薄無味の章節なきに非らず。
- 一 本書載する統計は昨年末調査にかゝる本縣勸業統計年表に依ると雖も、なほ成し得る丈け新らしき統計を採用せるを以て多少の不均衡、重複の個所あるべし。

一本書は始めに大体の計劃を定めて編輯に着手し、半途大變更を加へ、修正央はに印刷に附するの己む可からざるに至れり、左れば記して具はらざるもの一二に留まらざるを信す

一本書を編輯するに當り毛山正辰氏は特に檢閲の勞を執られ、田原實、池下常五郎、尾崎惣市の諸氏が資料を提供し、助言を與へられしが如き、深く感謝の意を表する所以なり特に謝すべきは假名遣の相違、誤謬なり、こは一部を編者、他は印刷部に一任せしが爲のみ願くば諒とせよ。

一要するに本書は編者に充分なる執筆の餘裕なかりしと上梓日時の切迫とに依り内容、体裁共に意に充ざるもの甚だ多し、是等は他日増補改訂するの覺悟なるのみならず、誤謬其他に關し大方の明教を吝むなくむば幸也。

明治四十三年水無月

編者識

南豫案内目次

第一編 總說

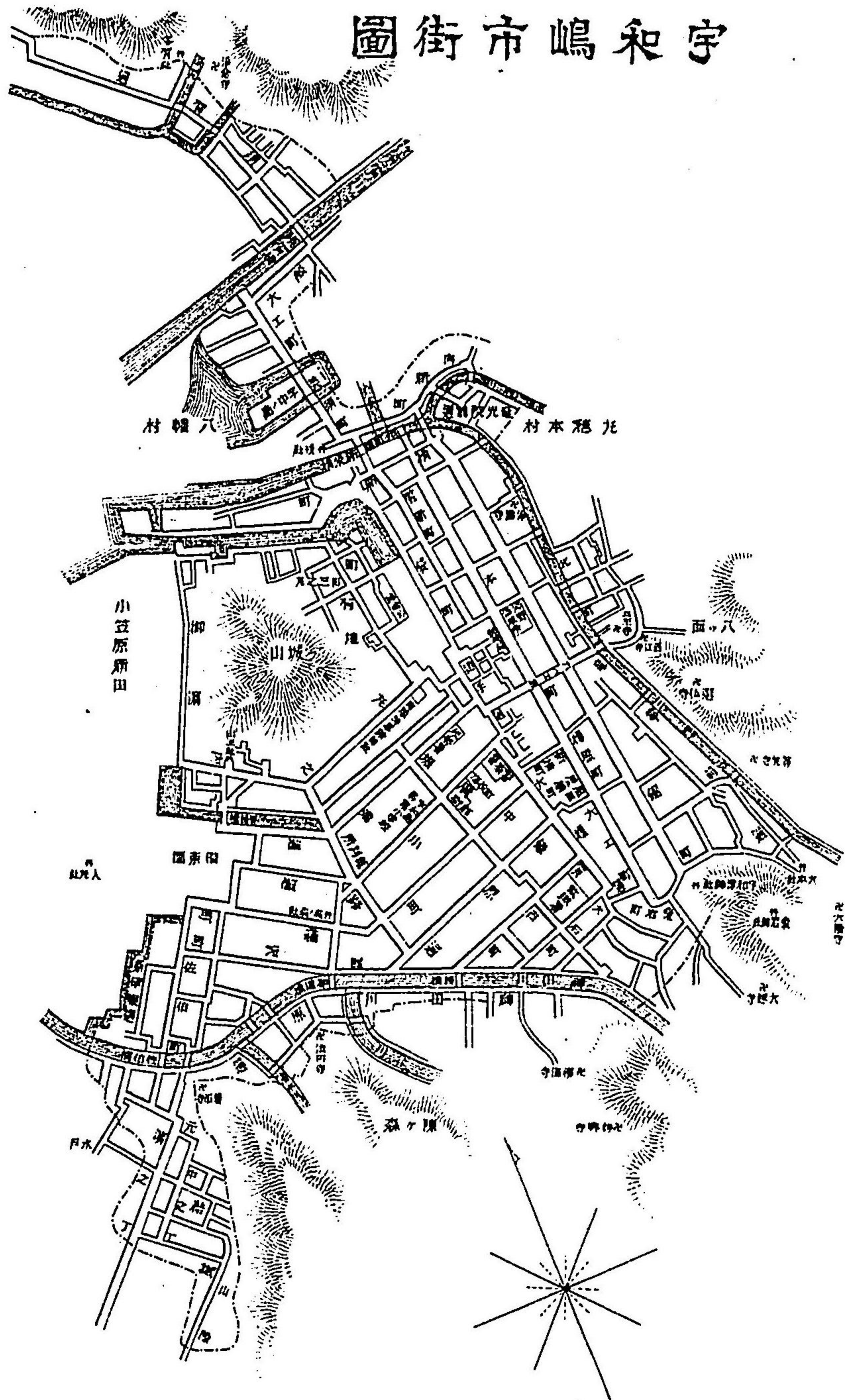
第一章 緒論	一
第二章 概說	二
第一節 地勢	四
第二節 沿革	六
第三節 氣象	八
第二編 地理的發展	
第一章 交通	二
第一節 陸上交通	三
第二節 海上交通	四
第二章 名所舊蹟	七
第一節 喜多郡	八
第二節 四宇和郡	一五

第三章 社寺

第三節 東宇和郡	一五
第四節 北宇和郡	一六
第五節 南宇和郡	一六
第一章 社	一七
第一節 神社	一七
第二節 佛閣	一八

第三編 生産的發展

第一章 産業	一五
第一節 農業	一五
第二節 畜産	一六
第三節 林業	一七
第四節 蠶業	一七
第五節 漁業	一八
第六節 工業	一八
第七節 鑛業	一九
第八節 商業	一九



第二章 銀行會社

第一節 銀行……………三

第二節 會社……………四

第三節 諸工場……………五

第四節 組合……………五

第四編 人文的發展

第一章 學校教育……………五

第一節 中等教育……………五

第二節 實業教育……………五

第三節 女子教育……………五

第四節 教員養成所……………五

第五節 小學教育……………五

第六節 幼稚園……………五

第二章 社會教育

第一節 青年會……………五

第二節 諸團體……………五

第三章 雜

第一節 歌、唄……………五

第二節 傳記……………五

編外 南豫名鑑

第一章 人物概論

第二章 人名錄

第一節 官公吏諸公人

第二節 實業家諸私人

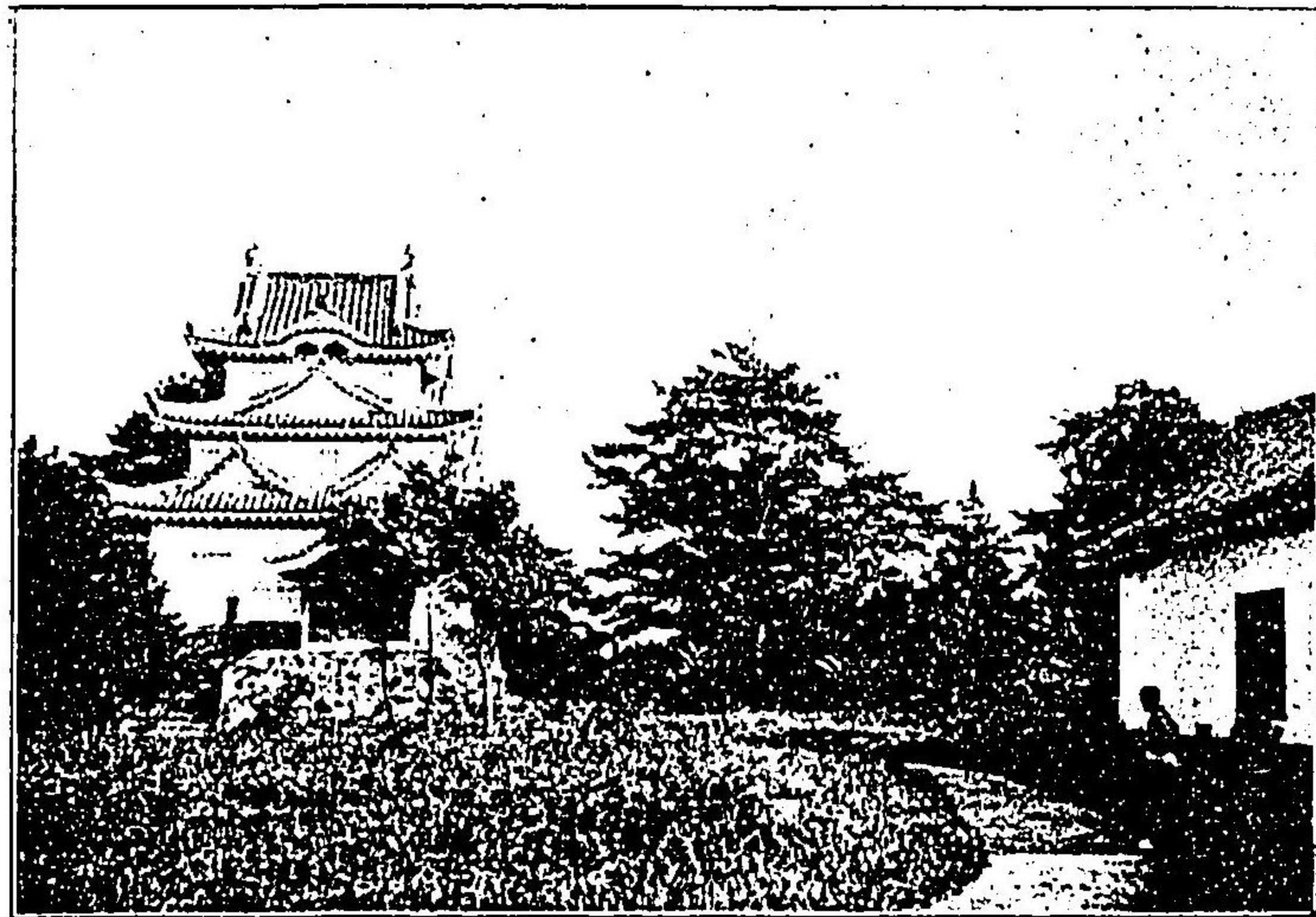


下閣陳宗達伊爵侯主藩舊島和宇

(1)

陳宗達伊爵侯主藩舊島和宇

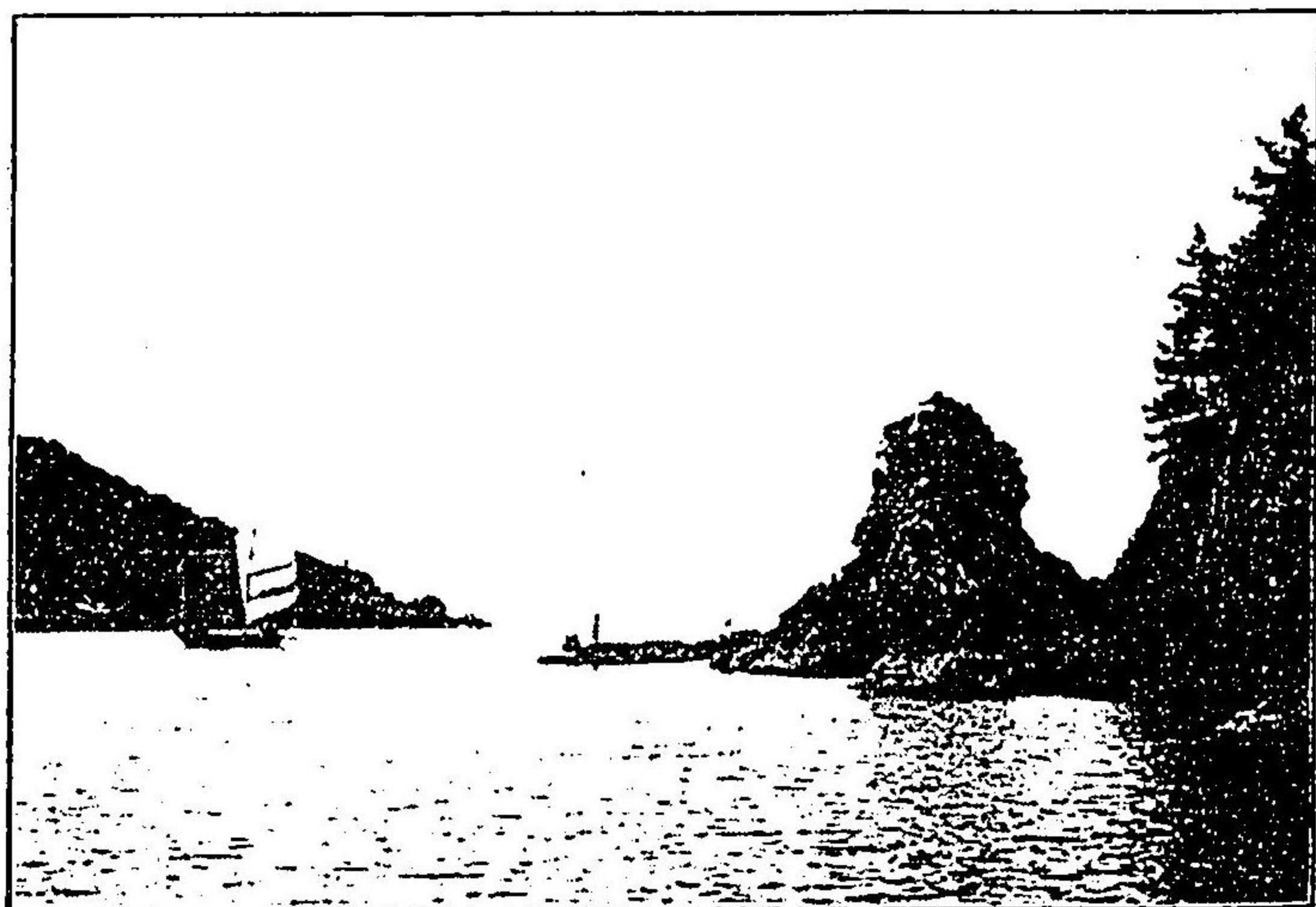




(島和宇) 關主天の頭城島鶴



(島和宇) 花藤の園赦天家達伊



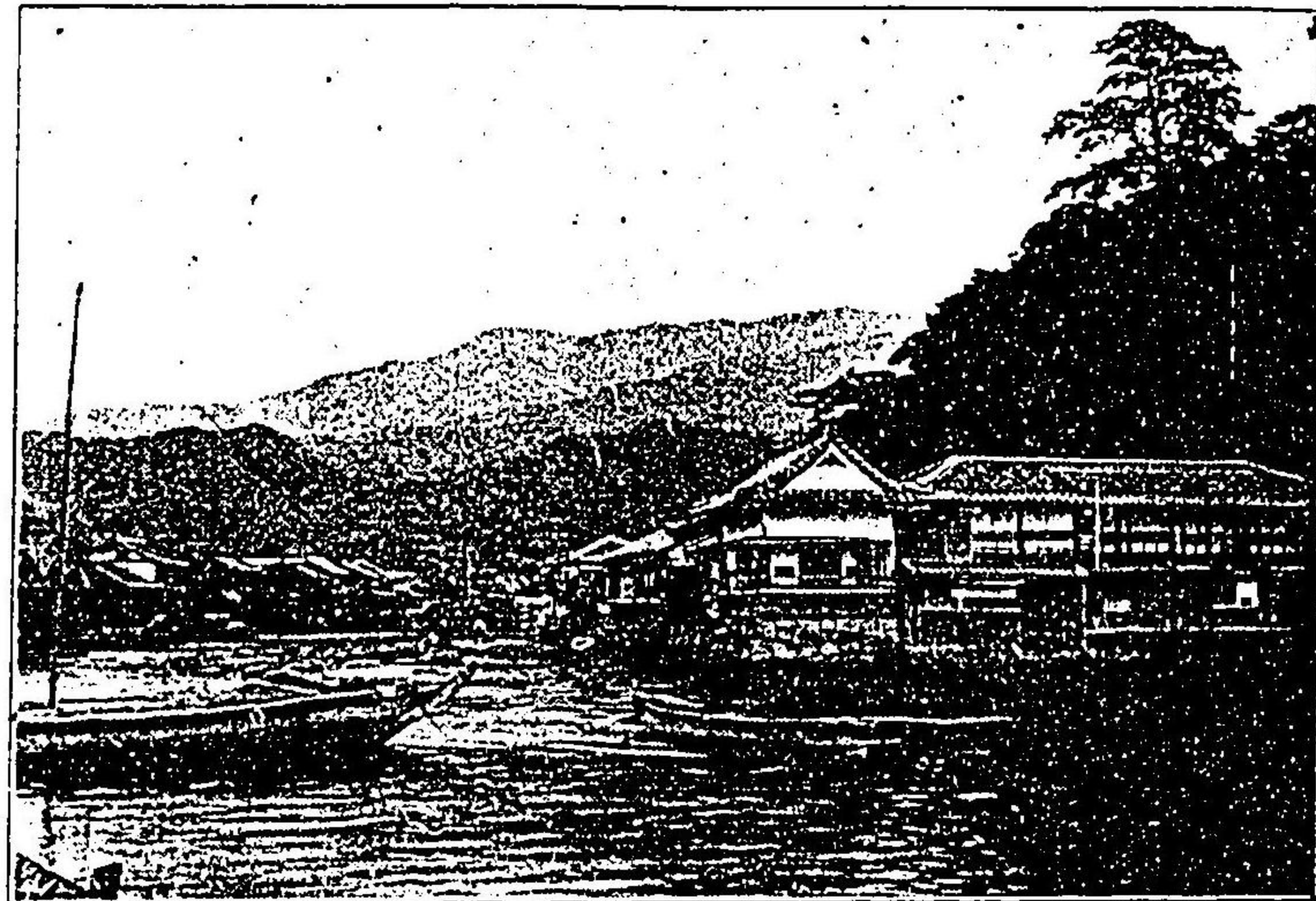
(郡和宇南) 鼻王龍の頭港浦深

(3)

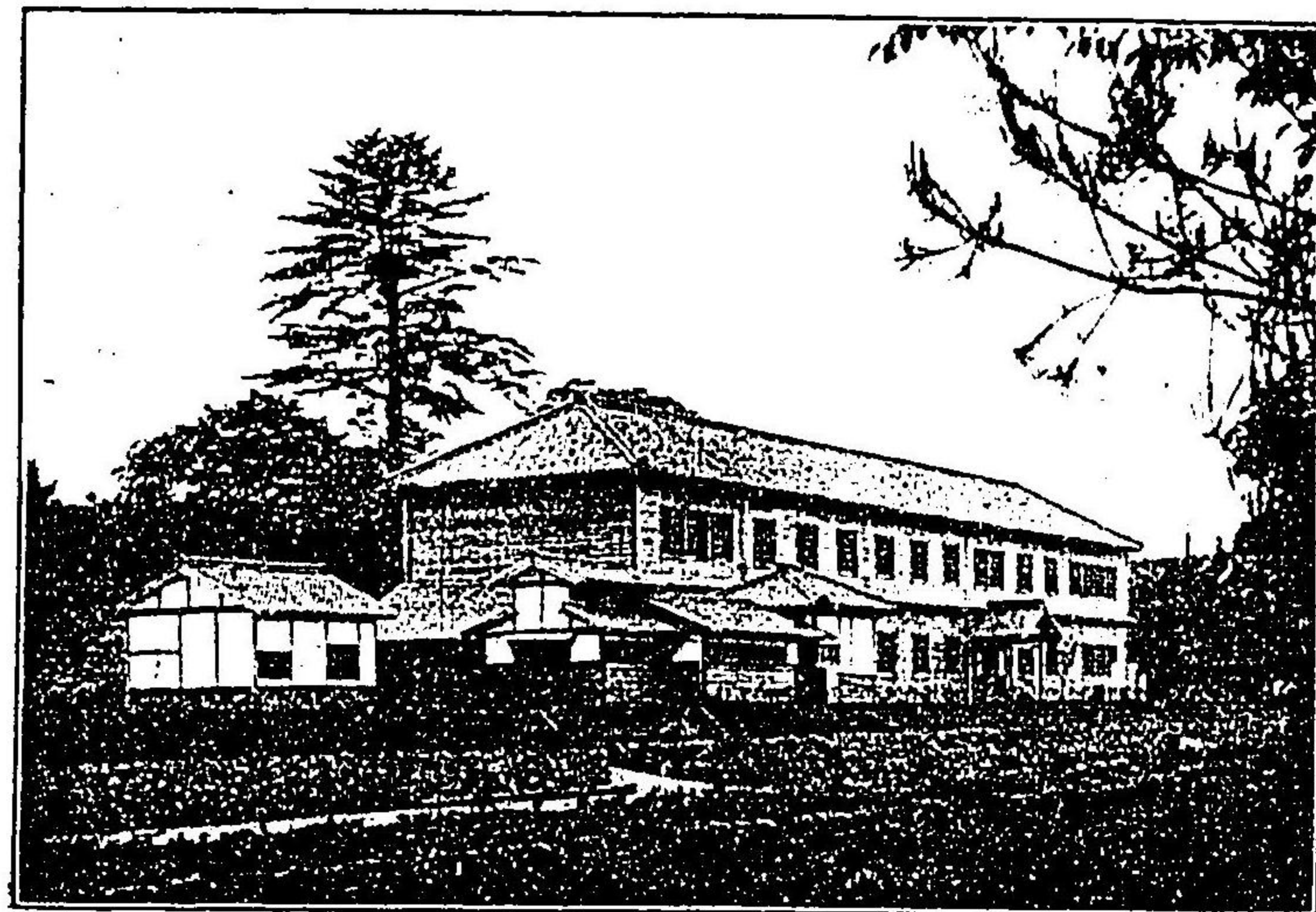


(島和宇) 鶴の園樂借家達伊

(2)



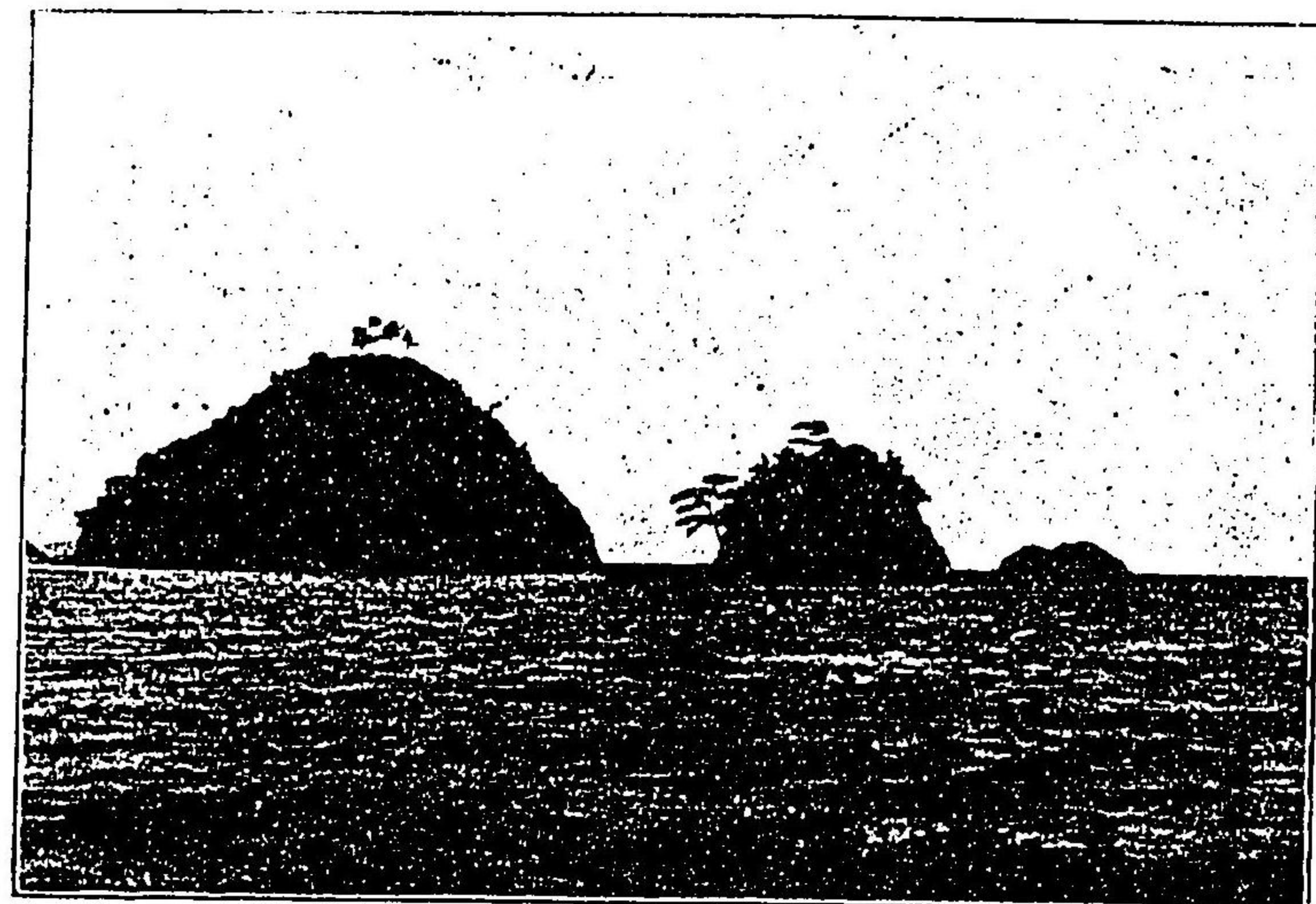
(島和字) 鼻原吉の麓城島鶴



(郡多喜) 校學女等高洲大立郡



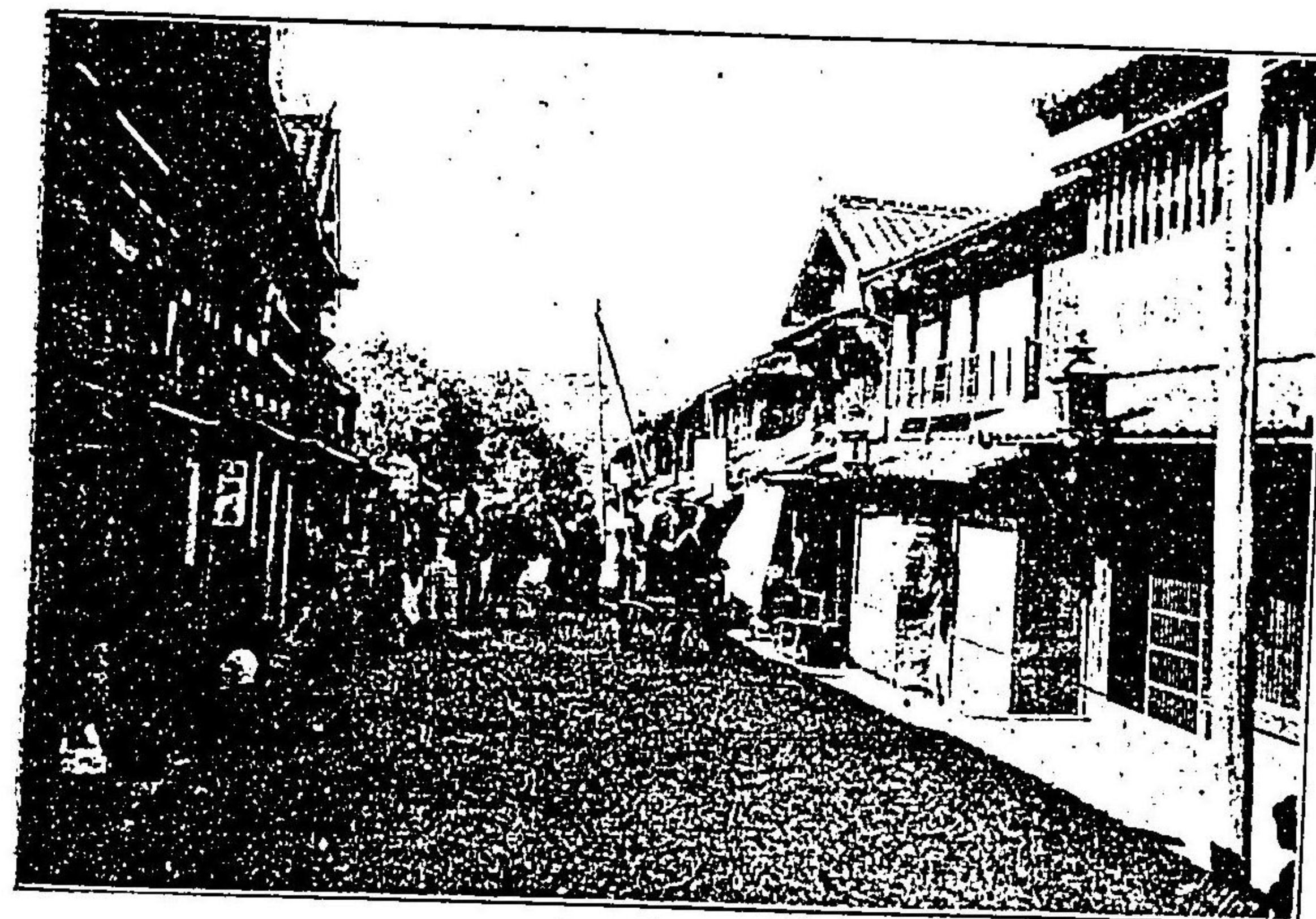
(郡和字北) 松本二の原柿村幡八



(郡和字北) 景遠の島高小島九



(郡多喜) 崖龍臥の洲大



(島和宇) 景の通手追島和宇



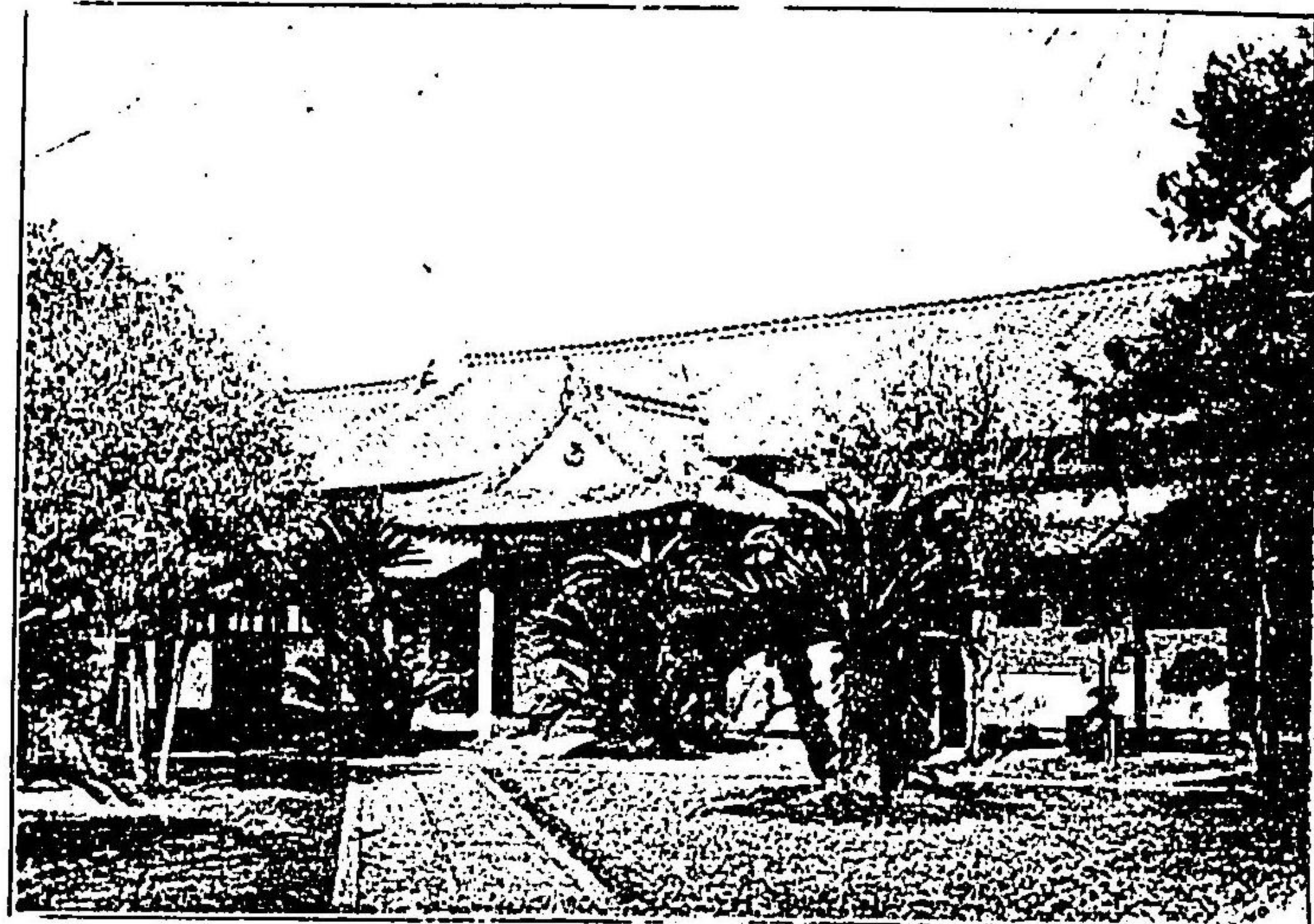
(郡和宇北) 社神吉住の町田吉

(7)

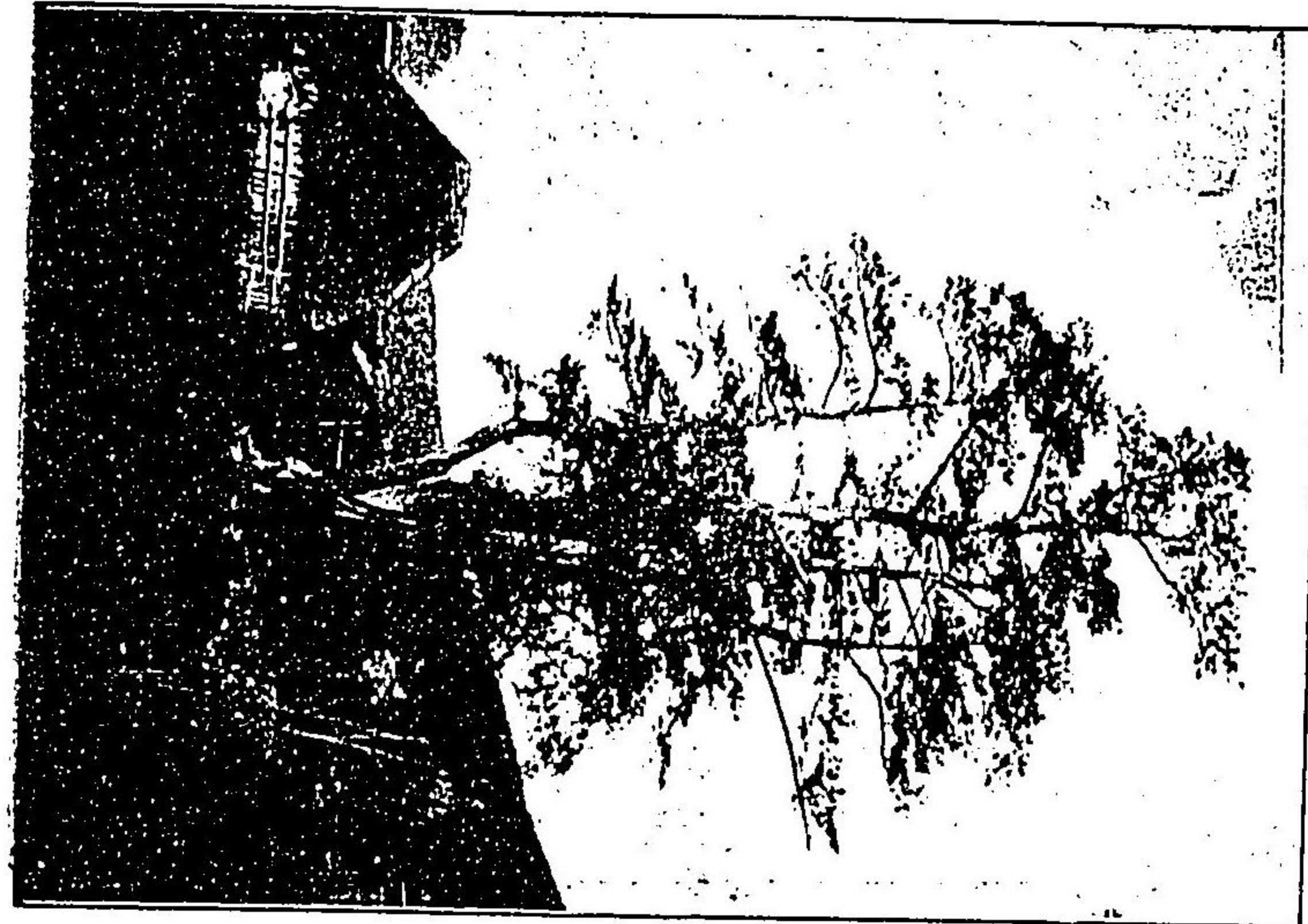


(郡和宇南) む望を城平りよ川都僧

(6)



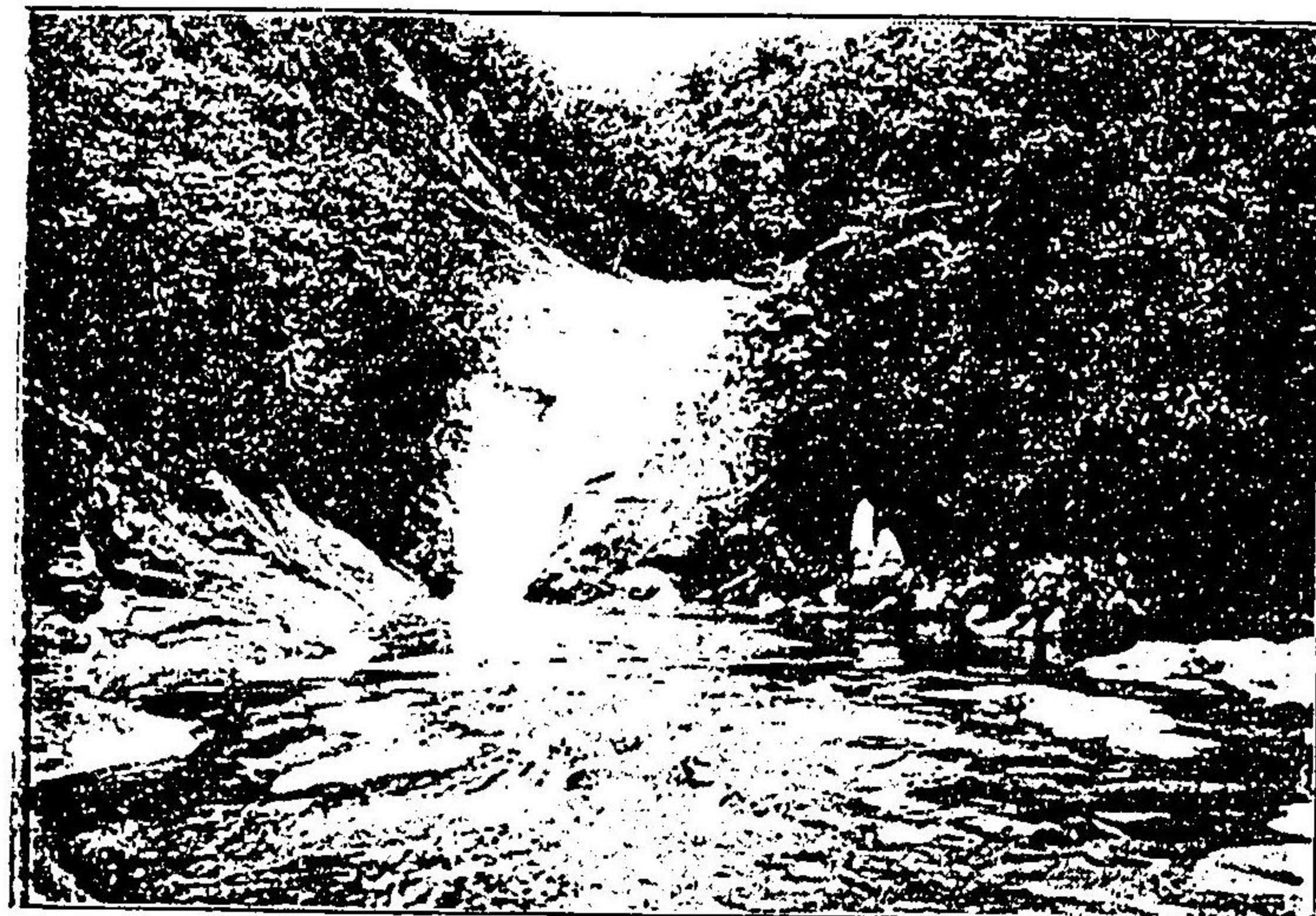
(島和宇) 圖の所何裁島和宇



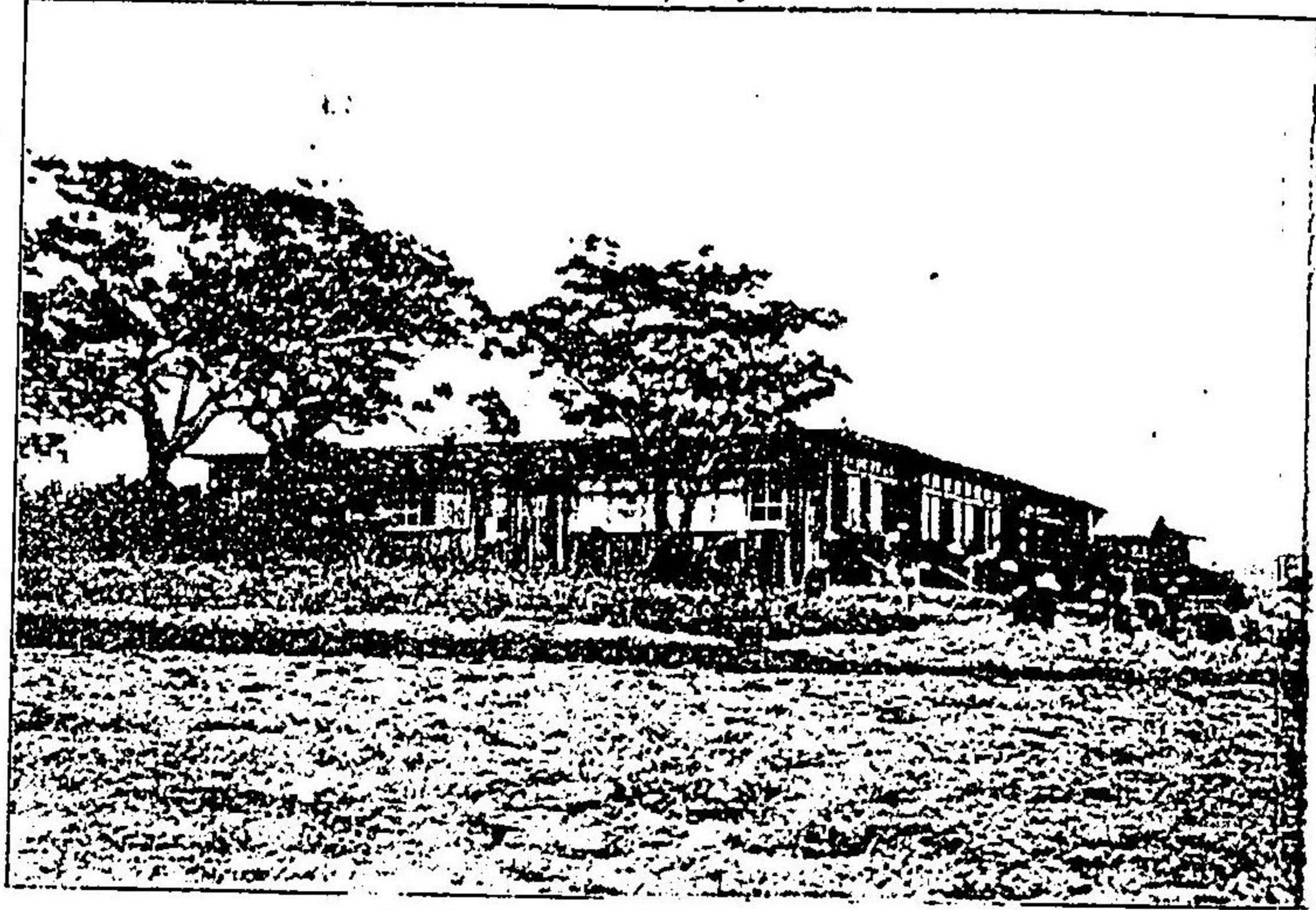
來村大字寄松の櫻木鼻 (北宇和郡)



(島和宇) 徒生校子男島和宇の崎權



(郡和宇南) 瀧走長の村都僧縁



(郡和宇南) 校學業農産水立郡



(郡和宇南) 島大の港塚貝村莊御



(郡和宇北) 花櫻の社神本大田深

(11)

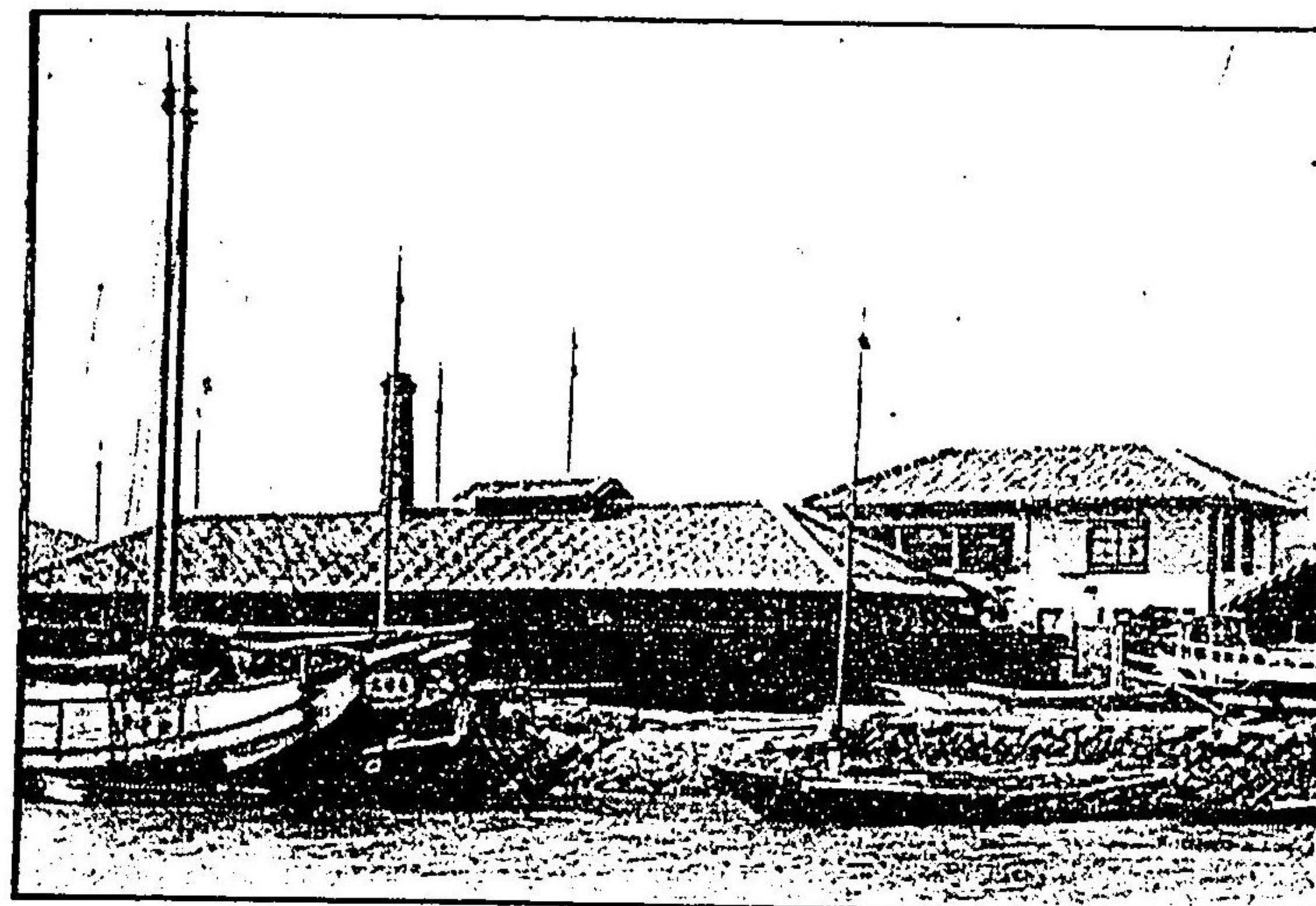


(島和宇) 塲靈國四の院光龍

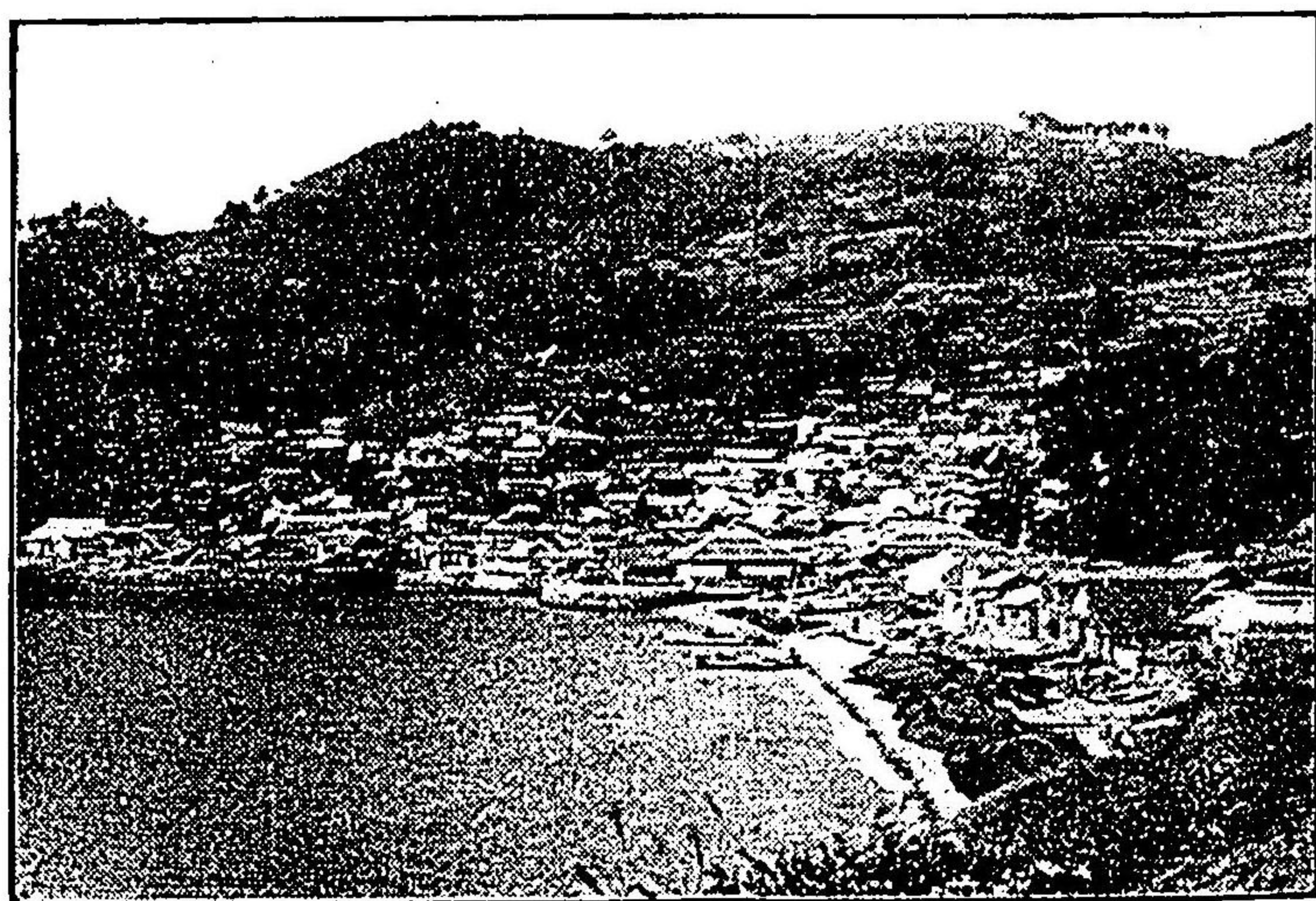
(10)



(郡和字北) 場靈國四と寺木佛

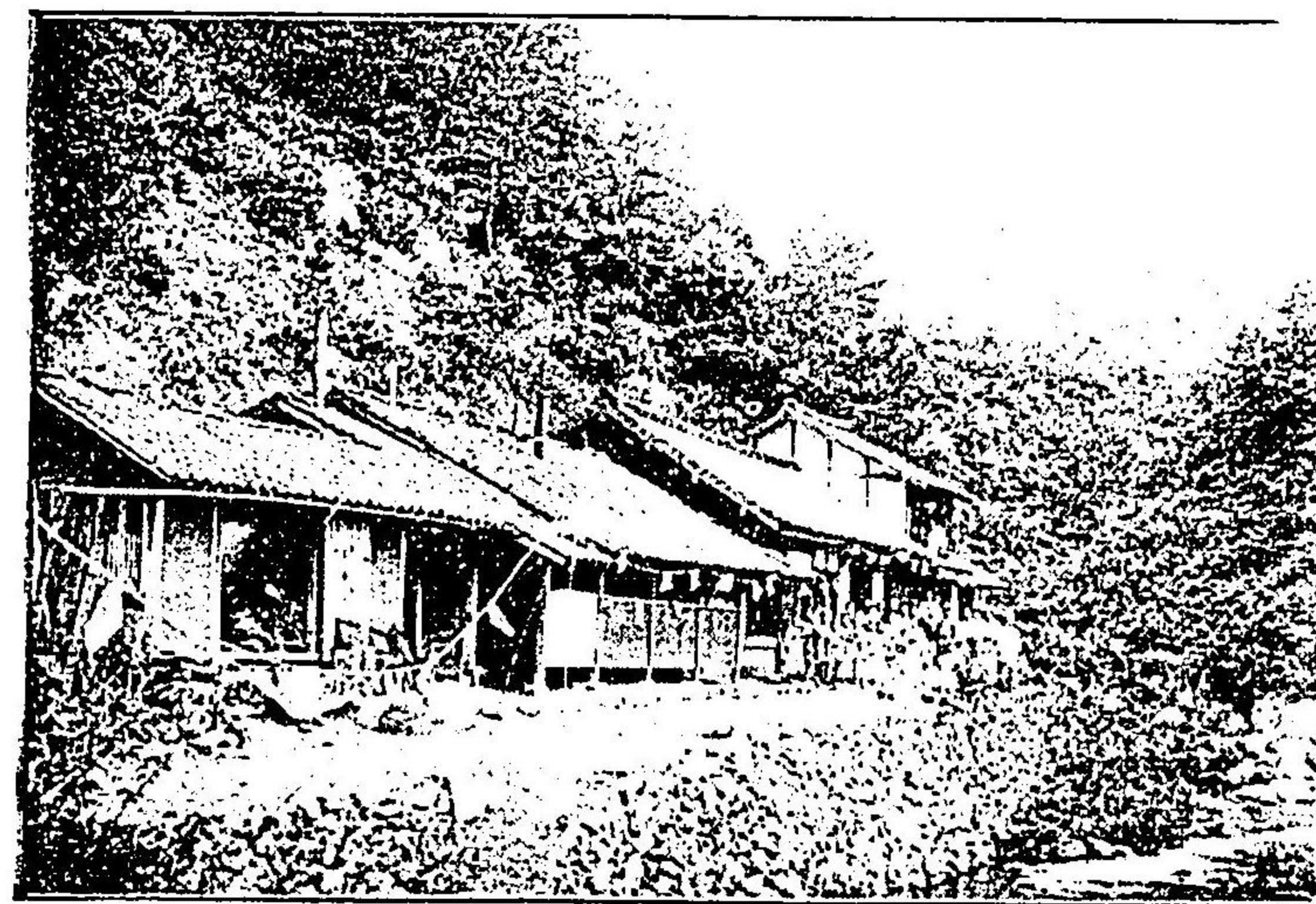


(島和字) 場撿試産水媛愛



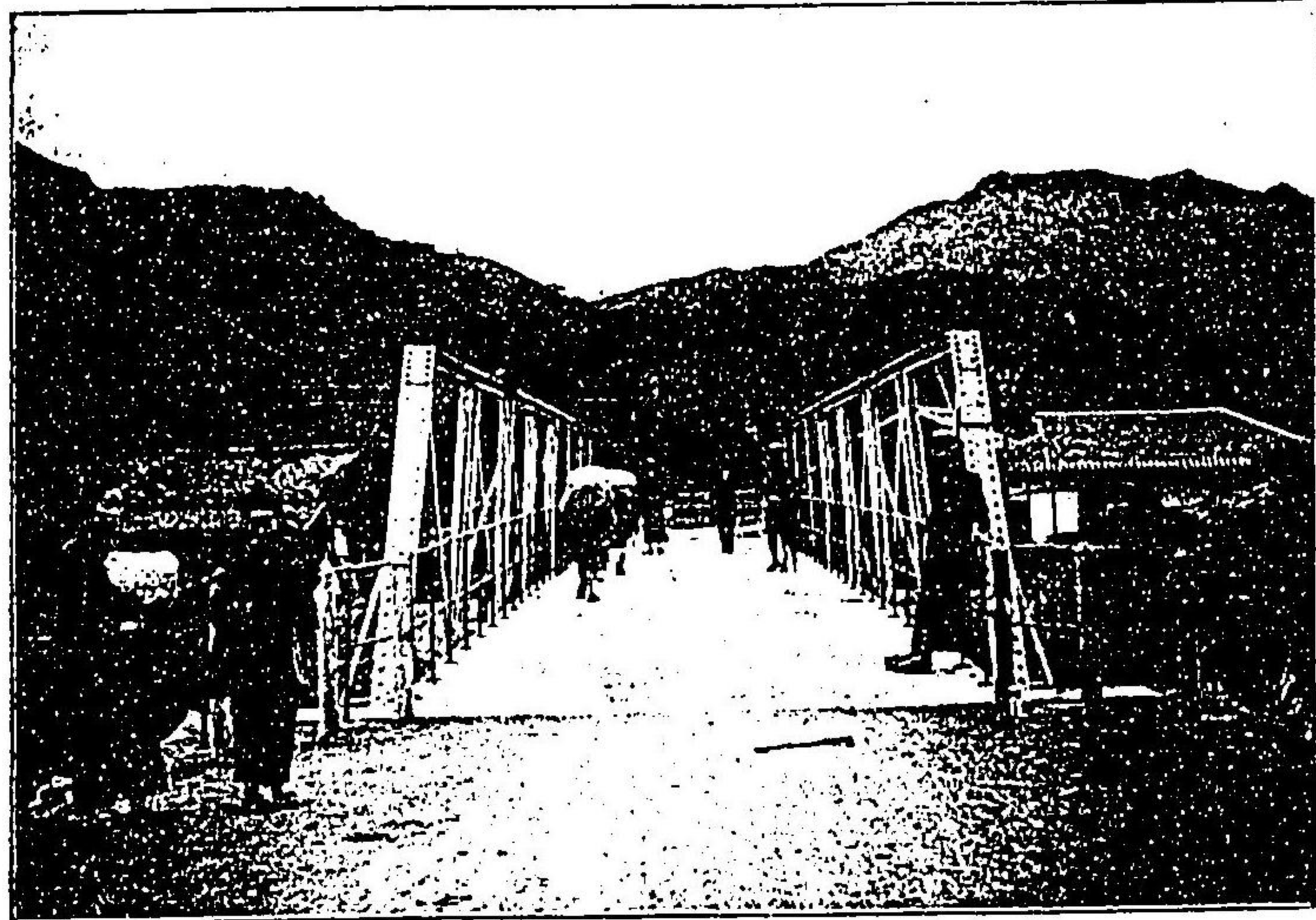
(郡和字西) 港井穴の村穴真

(13)



(郡和字南) 泉鑛冷鐵の倉満

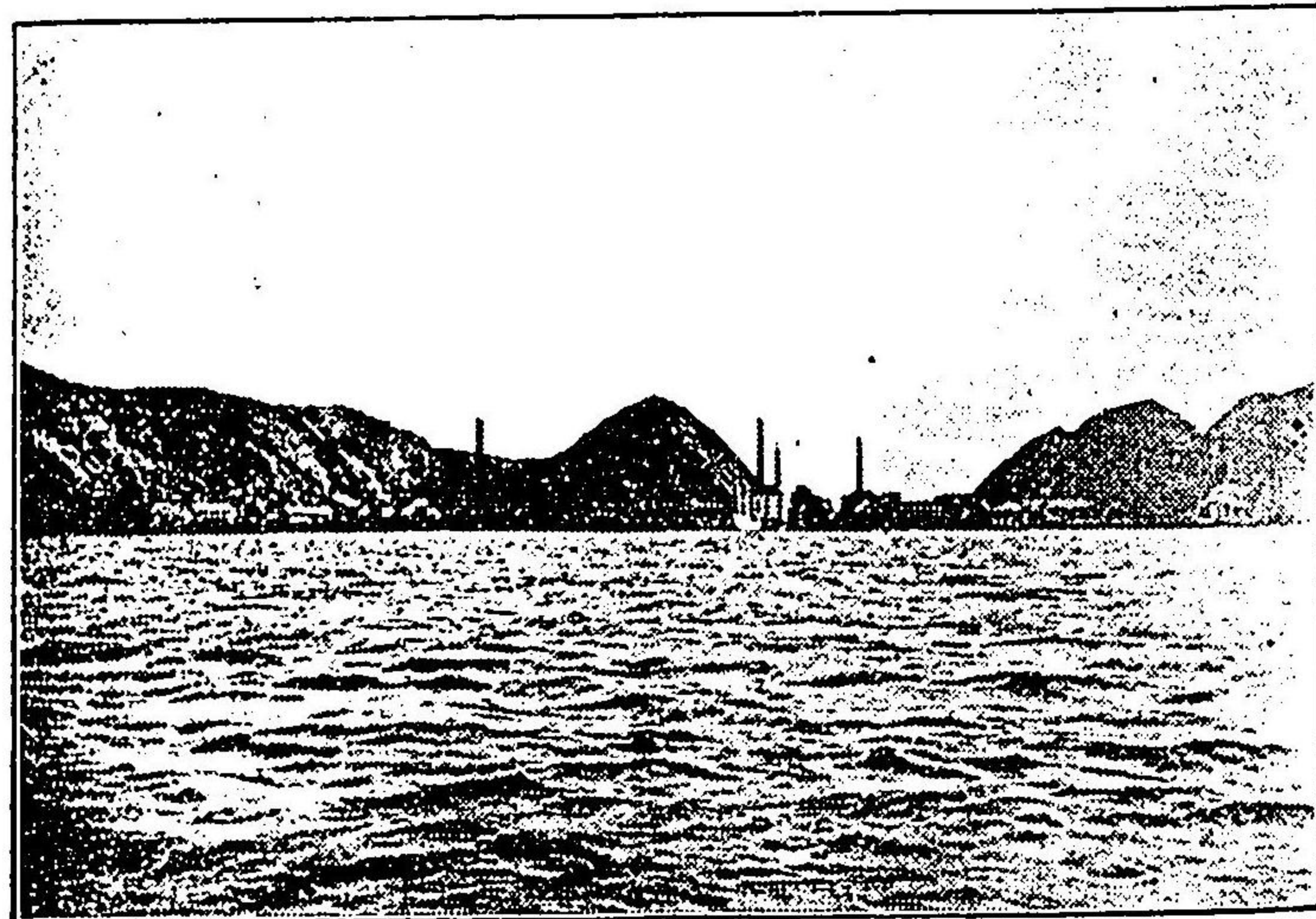
(12)



(郡和宇北) 橋鐵光高の川賀須

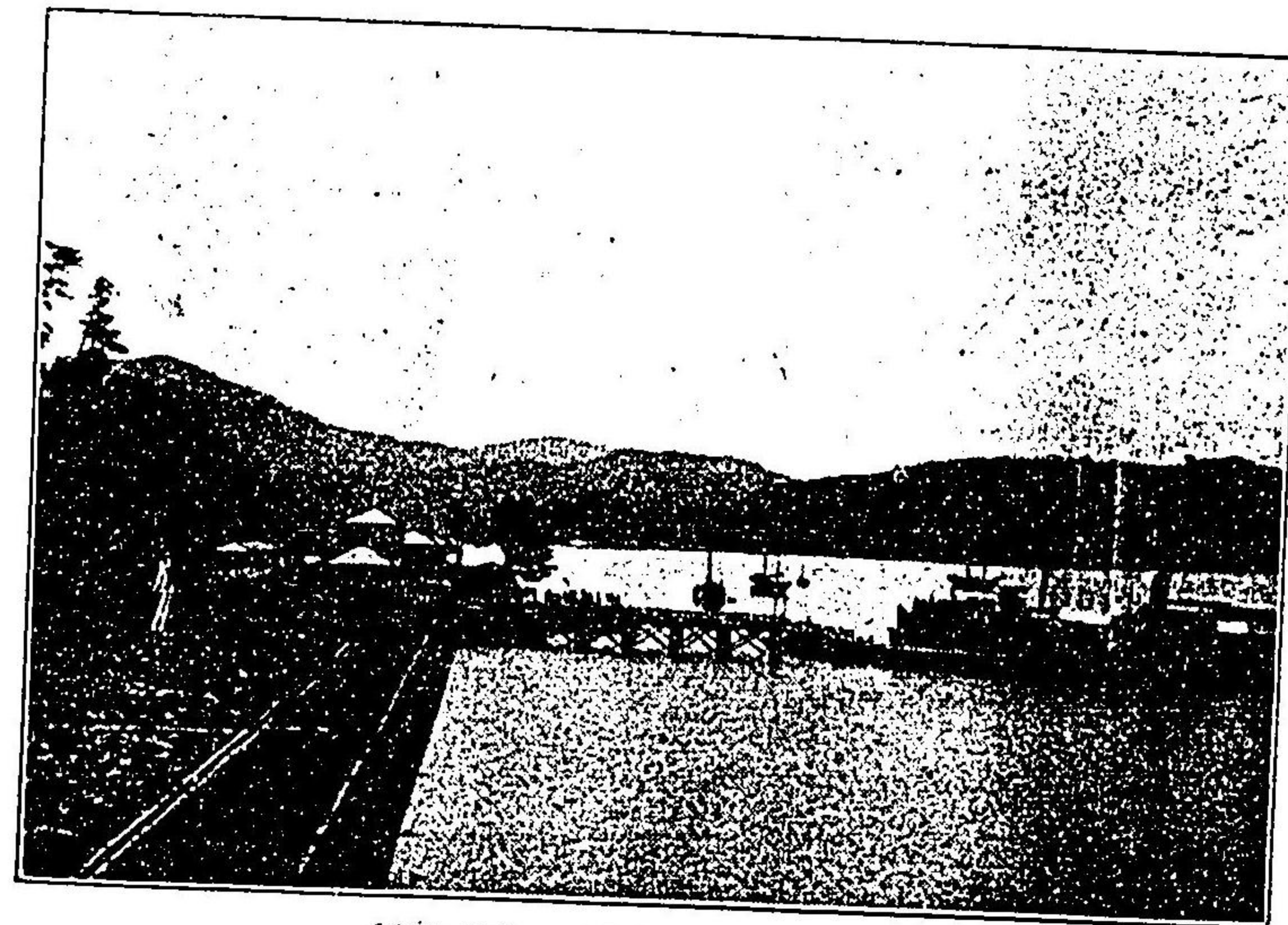


(郡和宇北) 川間立の町田吉



(郡和宇西) 所練精の島佐

(15)



(島和宇) 船繫の頭埠崎樺

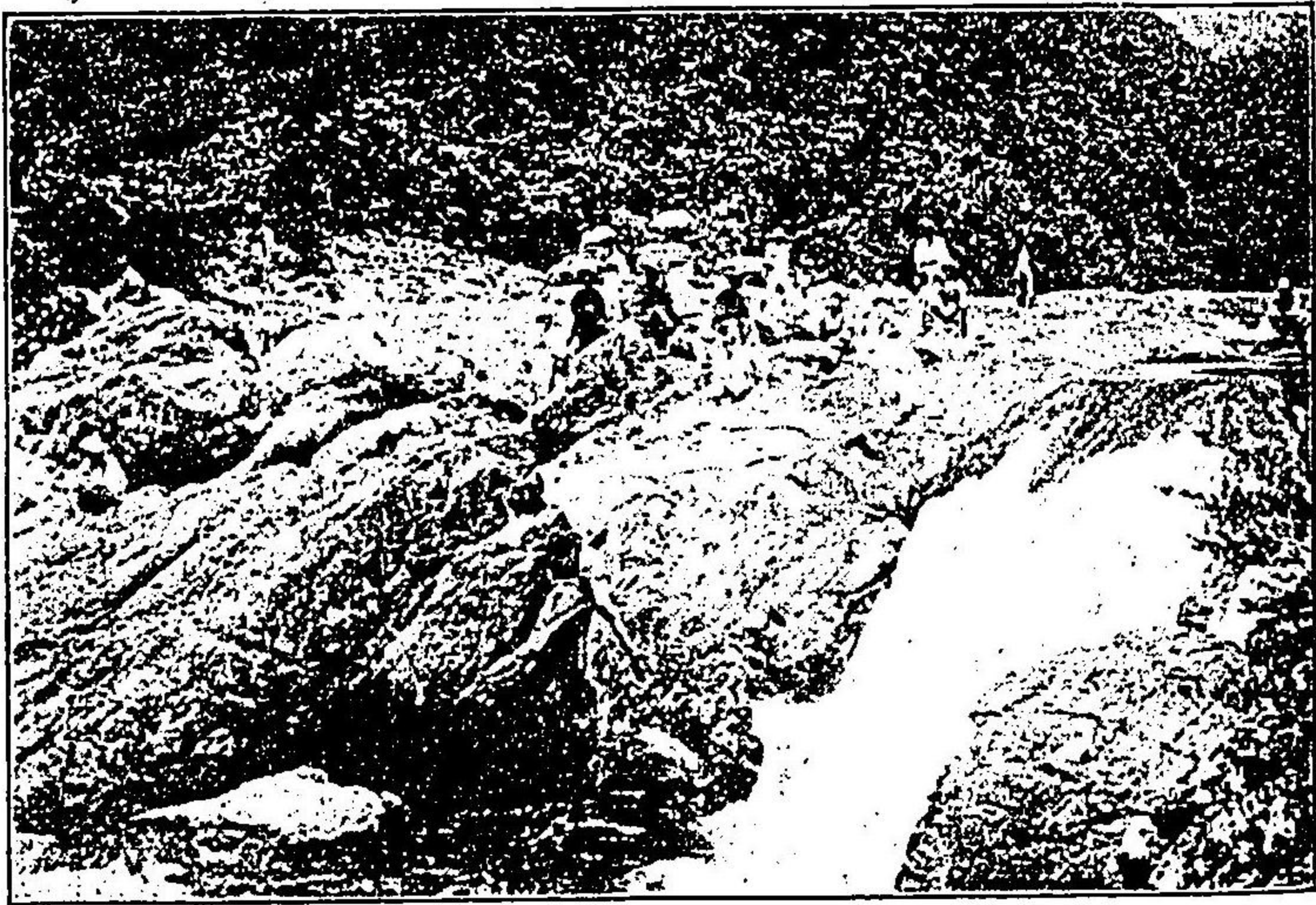
(14)



(郡和宇北) 寺超大村穂丸



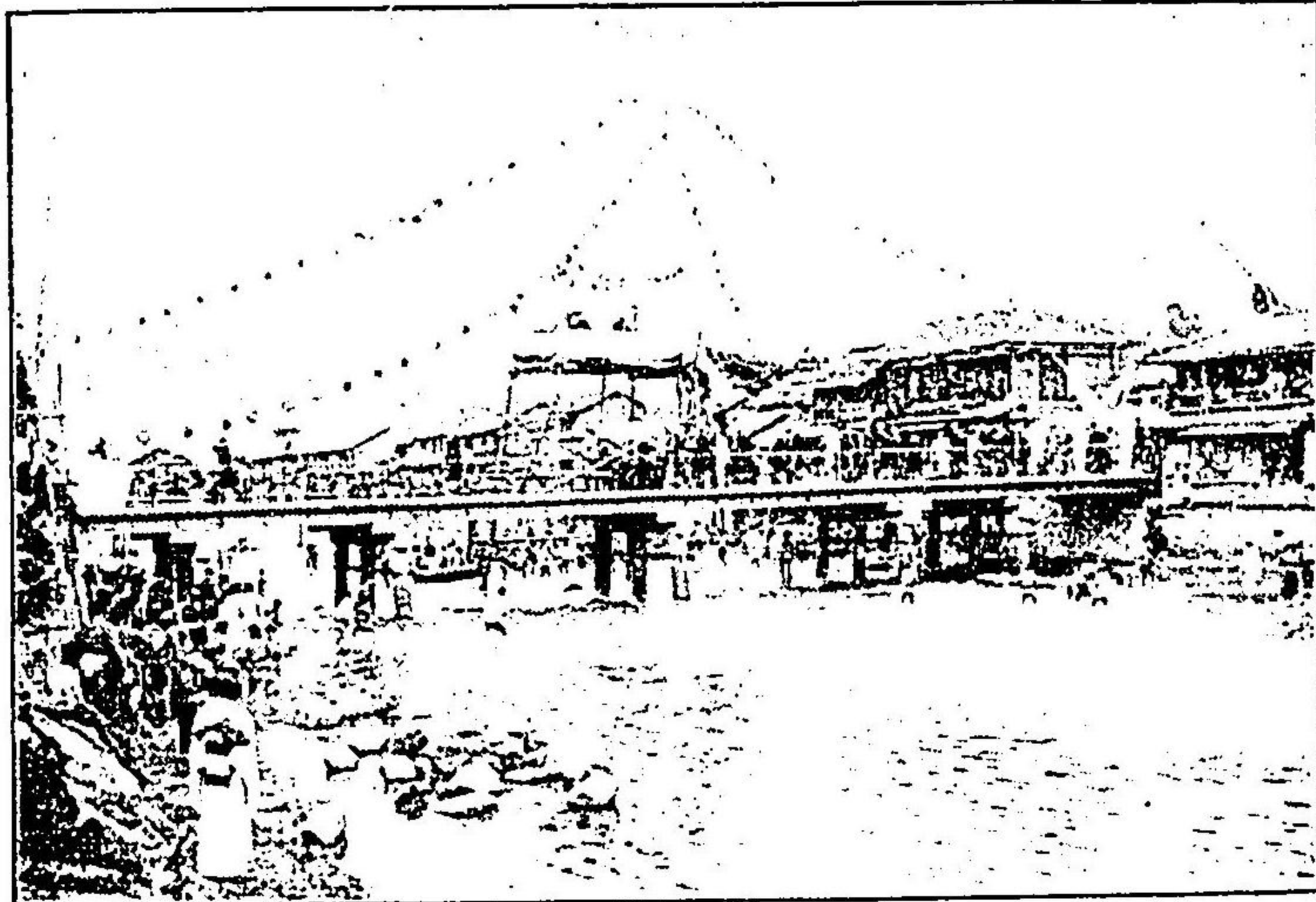
宇和島港頭の硯岩 (北宇和郡)



(郡和宇南) 岩状錫の川都僧緑



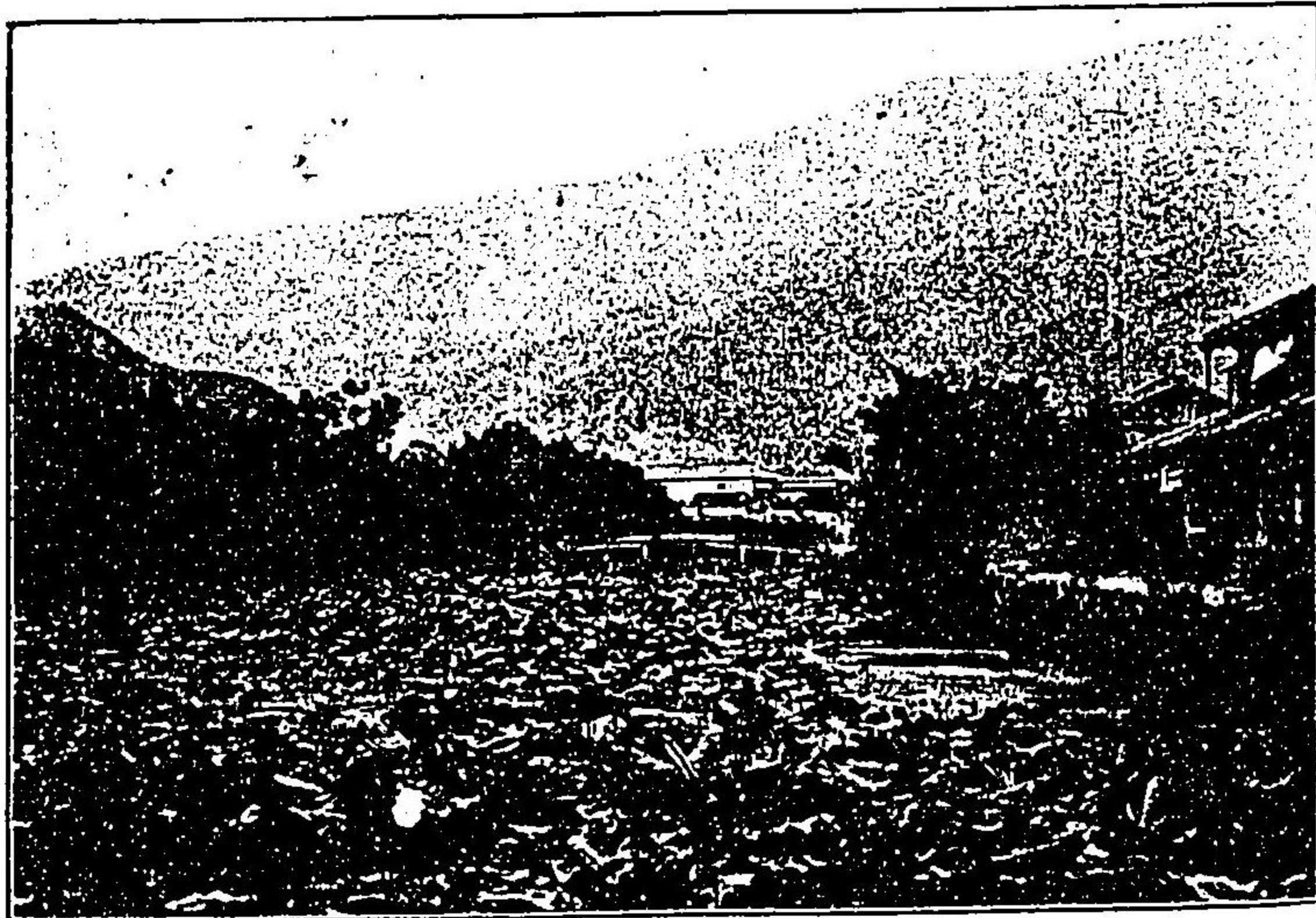
滑床山中の雪輪瀧 (北宇和郡)



(島和宇) 式通開の橋大賀須

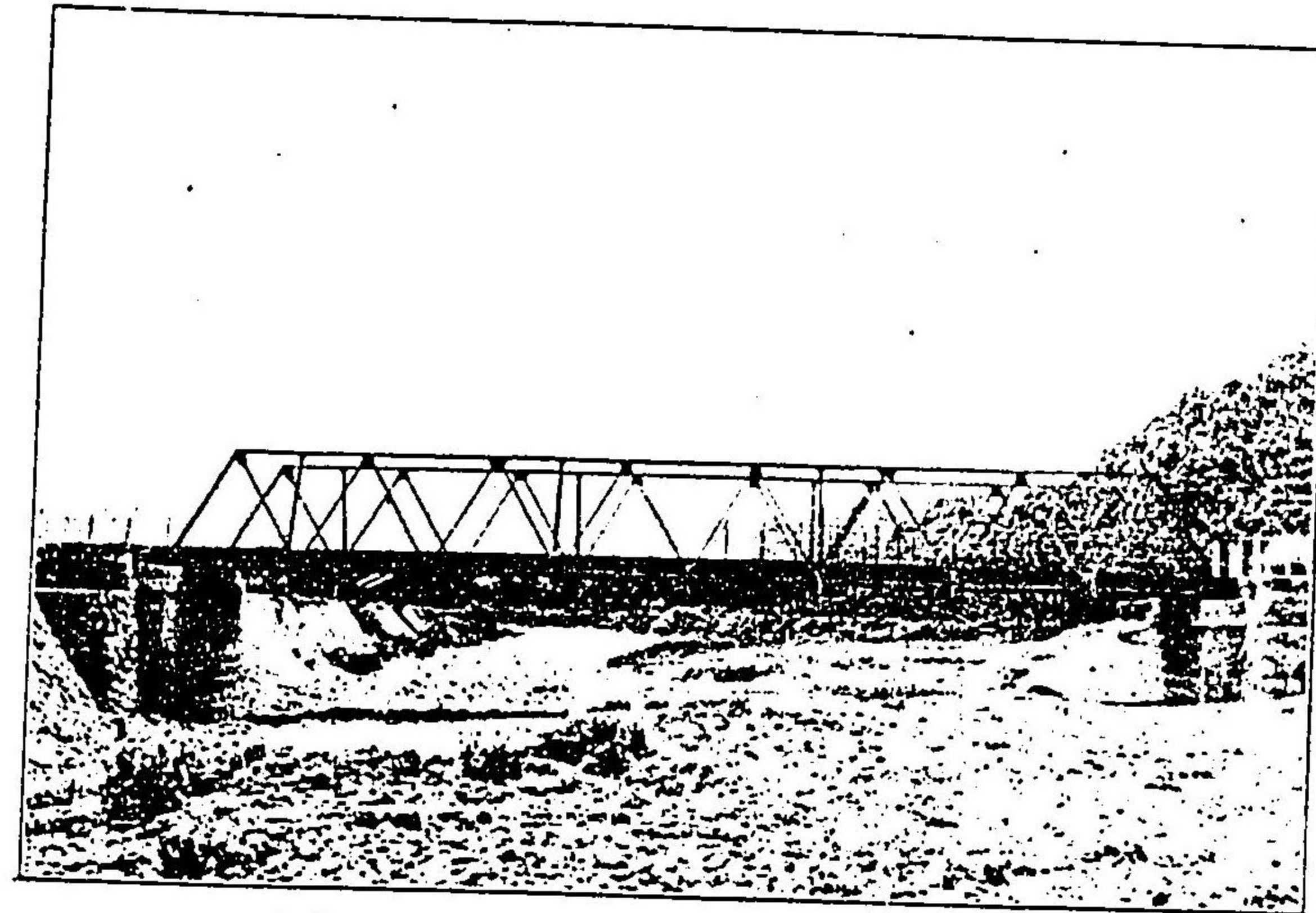


(郡和宇北) 町田吉のりよ山塙鼓太



(島和宇) む望を橋後豊りよ屋長雷

(19)



(郡和宇北) 橋鐵光高る觀りよ面側

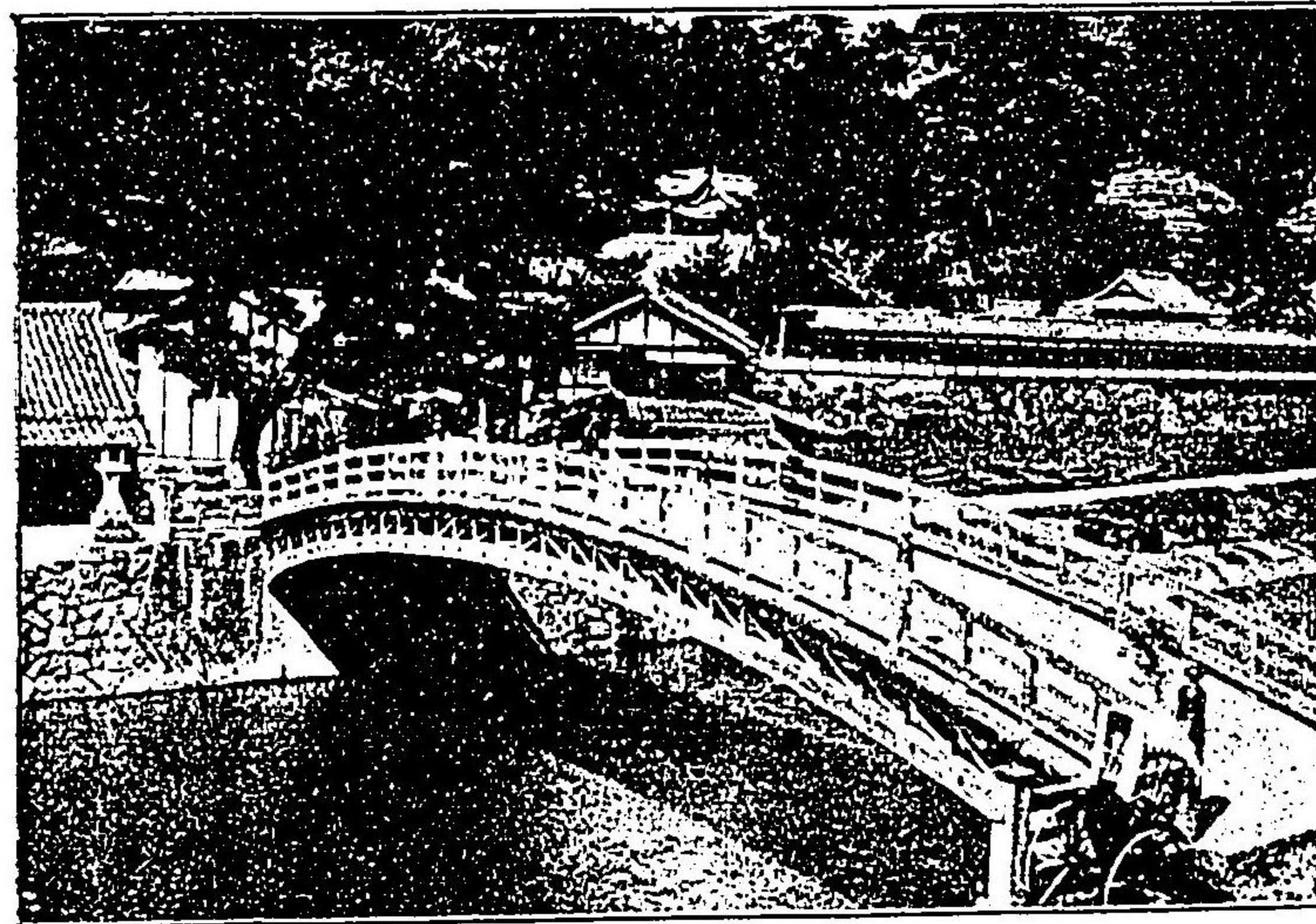
(18)



(郡和宇北) 面側の島九



(郡和宇西) 港代網真の村穴真



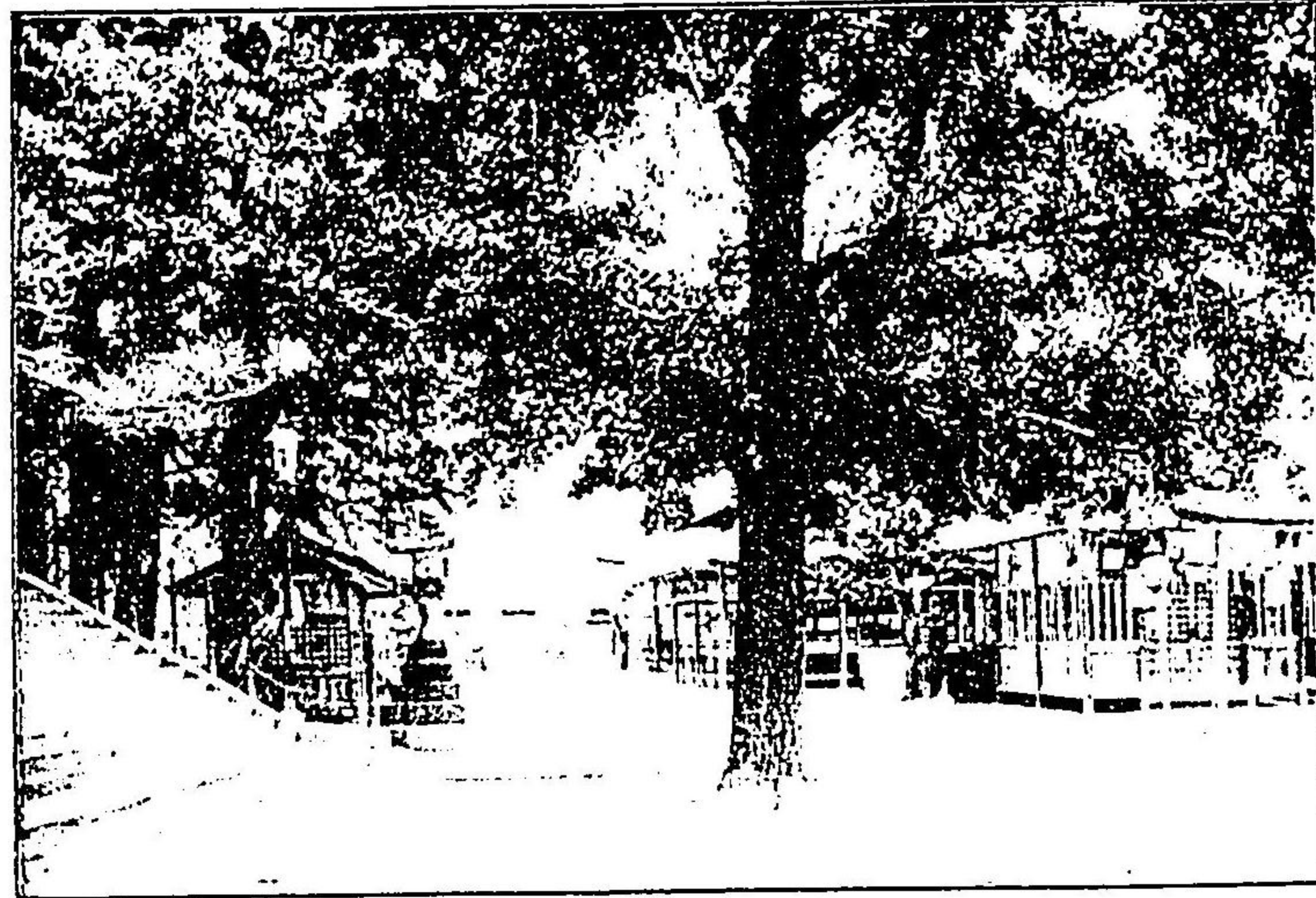
(島和宇) 橋幸御と社神靈和

(21)

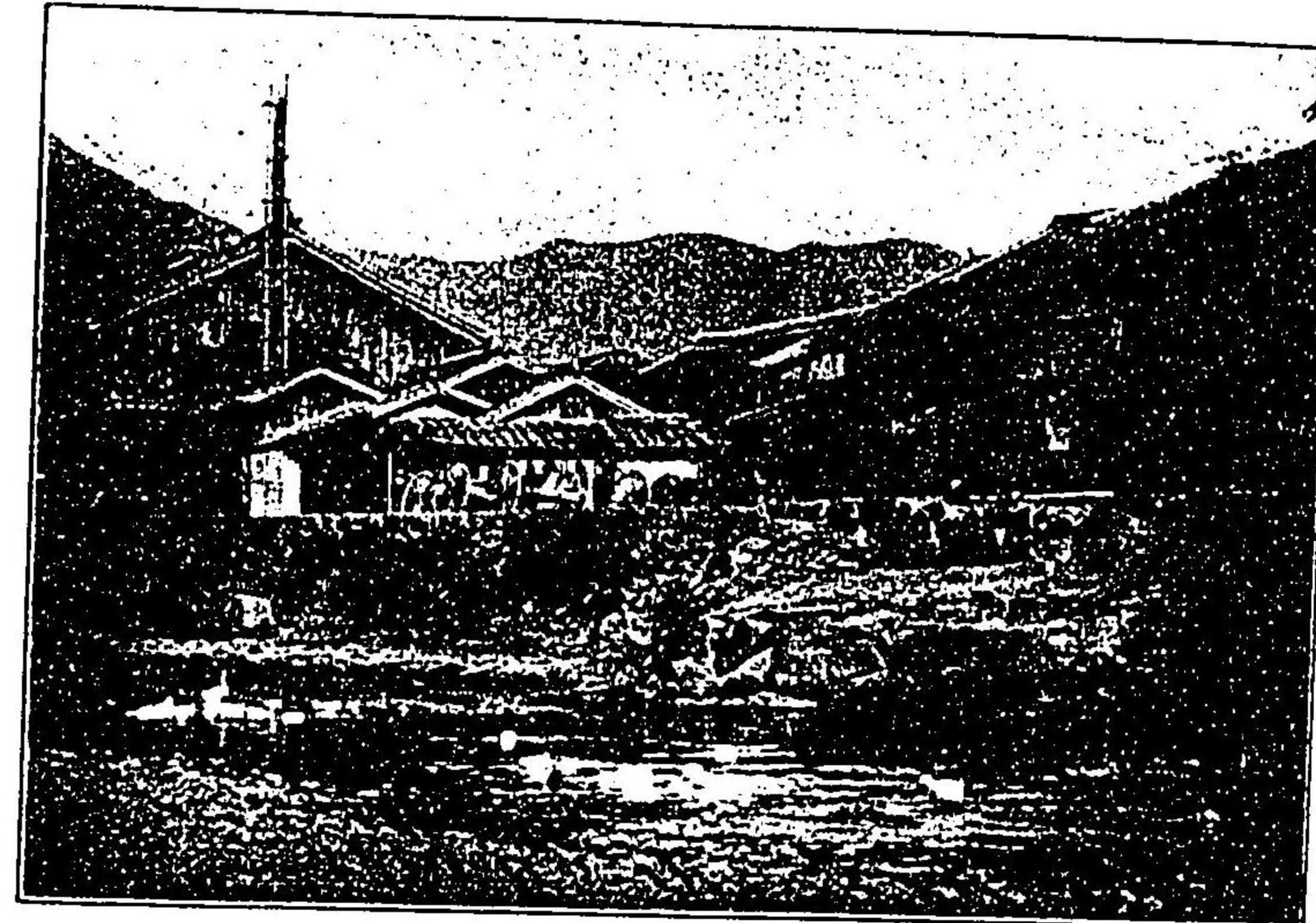


(島和宇) む望を社靈和りよ橋籠

(20)



(島和宇) 殿徳武内境社神靈和

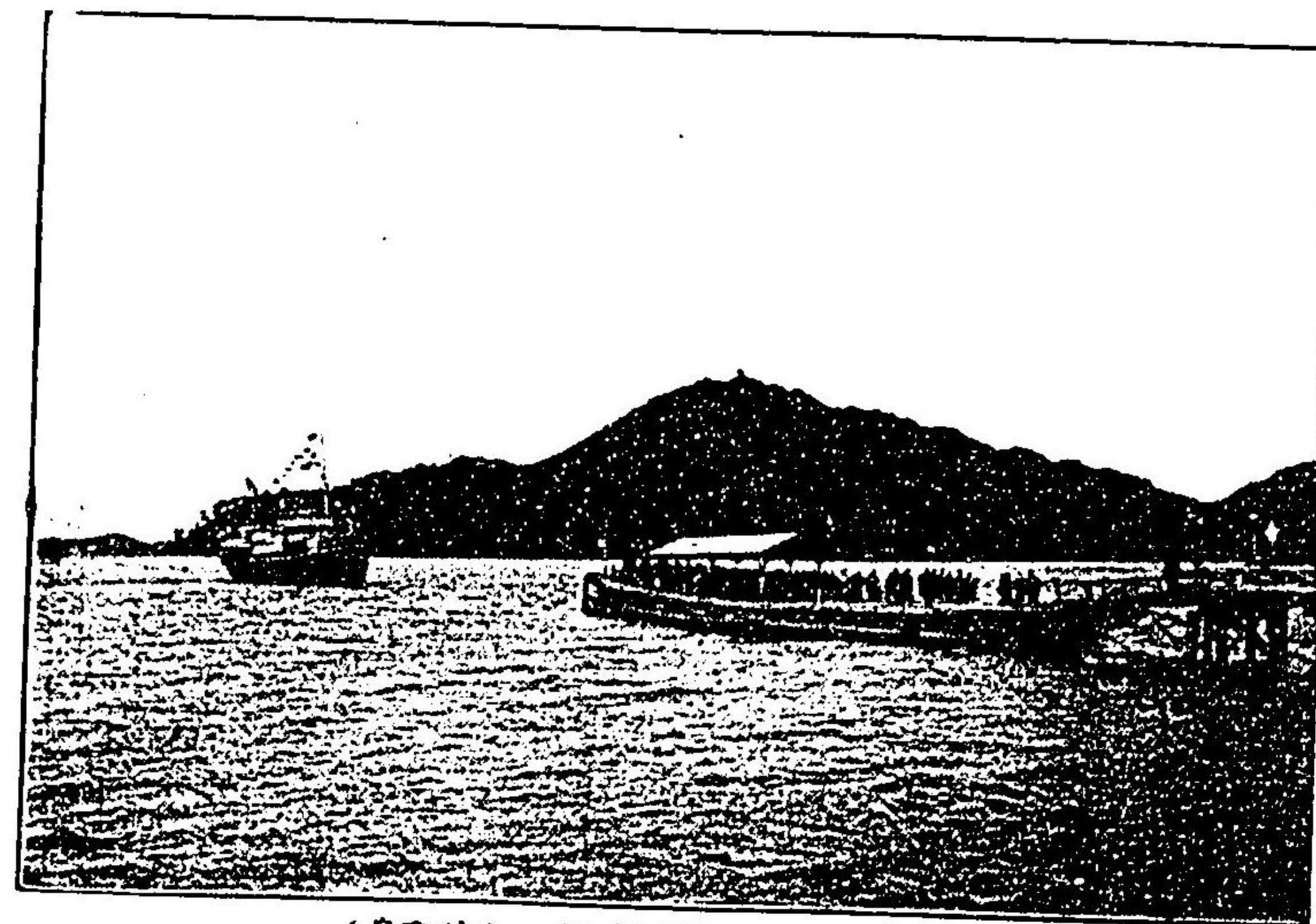


(島和宇) 端川賀須の口村下



(郡和字北) 梅の植手公山春の邸田櫻手保

(2 3)

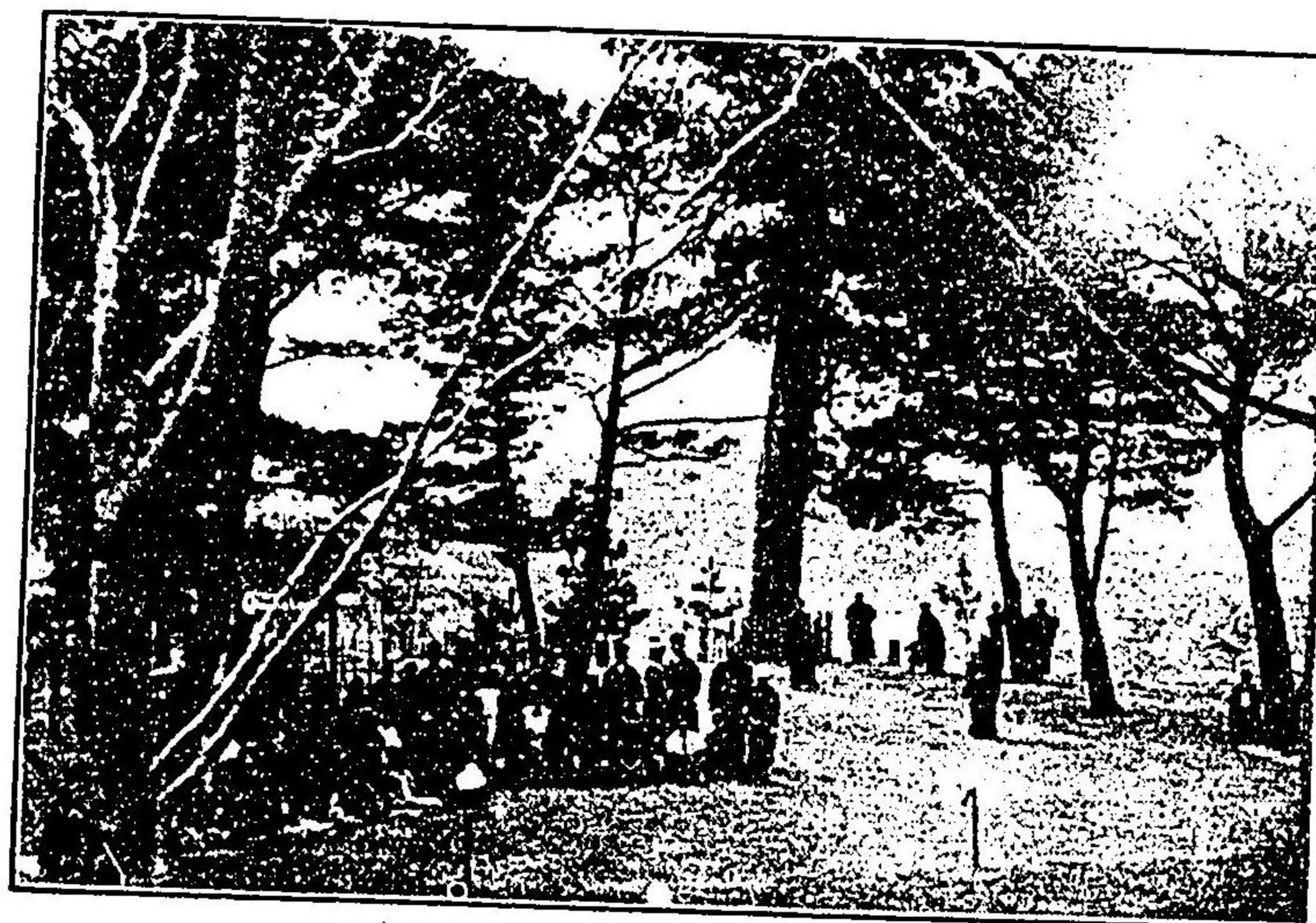


(島和宇) 飾船滿の頭埠崎樺

(2 2)



(郡和字北) 引綱の内社本大田深



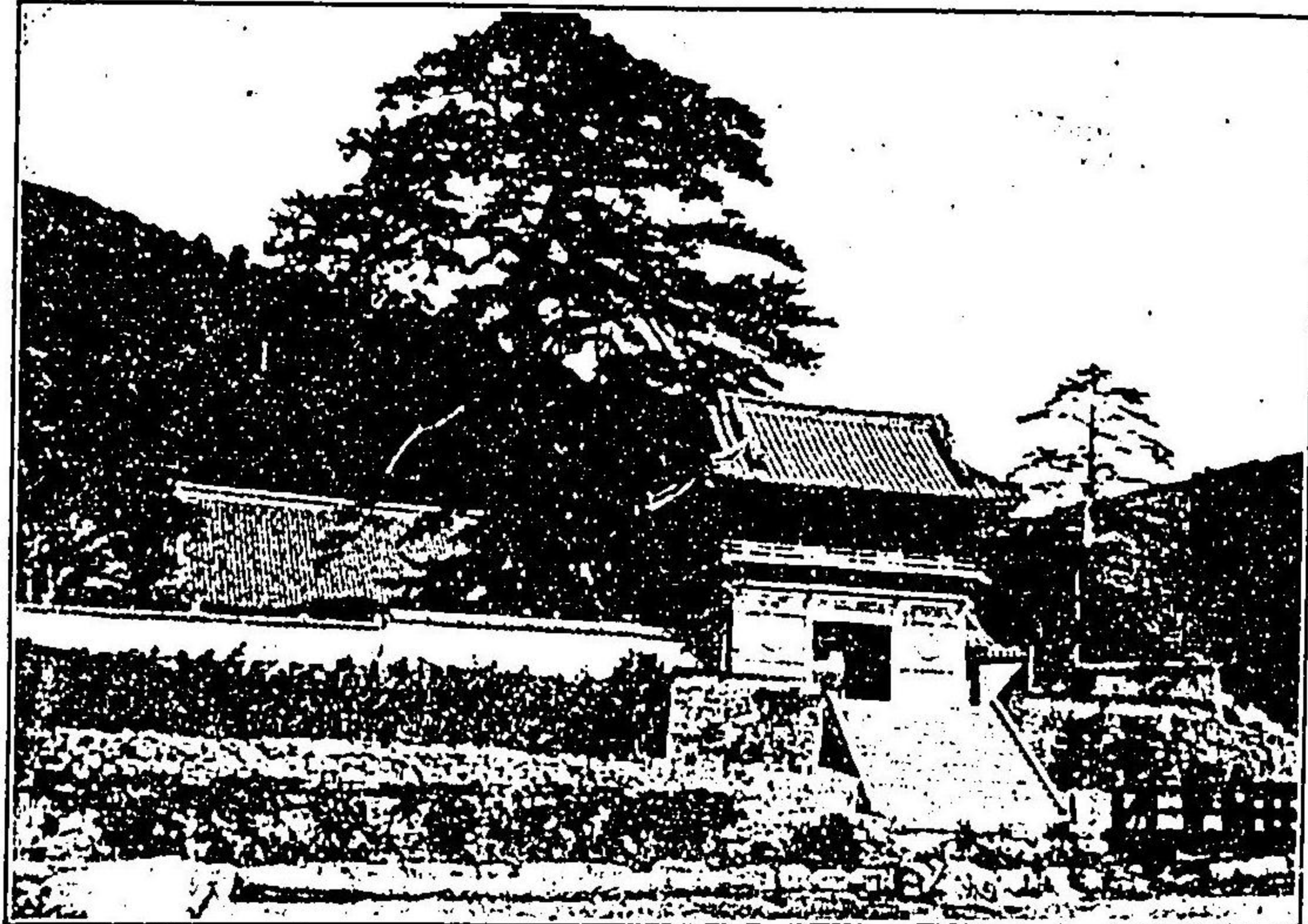
(島和字) 上頂の苑神森榺



(郡和字南) 口灣の港浦深



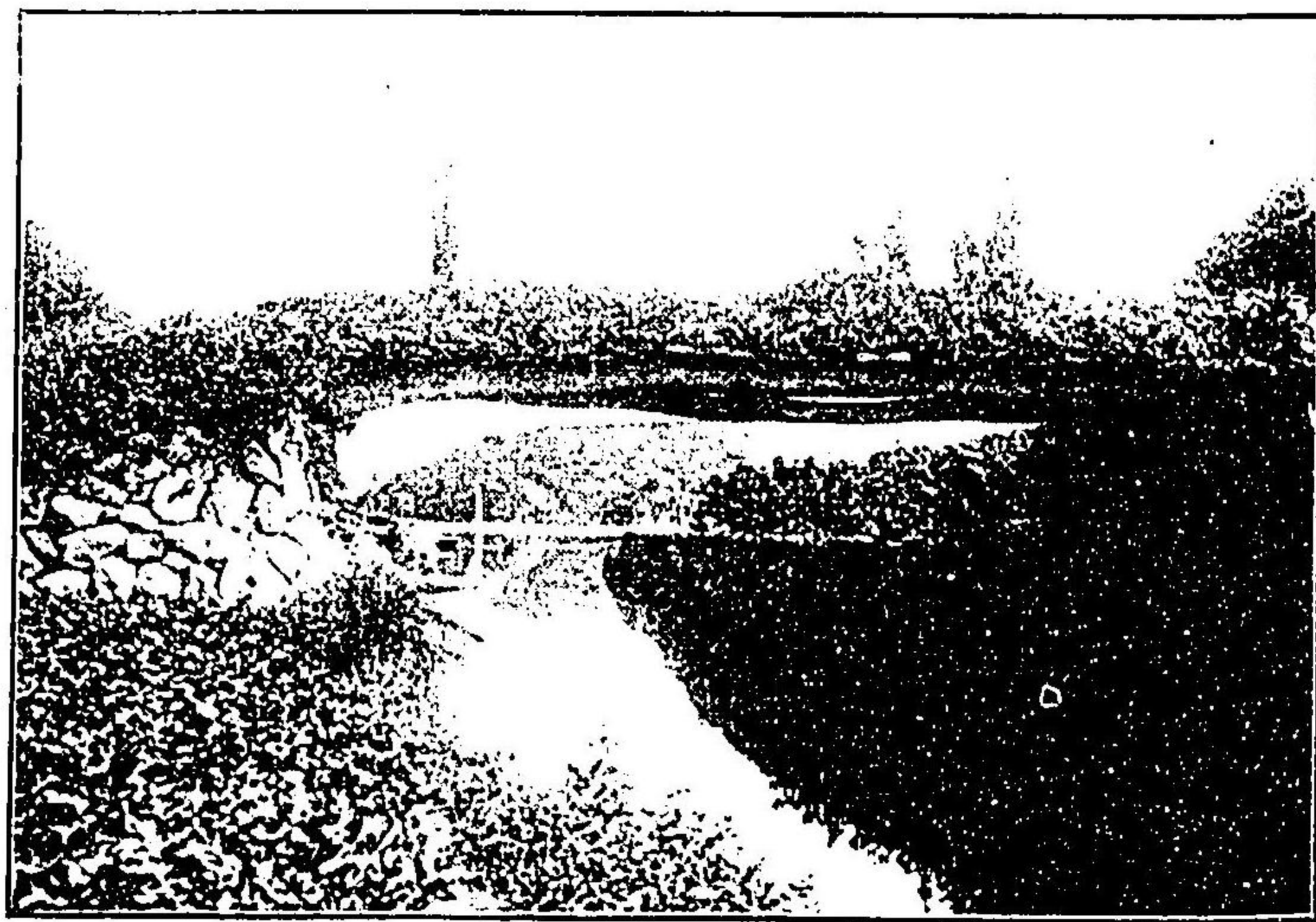
(郡和字北) 鼻土赤の松寄村來



(島和字) 門山の山華龍

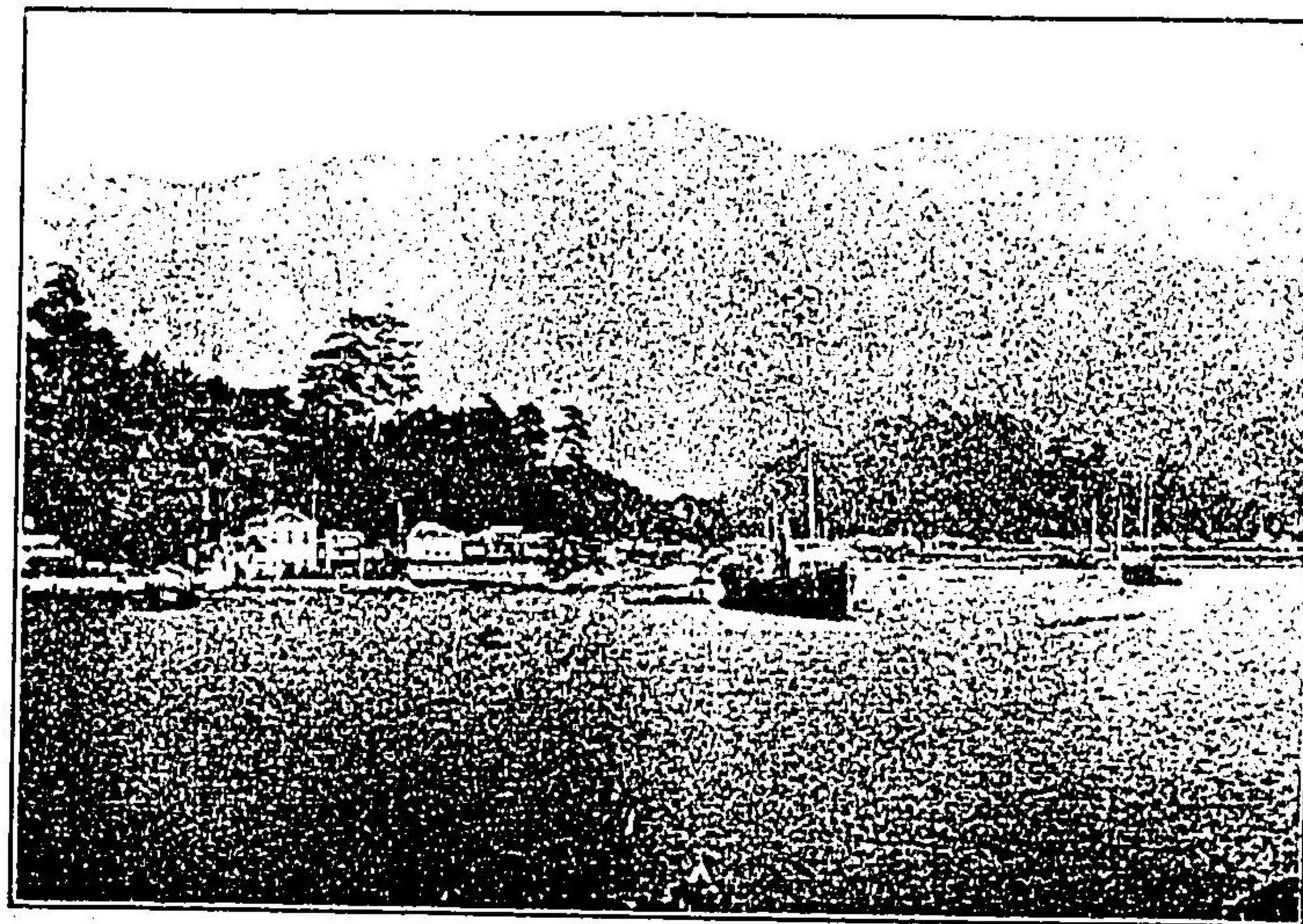


(郡和字北) 前社神幡八の村幡八



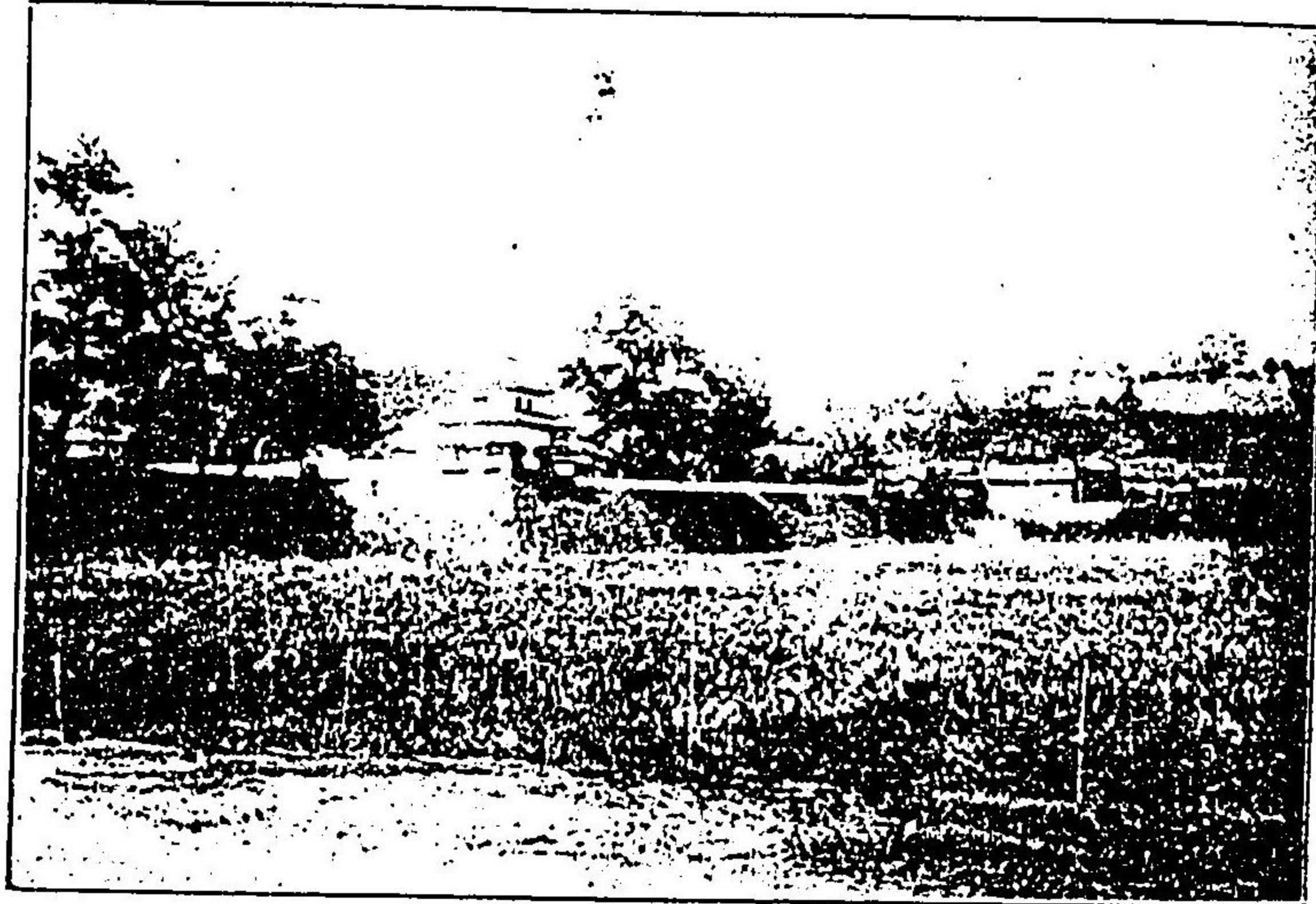
(郡和字北) 橋土口間の村南奥

(27)



(島和字) む望を港島和字りよ島九

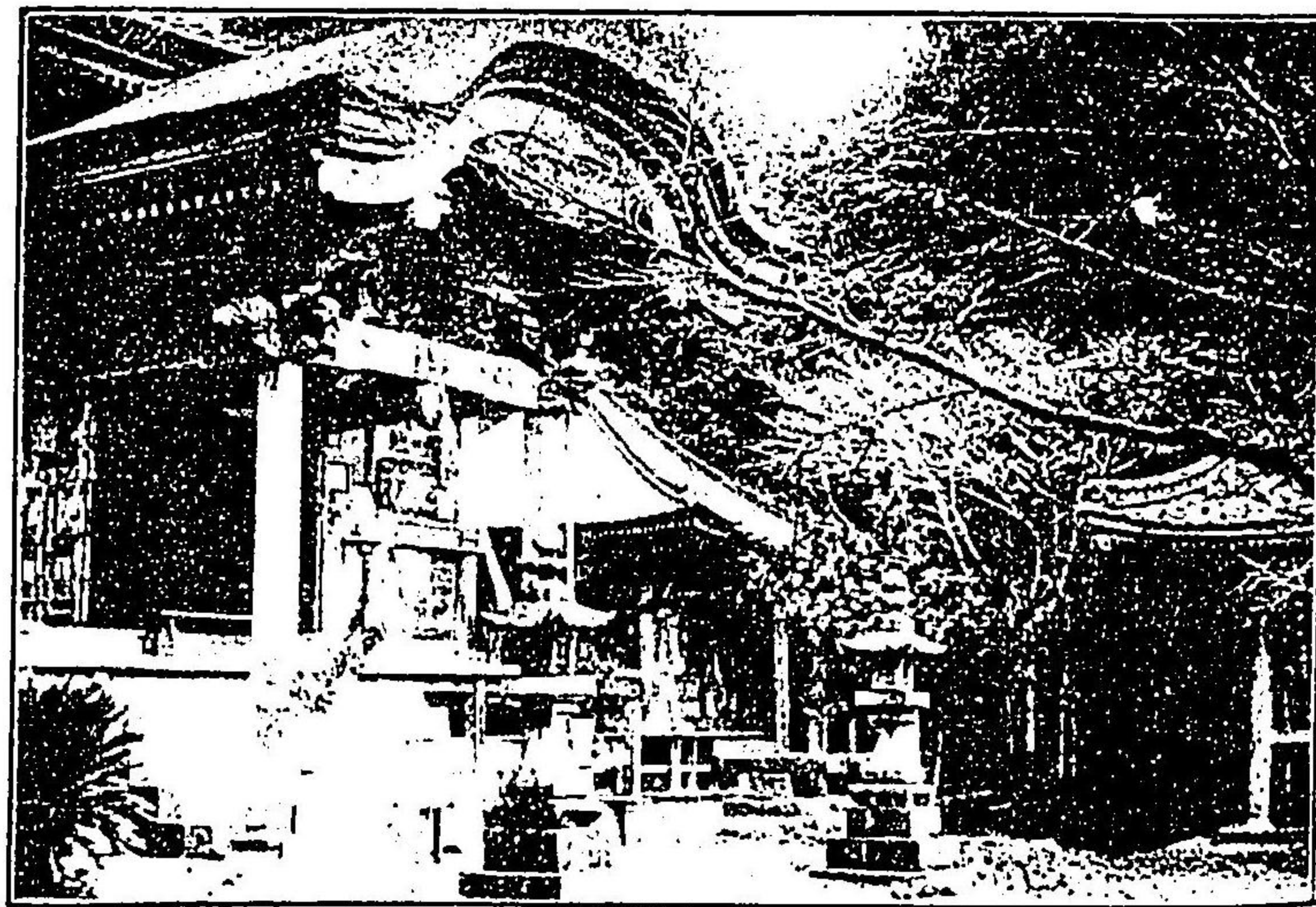
(26)



(郡多喜) 跡城古の洲大

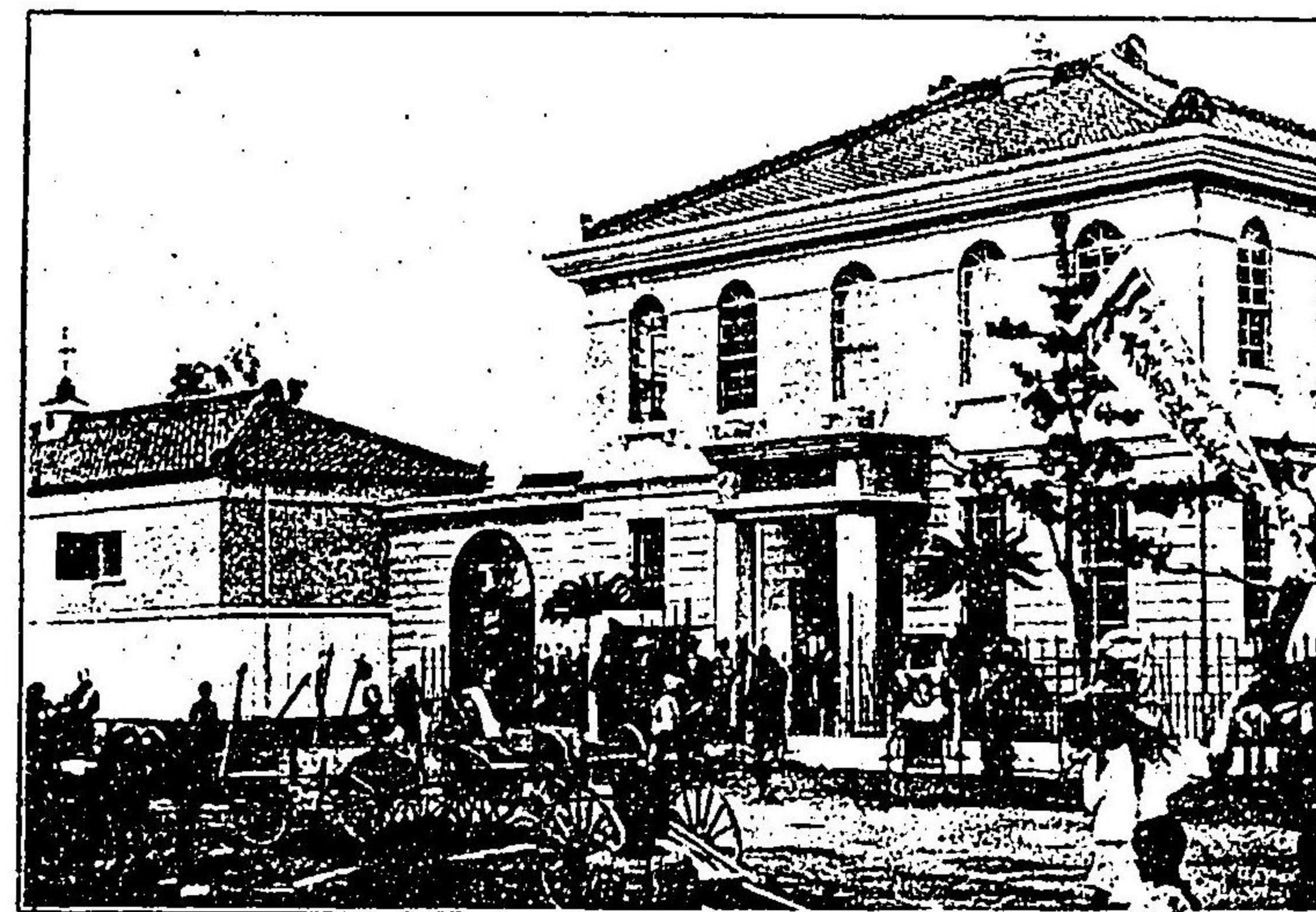


(島和宇) 濱村島和宇の前修改



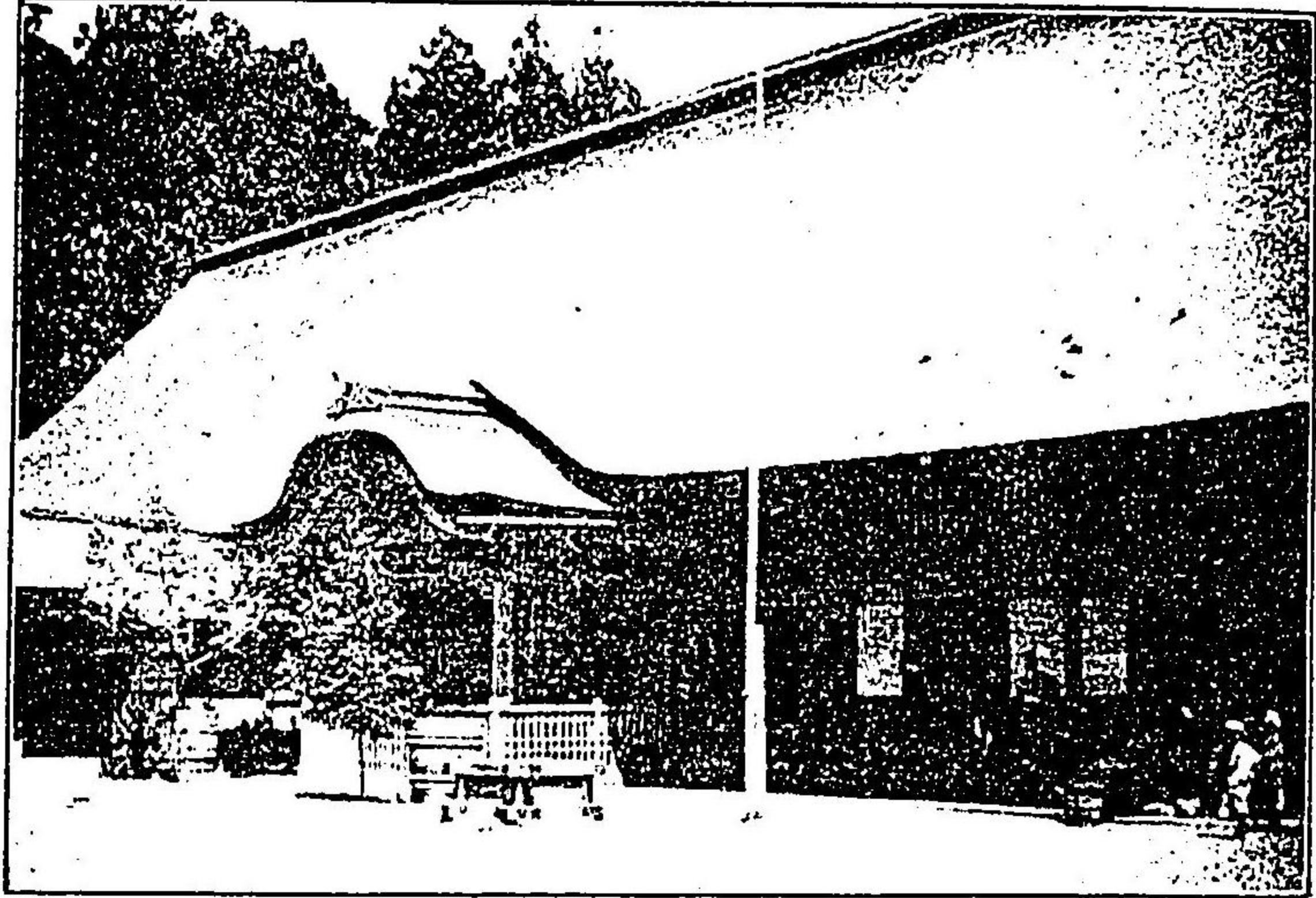
(郡和宇東) 寺石明るあ緒由

(29)



(島和宇) 店支島和宇行銀九廿第

(28)



金山出石寺 (多摩郡)



双岩村の夫婦岩 (西宇和郡)



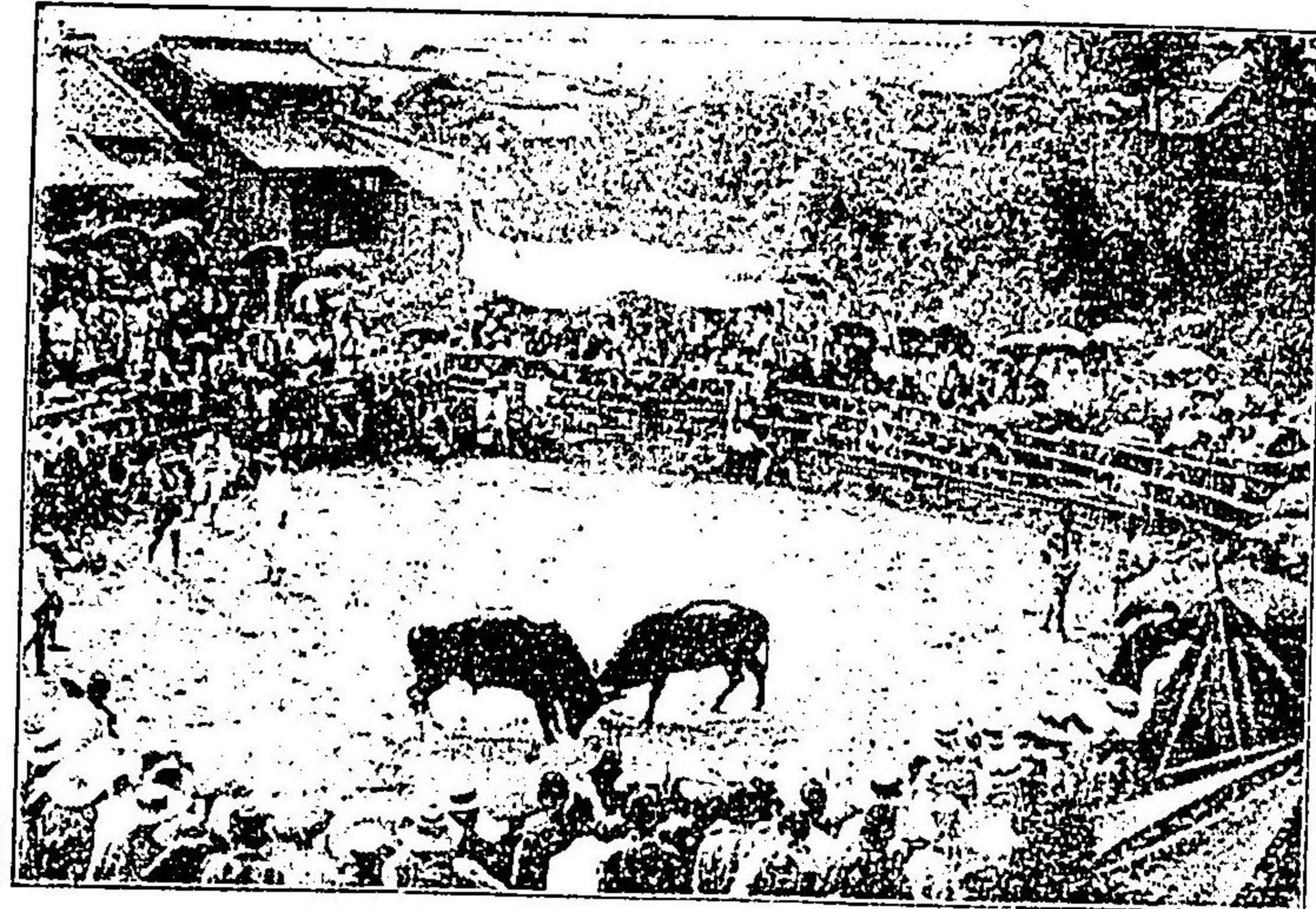
伊達家所有鹿島の海岸 (南宇和郡)

(31)

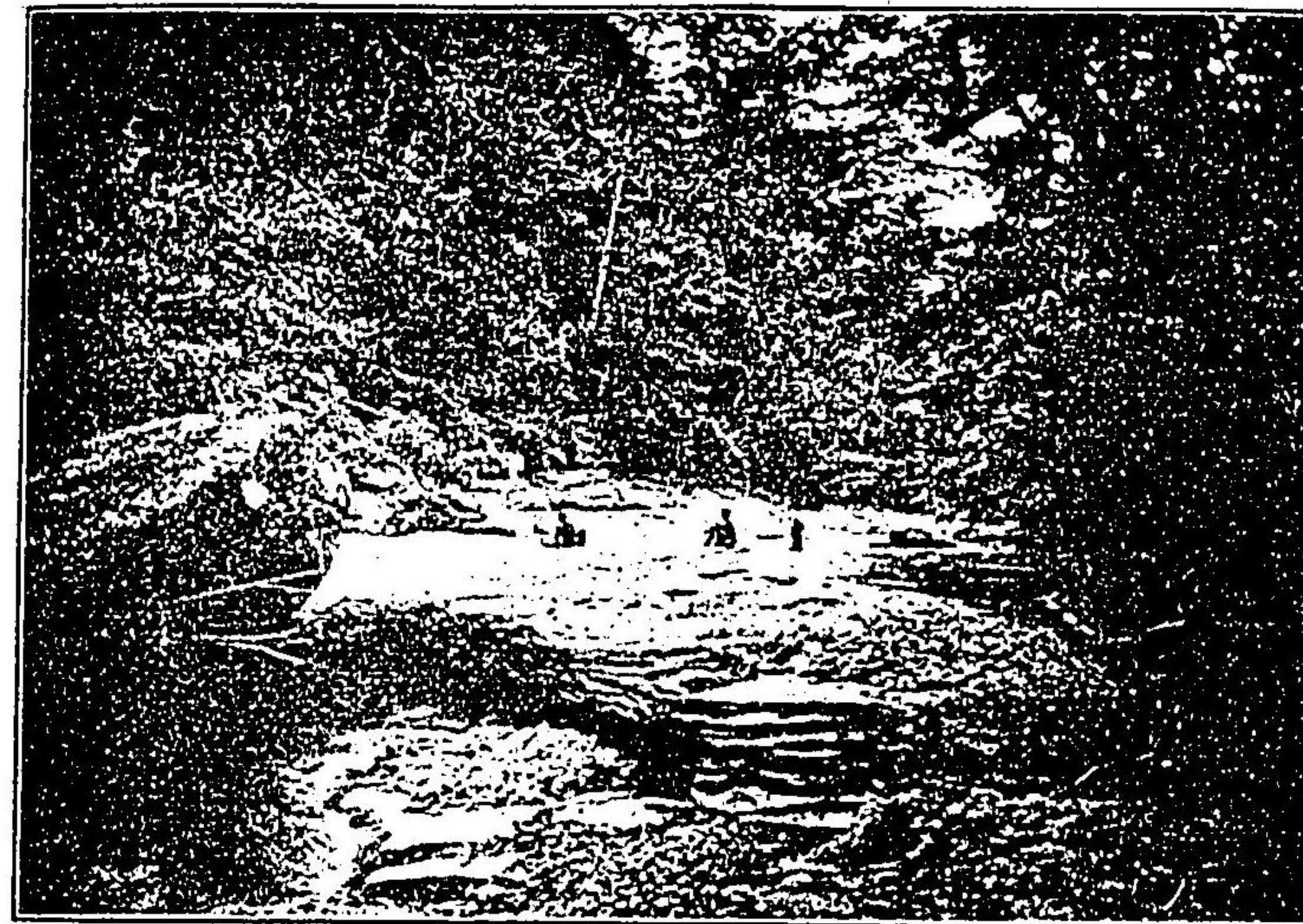


魚返りの瀧 (北宇和郡)

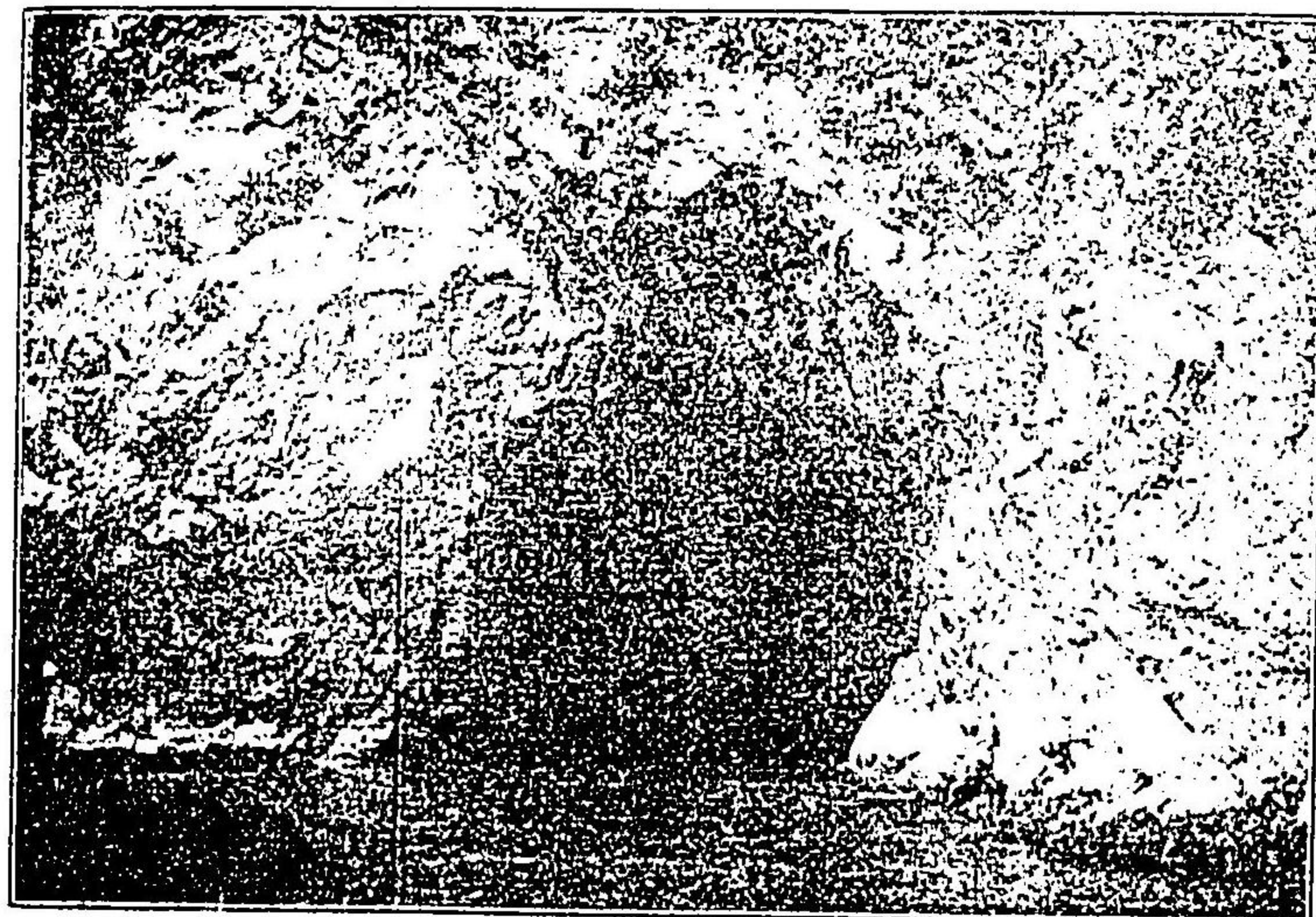
(30)



(島和字) 景光の牛働物名の豫南

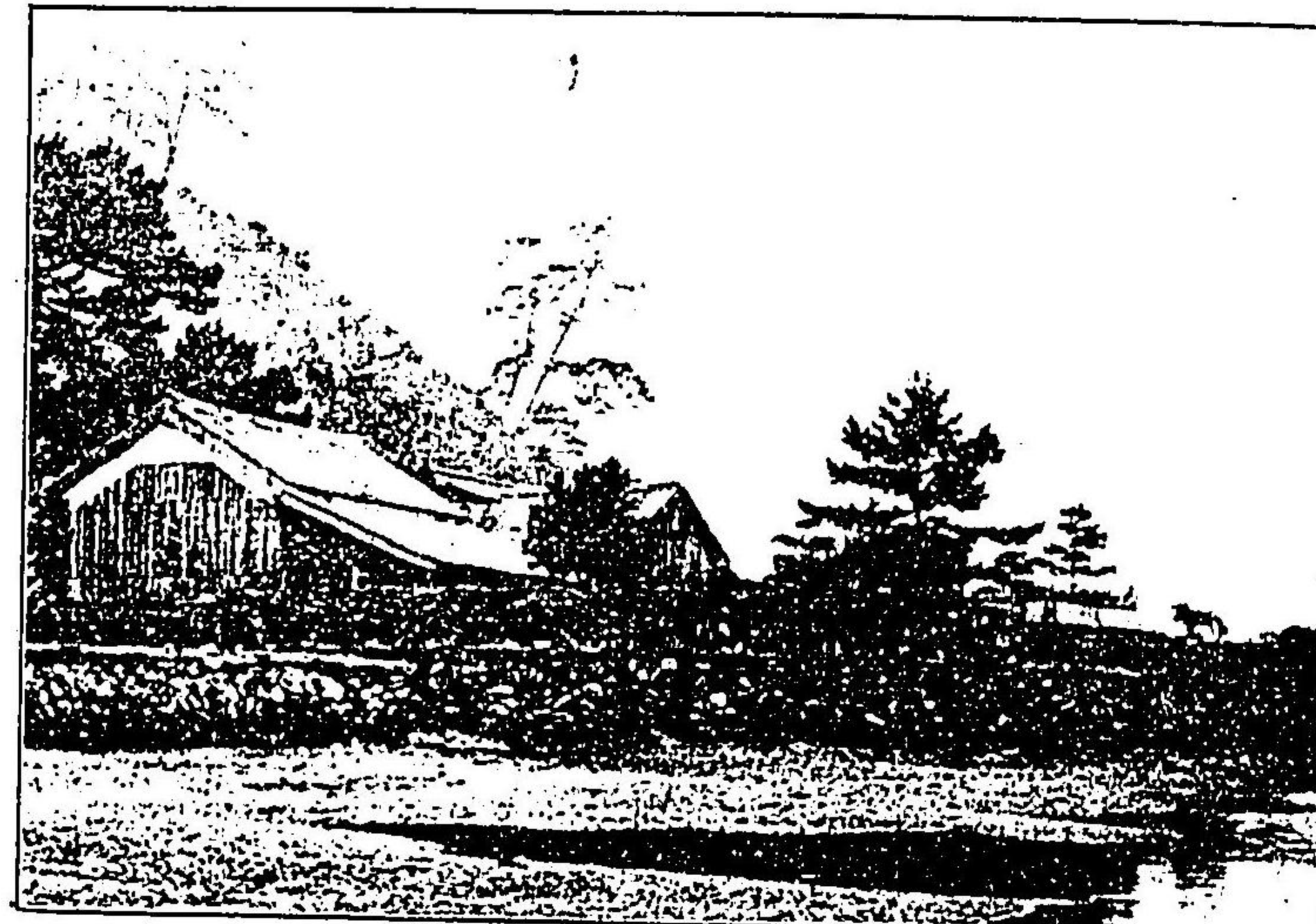


(郡和字北) 岩壘千の床滑



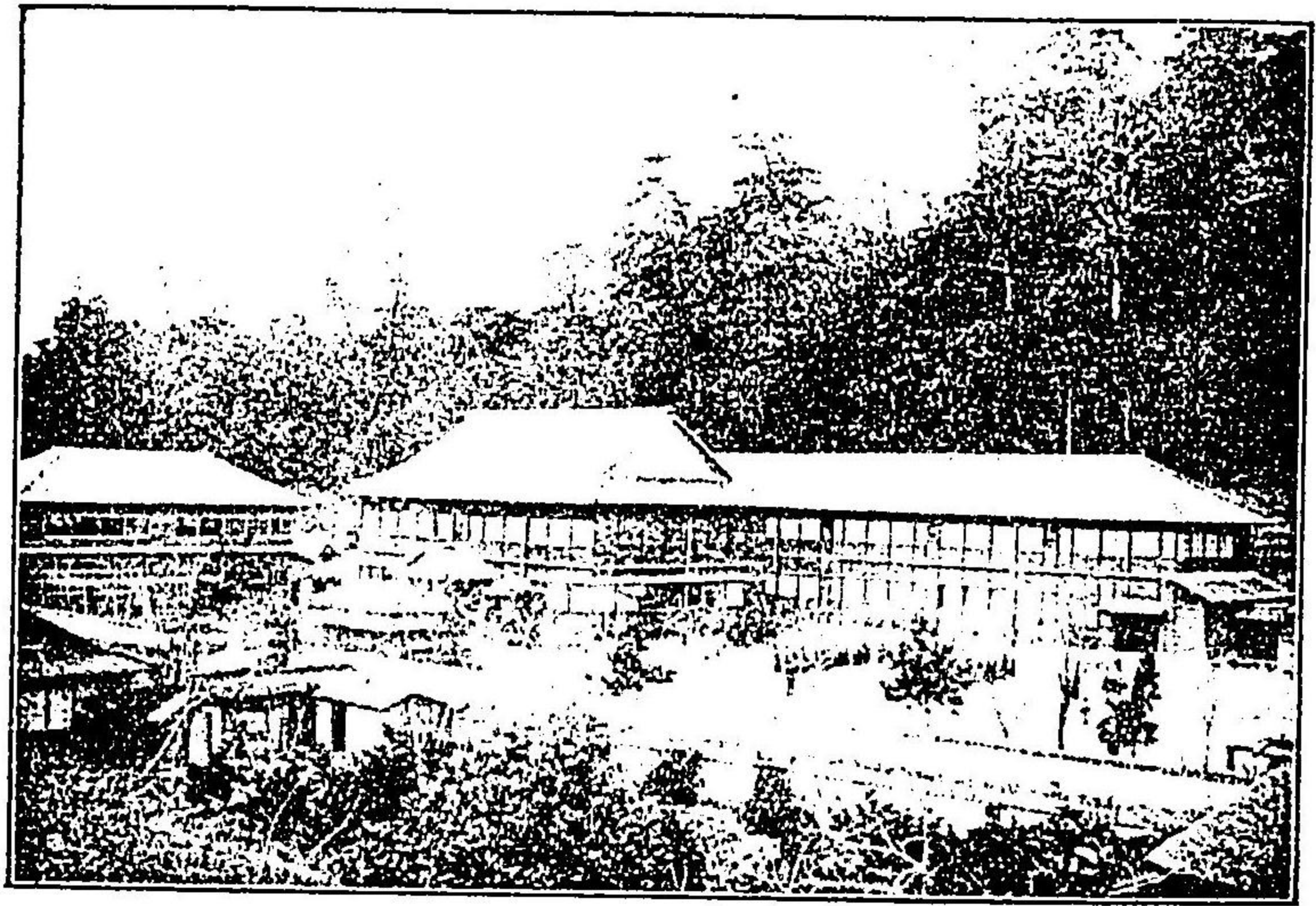
(郡和字南) 窟洞の島鹿有所家達伊

(3 3)



(郡多喜) む望を園公吉住内港濱長

(3 2)



同校職員氏名

文部選奨校

宇和島女子高等小學校

校長 兵頭賢一氏

西岡	松田	松村	芝田	岡田	土居	矢野	菊池	富永
シカノ	スガ	彌三郎	ハマ	賢次郎	菅男	直服	文三郎	寅吉
子	子	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
松浦	山路	入江	末廣	山内	山口	山登	小西	細川
房	順	モ	ナ	静	登	茂	ヒ	川
之	ト	子	子	子	子	子	子	氏
雄	助	子	子	子	子	子	子	氏

増築の折校長の咏める歌

いや廣く建し學びの新室を

開く今日こそ嬉しかりけれ

南豫案内

小林葭江編

第一編 總説

第一章 緒論

(1) 南 豫 案 内

巖々たる高峰、秀然として北宇和郡の中央に屹立し、翠嵐翔す可きものは鬼ヶ城山に非ずや、双立の奇岩、屏然として西宇和郡の一角に嶄出し、氣骨親しむ可きものは夫婦岩に非ずや、山を後にしたる宇和島城、水を前にしたる大洲城、東に長曾我部の襲撃を受けし黒瀬城あれば、西に藤原純友の據し日振島あり、深浦港は八幡濱と相呼應して稀有の南北良港をなし、和靈の社は安藤の祠と共に兩伊達家の柱石たるを失はず、若し夫れ隣接せる伊豫の東半部を窺はんか、久万の山、大野ヶ原、松山の城、郡中の濱、道後の湯、孰れか佳風

良光ならざるはなく、更に南、土佐の國境に入らんか、柏島、沖之島、鵜來島、姫島等の大
 小島は太平洋中に基布するを見る、一葉の扁舟に身を托して佐田岬に限られたる南北面の
 海上に棹させよ、陸上肥沃なる田畑は相續きて海上また無盡の寶庫を藏せり、特に鏡の如
 き海面を輕走して畫もまた及ばざるの島嶼岬灣を送迎するに至らば、誰か造化の妙技に驚
 かざるものぞ、編者の以て南海の一大泉水ありと主張するもの、蓋し當らずと而已謂ふ可
 けんや、而かも日本帝國に於ける我南豫の地位を觀察せんか、地の餘りに僻在して帝都と
 相距る甚だしきの故を以て、未だ洽ねく其名を知られず、從つて文人雅客の風景美を論ずる
 もの、多くは日本三景を云ひ、日本三公園を推し、少しく進みて瀬戸内海を推賞するもの
 ありと雖も、瀬戸内海や、公園とす可く將た名所とす可く餘りに廣漠たり、如かず、我南
 豫を日本の代表的名所とせんには。

第二章 概 說

日本地圖を披けば蝙蝠の翼を擴げたるが如きの一島あるを發見す可し、阿波、讃岐、伊豫

土佐の四個國を包有するを以て四國とは名付く、往昔二名島と稱し、別に愛比賣とも名付
 られしを今は伊豫國の縣名とはなれりき、而して其左翼に長く引伸し長岬を佐田岬となし
 此長岬をコンパスとして劃せる圓形内にある喜多、西宇和、東宇和、北宇和、南宇和の五
 郡を便宜上南豫とは云ふ。

同じく伊豫國內にありとも、我南豫は今治以北の北豫、西條以東の東豫に比し、山川原野
 の狀勢、人情風俗の相異、陸海物産の種別等眞に國を異にせるが如きの感なき能はず、想
 ふにこれ幾々五十餘里の長き國柄を爲し、山嶽重疊して交通不便なりしの結果なる可く、
 殊に維新前迄は區々たる一伊豫國に入藩の割據するあり、藩主は各其所領内の土地人民を
 支配せり、就中我南豫に至りては宇和島、吉田、大洲、新谷の四藩に別れ、疾視反目して
 敢て相往來するの情誼なかりしが、王政の復古と共に廢藩置縣となり、遂には愛媛縣を置
 て伊豫全國を管轄せらるゝの機運に遭遇したり、左れど運輸交通の法は唯一の海路に待つ
 あるのみにして陸路僅かに松山へ通するの一線ありと雖も、犬寄、鳥坂、法華津の嶮坂は
 往手に横臥し、車輛は愚か、徒歩甚だ困難あるものあり、今や漸やく交通上の面目を改た

め、稍舊態を脱して國、縣、郡、里道の改修頻々相繼ぎ、馬背を廢して車輛を通ずるの個所増加せり、たゞ之を京阪地方の鐵路縱横なるに比すれば、素より膏壤の差ありと雖も、時運の進歩に連て四國循環鐵道の計畫せらるゝ折柄ゆゑ其利便を享ること、必らずしも遠き未來の事なりとは信せざるなり。

第一節 地 勢

南豫は伊豫國の西南に位置し、北緯三十二度五十四分二秒（南宇和郡鼻面岬）より同三十三度三十九分三十秒（喜多郡立川村）に至り、東經百三十二度一分（西宇和郡佐田岬の西端）より起りて同百三十二度五十三分十一秒（東宇和郡遊子川村）に終る、東は伊豫、上浮穴の二郡と高知縣下の高岡、幡多の二郡に境し、西方海を隔て、豊後、日向の二國に對ひ、北方伊豫灘を夾んで周防を望み、南方遙かに太平洋に面せり、東南一体に山を負ひ、西北南の三面海に濱す、而して豫土兩國を劃せる石槌一帶の大山脈は東北より西南に走りて兩包山、麥切坂、杖嶺、黒尊山、鬼ヶ城山、篠山等の峻峰となり、三坂峠、北ヶ嶽を形

成せる支脈は海岸を北走して長濱に終り、大野ヶ原より雨乞森に分岐せる一脈は西走して佐田岬に盡く、此外大洲八幡濱間の夜晝峠、八幡濱卯之町間の笠置峠、大洲多田間の鳥坂卯之町吉田間の法華津坂、三間吉田間の櫻峠、奈良宇和島間の仙波ヶ峠、吉田宇和島間の命永坂、宇和島岩松間の松尾坂、畑地柏間の柏坂等の峻坂は五郡内に横溢して爲に平野と稱するもの甚だ少なし、就中土佐に境せる地点と上浮穴郡に面したる高原とは山嶽相重疊して河流の源をなし、山地と平地との比例八十五に對する十五のみ、即ち其平地と稱すべきものを舉れば國道筋の中山、内子を始め肱川の流域に宇和、大洲、長濱の三町を容れ須賀川の末に宇和島間を含み、廣見川のはどりに所謂川筋地方の平田を有する外、喜多の久米、西宇和の八幡濱、川之石、東宇和の東多田、野村、北宇和の吉田、岩松、南宇和の御莊、城邊等の各町村とも、數千町歩に渉るの平野を有するもの甚だ少なし、併しかから氣候概して温暖、地味また肥沃、平地は米穀の植付に適ひ、山地は楡、栝、木材に富み、蠶桑の蕃殖著しきのみならず、海岸線の長き事日本國中の第二位を占め、漁利の豊富なる稀に見る處たり。

野に移封し、同二年加藤右近將監貞泰六萬石を以て之に代る、此年貞泰の二男織部正泰に
 新谷一萬石を頒つ、慶長十七年富田信濃守罪ありて國除せられ、翌十八年伊達遠江守秀宗
 十萬石を以て宇和島城主とある、明暦元年秀宗の五男宮内少輔宗純に吉田三萬石を割きて
 居城せしむ、爰に於てか伊豫は幕領及び八藩に九裂して各藩主夫々封内を管轄せしが、明
 治二年藩籍を奉還し、同四年七月宇和島藩(宇和郡の大部)を宇和島縣、吉田藩(宇和郡の
 一小部)を吉田縣、大洲藩(喜多、浮穴、伊豫、風早四郡の一部)を大洲縣、新谷藩(喜
 多、浮穴、伊豫三郡の一部)を新谷縣と改め、同年十一月宇和島、吉田、大洲、新谷の四
 縣を合し、て宇和島縣となし同五年六月宇和島縣を神山縣と改稱せしも、同六年三月石鎚
 縣と合して愛媛縣と稱するに至り、始めて伊豫全國を管轄する事を得たり、同十一年宇和
 郡を割て東宇和、西宇和、南宇和、北宇和の四郡となし、同二十二年町村制の實施と共に
 町村の分割合併を行なひ、多くは舊村名を大字とせること、現今呼びなざるゝ處の如し。

第三節 氣象

等しく南豫なりとは云へ、瀬戸内海に面する喜多郡と、太平洋流を受くる宇和四郡とは、

寒暖乾濕の上に大差あるは略易き所にして、總括して言はば本邦中多雨の地に屬し、東北
 二宇和郡の山間を除きては嚴寒も華氏の四十度を降らず、酷暑なほ九十六度を超過したる
 事稀なり、今左に五郡内の五重要地に就て調査せし氣象(四十一年度)の一斑を筆にす可し

種別	八幡濱	宇和島	御庄	大洲	宇和町
最高温度	二〇・三	二〇・九	二二・五	二二・一	二〇・一
最低温度	一一・六	一一・〇	一一・三	一〇・四	九・二
降水日數	一一・九	一四・一	一二・七	一四・七	一六・四
降雪	一一	一一	二	八	一九
快晴	五一	八五	一三四	八七	六二
曇天	二〇五	七六	一五〇	二二〇	一七七
氷点下	六	三八	一一	三六	六〇
結霜初日	十一月二十五日	十一月一日	十一月七日	十一月二十九日	十一月四日
結霜終日	四月三日	四月三日	四月三日	四月廿四日	五月三日
降雪初期	十二月九日	十二月廿三日	十二月廿四日	十一月三十日	十二月八日
降雪終期	三月十七日	三月十六日	三月十六日	三月十八日	三月十六日

右表の外に風向を記せば、八幡濱は夏期南風多くして他の春秋冬三期は西、宇和島は冬期
 北風にして他は西、御庄は夏期東風にして他は西、宇和町は春冬の二期北風すさみて夏秋

の二季に南、大洲は四季西南北に變位せり、而して晴曇雨雪の比を擧ぐれば八幡濱は雨百二十九日、雪十一日、晴五十一日、曇天二百五十日、宇和島は雨百四十一日、雪十一日、晴八十五日、曇天百七十六日、御莊は雨百二十七日、雪二日、晴三百十四日、曇天百五十日、大洲は雨百四十七日、雪八日、晴八十七日、曇天二百十日、宇和町は雨百六十四日、雪十九日、晴六十二日、曇天百七十七日なり、以て其他を類推するに足らんか。

Vertical text on the right side of the page, likely a newspaper article or notice, containing several columns of characters.

伊豫川之石

內科
外科
富澤醫院

醫學得業士
富澤岩生

國產綿織物

保田商店

北宇和郡吉田町

戰捷紀念博覽會
第九回關西府縣聯合共進會
凱旋紀念五一共進會
內國勸業博覽會
第十回關西府縣聯合共進會
愛媛共贊會

褒賞受領

洋燈硝子卸商

摺硝子は御好に應じ
調製可仕候

八幡濱新町三丁目

宮川清伴

活版印刷
和洋製本

伊豫國川之石

川之石活版所

電略(カツ)

各科診察治療

院主 野並玄朴

宇和島堀端通四十番戸

宇和島博愛病院

末光製糸場

伊豫宇和島佐伯町

場主 末光寅市

電話
電略(ス)又ハ(ス工)

消化器病（胃、腸及肝臟病）專門

化學的診斷

伊豫宇和島町丸ノ内公會堂前

奥山胃腸病醫院

電話一三番

產科
婦人科

三好醫院

伊豫川之石

瀛船門司丸 荷客元扱所

八幡濱町新湊角

女池船舶部

電話三十九番

女池旅館部

神奈川縣保土ヶ谷町岩間千百〇七

女池印刷インキ製肉所

北宇和郡泉村

永井醫院

豫備陸軍三等軍醫正

從六位勳四等醫學士 永井堤藏

瀛船門司丸 荷客元扱所

八幡濱町新湊角

女池船部

電話三十九番

女池旅館部

神奈川縣保土ヶ谷町岩間千百〇七

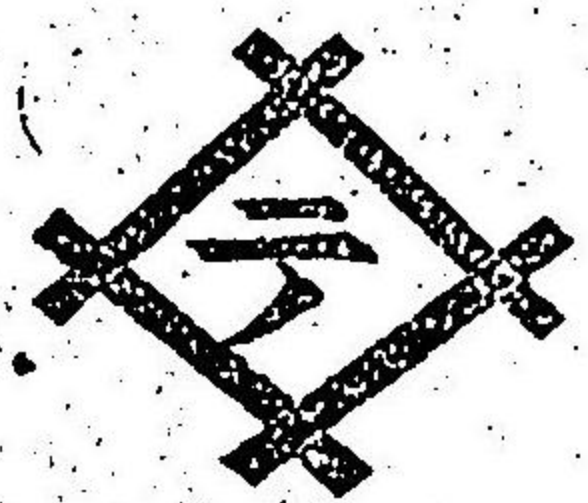
女池印刷インキ製肉所

北宇和郡泉村

永井醫院

豫備陸軍三等軍醫正

從六位勳四等醫學士 永井堤藏



御 詠 染 物 商

並二京染吳服

悉皆取次處

伊 豫 國 東 宇 和 郡 卯 之 町

井 手 今 之 助

材 木 製 酒

卸 小 賣 商

伊 豫 西 宇 和 郡 宮 內



菊 池 彌 市

苗 木 果 物 商

伊 豫 西 宇 和 郡 宮 內



菊 池 出 喜 太 郎

大 阪 振 替 貯 金 口 座 一 〇 二 三 三 (手) 電 略

内科
外科

稻葉醫院

伊豫川之石

諸紙帳簿

並
いり子袋販賣

伊豫國八幡濱町

正

後藤商店

電話(三)上

商標
生酢
今
醬油

釀造元

伊豫國八幡濱町

松屋本
井上高彌

(電話一〇五番)

〇一五



株式會社

八幡濱貯蓄銀行

八幡濱船場通
電話九十九番

宇和島支店

宇和島堅新町
電話八十四番

三机支店

三机村大字三机

〇一四

八幡濱町

醫士 上甲 廉

電話五八番

八幡濱町

ドクトル
メヂチー子

堤 聚

電話五十七番

西字和郡八幡濱町

株式會社

八幡濱銀行

電話六十九番

專務取締役

菊池清治

伊豫國八幡濱町天神通り

寫真

横山寫真館

綿木織物製造販賣

伊豫國八幡濱町

兵頭友三郎商

店
電話(ヒ)又(ヒヨト)

八幡濱町

醫 久保真哉

特設電話二〇番

八幡濱町

醫士 上甲 廉

電話五八番

八幡濱町

ドクトル
メチチー子

堤 聚

電話五十七番

西宇和郡八幡濱町

株式會社

八幡濱銀行

電話六十九番

專務取締役

菊池清治

伊豫國八幡濱町天神通り

寫眞

横山寫眞館

綿木織物製造販賣

伊豫國八幡濱町

兵頭友三郎 商店

電話(ヒ)又(ヒヨト)

八幡濱町

醫 久保真哉

特設電話二〇番

茶乾物糰
諸漬物
味噌類
製造販賣

大坂屋事

商標
矢野本伊勢吉

大阪振替貯金口座五三三〇番
電話四番電信略號(一七)

諸紙筆墨
帳簿製造
文房具類

宇和島町

矢野商店

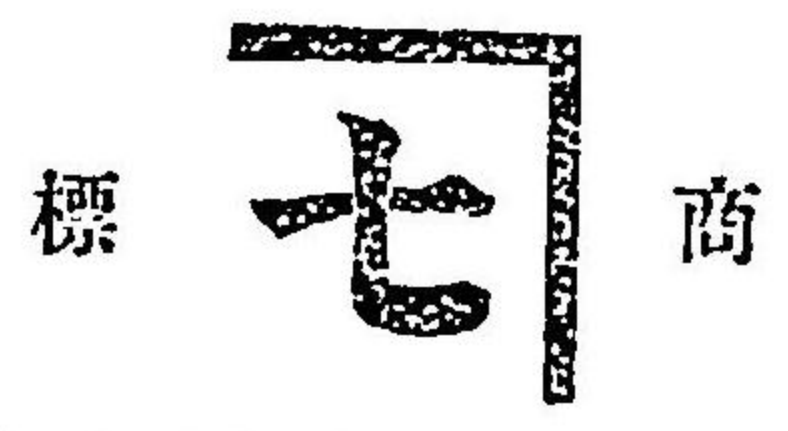
惠美須町

酒酢製造業

伊豫國南宇和郡城邊村

松林彦太郎

旭醬油釀造元



並二生起酢製造元

伊豫國吉田町魚棚
淺野本店

(電話カキ七)

專賣局指定
官壙元賣所

和洋

砂糖荒物卸商

魚印小麥粉

宇和四郡

赤印馬糧糠

一手販賣

伊豫吉田町魚棚

七 淺野榮治商店

(七又七子カ略電)

最良
滋養菓子

并二

常盤饅頭

伊豫宇和島川岸端

常盤堂

最流行
歐米式



片岡洋服店

伊豫吉田本町二丁目

電信略號(カク)

諸肥料

并ニ荒物卸小賣

伊豫吉田町魚棚三丁目

田坂國造商店

旅館 土佐屋

宇和島町大字袋町

懇切にして御便利專一に相働き申候

海陸物産問屋

并專賣局指定塩元賣捌

伊豫吉田町

各種肥料商 全 新宅古之吉商店

營業目
美術漆器日用膳碗家具一式
詩繪紀念賞品用木杯
玉井式漆磁製學校塗板
宇和島丸之内

玉井漆器工場

振替大阪一九九三番

國產木綿縞

伊豫吉田町

櫻井勝太郎

寫 眞

宇和島町大字丸之内

壽美禮寫眞館

館主高山縫之助

北宇和島郡宇和島

水田機械製糸場

宇和島町大字丸之内

材木、木炭仕成、賣買
土木建築受負業
宇和嶋材木株式會社

電話 六番

營業課目

美術漆器日用膳碗家具一式

紀念賞品用木杯
玉井式漆磁製學校塗板

宇和島丸之内

玉井漆器工場

電話大阪一九九三番

國産木綿繭

伊豫吉田町

櫻井勝太郎

寫

眞

宇和島町大字丸之内

壽美禮寫眞館

館主高由之助

北宇和島郡宇和島

水田機械製糸場

宇和島町大字丸之内

材木、木炭仕成、賣買
土木建築受負業

水田 宇和嶋材木株式會社

電話六番

材木
板類
楮皮
店商

東宇和郡野村

二宮 嶋三郎

御旅館 並 酒類販賣

西宇和郡八幡濱町

惠美須堂

電話一八番

質屋

并三洋酒類販賣

山本商店

伊豫吉田裏町

汽船三島丸振店

伊豫北宇和郡吉田海岸

油野繁太郎

電話(三)又ハ(三)

生魚崩卸商

伊豫吉田町
魚棚三丁目

清家高吉

萬染物 并ニ洗張
ゆのし

北宇和郡吉田町

芝厚吾

石細工
北宇和郡立間尻字燗硝藏
宮本石工場
東宇和郡宇和町大字鬼ヶ窪
宮本分工場

諸官衙用達

和洋建築金具一切。ボルト。ナット。鐵 柵
和洋諸器械並附屬品。吹子。金 床。バイス
ボールバン。ハンドボール。ネジ形。丸砥石

伊豫宇和島惠美須町戎橋詰

和洋新古鐵鋼

鍋釜諸金物商

企菊池敏行本店

電話略(キクト)

パイプ各種。ポンプ足踏手押各種。バルブ
コック。カラシ。エルボ。チース各種
土木工事用諸道具

安 價 販 賣

田村法律事務所

辯護士 田村春三郎

宇和島町大字櫻町(電話四八番)

清酒松露

商標 今 登錄

釀造元

伊豫北宇和郡來村

河野三子樹

吳服商

伊豫南宇和郡平城

松勢伊坂脇

第二編 地理的發展

第一章 交通

第一編第二章に於て南豫の道路が近時稍見る可き發達を遂げつゝある事を説きたり、然り現今の道路を以て之を濬政時代の夫と比較すれば其進歩如何ばかりぞや、併し進歩といひ退歩といふも、もとこれ程度問題なり、若し假りに南端の南宇和郡より縣廳所在地たる松山に至る可き火急の要件出來したりとせよ、一日十八里の強行をなすも優に二日程なり、而して道を海路に取らんか、毎日一回深浦港を出入する定期漁船ありと雖も、矢張り二日程を要す、之をしも交通上完備せりといはば、京阪三百六七十哩の間を二十時足らずに駈走するが如き漁車の開通する際は、果た何の辭を以て形容し得んか、此点に於ける幾多の不便不利を感ずるものありと雖も、其不利不便は未だ甚だしく地方人に痛苦を與へざるものゝ如し。

第一節 陸 路

松山を發足して西に郡中を出で犬寄峠を越ゆれば喜多郡中山に至る可し、則ち愛媛縣内を横貫する國道五十一號線これなり、此國道は西部内子、新谷、大洲を経て既に西宇和郡八幡濱に通せり、而して大洲より分岐して鳥坂を越え、南、多田村に通ずる縣道と八幡濱より南下せる縣道とは東宇和郡中川村に合して卯之町に入り、更に法華津の峻坂を過ぎて吉田宇和島に及び、松尾の峻坂を跡にして岩松、畑地に達す、以上は我南豫を縦斷せる唯一の縣道にして北宇和郡吉野生村を経て土佐國幡多郡江川崎村に通ずる縣道開通の曉には宇和島より三間、旭、明治、吉野生、江川崎の各村を経て高知縣中村町に直達するを得べく、此外大洲より長濱に走るもの、御莊より城邊、一本松に至るもの、御莊より城邊、深浦に及ぶものあり、昨年御莊より長洲、菊川に及ばず縣道を開通せられたりと雖も、柏坂あるが爲めに畑地まで南下せる縣道と相連絡するを得ず、則ち現今の縣道左の如し。

(小田街道) 喜多郡内子町より大洲村に入り、小田町、久萬を経て土佐街道に接続するもの九里五十九間七分。
(長濱街道) 喜多郡長濱町より脇川に沿ひて大洲村に至るもの三里二十一町五十八間三分。

(若宮街道) 喜多郡大洲村大字若宮より大洲町に至るもの二十一町三十四間四分。
(宇和島街道) 喜多郡大洲町より鳥坂を越えて東宇和郡多田村に入り宇和島を経て北宇和郡立間、吉田、宇和島に達するもの十三里十町二間三分。

(吉野街道) 北宇和郡吉野生村より近永を経て宇和島に達するもの七里七町六間。
(卯之町街道) 四宇和郡八幡濱町より東宇和郡東多田村にて宇和島街道と合するもの三里十一町五間。
(城邊街道) 北宇和郡宇和島町より岩松、上畑地を経て南宇和郡内海村柏に入り御莊村平城に及ぶもの十里十六町四間。
(深浦街道) 南宇和郡御莊村大字平城より深浦に至るもの二十三町十七間八分。
(宿毛街道) 宇和郡御莊村大字平城より一本松を経て土佐に入るもの三里三十五町。

此外郡、里道の故修せられしもの無數なれど煩を愛いて省き、宇和島、卯之町、八幡濱、大洲の四町を起点とせる五郡内の各重要地に至る里程を掲記すべし。

(宇和島)より各地間の里程表

岩松	三、二八、四〇	魚神山	九、〇四、四〇	高浦	一四、一四、二〇	宿毛	一七、一三、〇〇
岩淵	四、二二、〇〇	柏	七、二六、四〇	深浦	一一、二九、四〇	宮野下	二、二六、〇〇
御内	七、〇五、四〇	平城	一一、二九、四〇	城邊	一一、一〇、二〇	清水	五、〇八、四〇
畑地	五、〇六、四〇	船越	一四、一四、二〇	一本松	一三、〇八、四〇	下大野	六、一四、二〇

下鍵山 九、一四、二〇 近永 三、二〇、四〇 吉野 五、二九、〇〇
 橋原 一四、二一、四〇 松丸 四、三三、二〇 川崎 八、一七、四〇

(大洲)より各地間の里程表

八多喜 二、一五、二〇 新谷 一、三三、四〇 大瀬 九、二八、〇〇 東多田 四、三四、〇〇
 長瀝 四、三四、四〇 内子 三、三三、四〇 小田町 一、二一、八〇 卯之町 六、三〇、〇〇
 出海 七、三一、四〇 宇和島 一、三三、二〇 成能 九、一五、二〇 吉田 一〇、三五、〇〇
 豊田 八、三三、二〇 中山 七、一〇、〇〇 横林 一、二〇、四〇

(卯之町)より各地間の里程表

野村 四、〇六、四〇 惣川 一〇、二二、四〇 下鍵山 一、二二、五〇 高山 三、〇六、〇四
 横林 七、二〇、四〇 土居 一〇、一六、二〇 俵津 一、三一、四〇

(八幡濱)より各地間の里程表

大洲 三、三一、二〇 穴井 二、三四、〇〇 喜木 三、三三、二〇 机 七、一一、二〇
 五反田 二、二〇、二〇 津布里 三、一四、二〇 川ノ石 一、二四、二〇 三崎 一、一三、三〇 〇
 川名津 一、三三、四〇 三及 四、〇一、四〇 伊方 三、一九、二〇

第二節 海 路

大阪川口を出發せし汽船は神戸を過ぎ、播磨灘を航走し、高松、多度津、今治、高濱を経て

由して門司に直進するか、高濱港を経て豊後各港に着發するかの二途其一を擇ばざるを得ず、而して豊後路に向ふものに細島行と宿毛行の二線あり、我南豫の各港を往復するものは實に宿毛行汽船にして毎日一回定時に航海す、各港着發時間左の如し

國名	港名	往航	着發時間	國名	港名	復航	着發時間
攝津	大阪	一日前	九時三十分發	土佐	宿毛	三日後	二時〇分發
同	神戸	後一時	〇分發	伊豫	深浦	後三時	〇分發
讃岐	高松	後七時	三十分發	同	宇和島	後七時	〇分發
同	多度津	後九時	三十分發	同	同	同日	目正午發
同	同	後十時	〇分發	同	吉田	後三時	三十分發
伊豫	今治	二日前	二時四十分發	同	八幡濱	後四時	十分發
同	高濱	前二時	四十分發	同	川之石	後四時	十分發
同	同	前五時	四十分發	同	同	後七時	五十分發
豊後	日出	後八時	三十分發	同	佐賀關	後九時	三十分發
同	同	後四時	三十分發	同	同	後十時	三十分發
同	同	後五時	三十分發	同	同	後十一時	三十分發
同	同	後六時	三十分發	同	同	後〇時	十分發

の開きし出石寺、富田信濃の企だてたる塩成の堀切、西園寺の據りし松葉城、萩森の立て籠りたる萩森城、長曾我部を防ぎし大森城、伊達家の居城たる鶴島城等を稍々大なる事蹟とするに留まれり、然れども名勝に至つては肱川河畔、佐田の岬、宇和の海、滑床の瀧など殆んど指摘の暇なく、寧ろ『南豫の地すべて勝地なり』を以て筆を措くに如かざるを認め、即ち以下順次に記載するところは其大要なり。

第一節 喜多郡

東は上浮穴郡と接し、南は東宇和郡、西は西宇和郡、北は伊豫郡に續ひて海に臨む、郡内山岳起伏して肱川之を環流しつゝ、郡内を溯流すること十三里、三町三十一ヶ村より成りて面積二十三方里、沿海の里程僅かに五里、南豫五郡中女子の男子の數を凌駕するもの實に本郡あるのみ、山嶽中尤も高きを新谷に近き神南山となす、海拔四千九百十尺なり、續いて四千六百八十尺の矢野神山、四千六百尺の壺神山、觀能寺山、二千六百九十九尺の出石山を始め高山峻峰に乏しからず、肱川の兩岸に於ける風光絶佳なるは山城國の加茂川にも

例へつ可く、主邑大洲を伊豫の小京都と稱するのみならず、舟運の便自在なるが故に物貨の運搬には河舟を通じ、南豫唯一の舟橋浮輪橋さへ架設せらる、郡内重なる生産力は米の五萬石、麥の四萬石、雜穀の三萬石を始め、農家副業の生糸百二十萬圓、製蠟の三十萬圓、製紙の十萬圓、木材の五十萬圓、繭の四十萬圓といふに至りては頗る驚ろくべきものにして是等の機關銀行六、此資本金百四十萬圓、諸預金百三十萬圓、積立金三十萬圓、合計約三百萬圓の運轉資本は春秋兩期の收滿期に大活動を來し、金融屢々逼迫して遠く京阪地方より外資を移入する事あり、以て其平生を窺ふに足らんか。

◎大洲町 喜多郡の首都ともいふべき大洲は元大津と書き、元和年代今の名に改たじ、阿波民部の子出内左衛門教能が手兵三千餘を率ひて大洲に攻め入りたれども、時の城主福良新三郎通豊を援けし河野四郎通信の爲めに破らる、文治元年梶原平左衛門時頼となり梶原政後守都宮氏綱、同公綱之を領し、元弘元年守都宮豊後守房入城して大洲城を築く天正十五年戸田民部少輔勝隆の所領となり、文祿四年藤堂和泉守高虎代り慶長十三年脇坂中務少輔安治居城し、元和三年加藤遠江守貞泰遷りて六萬石を領す、貞享元年九月加藤

直泰に新谷一萬石を分ち明治二年大洲藩を置き愛媛縣となりて今日に至れり、明治十二年郡制を布かるゝや陶不藏次郎氏郡長となり、下井小太郎、八島伯豪、手島正誼、安藤徳明篠原邦貫の五氏を経て現時の植田延太郎氏に及び、戸數九百九十六、人口三千七百九十五に過ぎずと雖も郡中心なるのみか郡交通の中心となり、郡産業の中心となりて繁盛を極む、大字を本町、中町、末廣町、志保町、比志町、片平町、三の丸、鐵砲町、西門前、山根、柚木の十一ヶ町に分ち、郡衙、警察署、區裁判所、稅務署の外、縣立大洲中學校、郡立大洲高等女學校等あり、中江藤樹、矢野玄道の二學者を出して特に名高し。

◎新谷公園 新谷小學校の新築校舎成るや其附屬事業として庭園を築造しつゝあるが、漸時規模を擴張し、近く新谷公園となす計畫にて目下着々加工中なれば、敷奇を凝せる新公園の竣成も遠からざるべし。

◎内子町 喜多の東北、上浮穴と伊豫とを勢力範圍とせる内子町は製蠶を以て著しく、車馬の往來織るが如し、戸數七百七十三、人口三千二百四十六、經濟思想の發達して所謂勘定高き土地にも似ず、十八戸の宿屋、二十八戸の料理屋、二十四人の藝妓が不景氣知ら

ずに活動せる所以は、蓋し伊豫木蠶の原産地として經濟上裕なるが故ある可し、此町には現今なほ二十日市町、十日市町と稱する牛馬市開かれ、非常の股賑を極めつゝあり。

◎臥龍の深淵 大洲町の東端にある名所にして怪岩奇石の突兀たるところ、肱川の深潭を湛へて趣甚だ深し、近時茶亭を設けて士民の行樂に便にせり。

◎長濱港 喜多郡唯一の港、肱川の川口を擁して海運の樞を掌握せり、現今の戸數八百六十四、人口四千百十七を數へらるゝも、三百年前迄は葭葦の茂れる一漁村たるに留まれり、港は齋灘、硫黄灘の激流を受けて寄港に便ならず、一ケ年の汽船寄港二千八百七十三隻、帆船十三萬二千七百二十四隻、和船百十六萬九千四百八十隻、乗客一萬九千六百二十一人、上陸一萬四千五百五十八人に達し、一日平均七十臺の馬車と十五輛の人力車とは内子大洲間を往來せり、此他長濱尋常高等小學校は建築の美を以て鳴り、魚市場また郡水産

界の覇を執り、住吉公園は櫻、躑躅に名あり。

◎金山鑛山 出海村にあり、凡そ百八十年前の發見にかゝり、八十年前迄は大洲藩主の計營に成りしも明治二十七年より石原久之助氏の譲受る處とあり、四十年六月更に三菱會

社の有に歸し漸やく隆盛の域に進めり。

◎神南の山 郡内著名の高山にして七村に跨る、四時の眺め甚だ佳なり。

◎小叢の鑛泉 宇和川村小叢にある鑛泉は炭酸泉にして亞兒加里、加兒基の僅微と、麻

屈涅麻亞、禁土、鹽酸、礫酸、硅酸の痕跡を留め、炭酸を含みて其温度六十四度に達せり

地は大洲より肱川を溯流する事五里、明治九年始めて創立せられ、爾來腸胃病、肝臟病、

肥肝病、慢性泌尿器病、練尿病、下腹充血、痛風、腺病、慢性咽喉加答兒、皮膚病等には

入浴、服用共によろしく、川船の便あれば風光を珍づるが爲めに清遊を試るむるに適せり

◎鬼王の遺蹟 會我兄弟の臣鬼王は宇和郡鬼ヶ城麓の出と傳へらる、此鬼王は兄弟が父

の仇を討ち獄門にせられし時、密かに盗みて歸國の途上、吟味きびしく足痛みて此地に死

して葬りしものなりとか、大瀬村椎木駄場の清水寺にある切石の臺、五輪の塔は其蹟なる

べし。

◎美しいの肱川 大洲の小京都と稱せらるゝは肱川あるが爲めなり、到る處名勝に富み

杖を曳くに足れり、特に臥龍の淵、富士山、浮龜橋、八幡神社、粟津わたり、川口など山

紫に水明らけきもうれし。

◎加屋の白瀧 瀧川村大字加屋より東南約三町を離れし権現山にあり、檜、紅葉の間に

隠見する絶崖にかゝる十餘丈の大瀧にして瘴の如き岩角を境に雄瀧、雌瀧と分る、就中白

瀧の壯觀は雌瀧にあり、高さ百四十尺、幅二十四尺、瀧壺の廣さ十六坪に及び松、楓の枝

をのばせる風情は豪壯にして優美、織籠にして勇絶なり、都々逸に曰く。

これが雌瀧と雄に問へば紅葉てる方を鎌で指す

と、眞に好スケツチたるを失はず、今や公園地とあすすべき設備を整へつゝありと言へば、

日ならず南豫名所の一に數へらるべきか。

◎肱川の鮎 東宇和、上浮穴二郡に源を發する肱川は縣下第一の大川なると共に鮎の味

の美あること南豫一品と稱せらる、年産額八千貫、此價約一萬圓に過ぎず、多くは地方人

の食膳に上り、未だ輸出すべき程の産額に達せざれども、之が漁獵に従事するもの四千四

百人なりといへば、向後積極的繁殖の法を講せざる限り、生産額を増大せしむる能はざる

なり。

◎四ツ塚 昔、藤縄村の郷士に大西山城なるものあり、北山川にて鮎を捕したため、喜多山村の郷士森六右衛門に見付られ、鐵砲もて打殺されしを弟肩にして引取んとする折り、六右衛門追つかけ二人を重ね斬にしたれば、これを葬りて四ツ塚とは名づけぬ、今、喜多山村に在り、庄屋の家に其刀傳はれりといふ。

◎十夜ヶ橋 大洲より新谷の間、神南山麓の畑中街道を夾みて大師堂通夜堂あり、其傍の川に架せるを十夜ヶ橋といひ、地は徳森村に屬せり、平城天皇大同二年僧空海巡錫の際、此地に一夜の宿を求めたりしも、供養するもの一人もなければ是非なく一夜を小川の土橋下に明しぬ、歌あり。

行きなやむ浮世の人を渡さずは一夜も十夜の橋と思ほゆ
と、蓋し空海が一夜も十夜の長き思ひをなして夜を明し、益々衆生濟度の本願を堅めたる事と信せらる。

◎鳥坂の舊道 大洲より東多田に通ずる山路にして巨松は道の兩側に並べり、弘法大師札掛松あり、昔、熊野甚之助なるもの所用ありて山路を辿り、此札掛松の下にて狼に出逢

ひたるが、飽くまで豪膽なる彼は狼の咽喉を攫みて骨をたて居れるを知り、手を差入て抜出したれば、狼は其恩を謝するの意にや、幾日を経て九寸五分の短刀を甚之助に與へたるもの、今なほ子孫に相傳せりといふ。

◎曾根城址 城廻村にあり、文明年中大洲城主宇都宮清綱の二男眞綱の築く所、四世の孫宣高天正十三年下城し、子を八千代丸彌左衛門と稱す、其子四郎右衛門に至り二十日市の庄屋となれり。

◎鍛冶谷城址 阿蔵村にあり、鍛冶谷中務これを築き佐久間安房守據る、地藏ヶ岳城主大野直之と戦ひ常に大捷を得たり、或日直之降参の体に見せて城に近づくと、旗鼓を整へ関を作りて不意を打ちたれば、安房守自刎して死せり。

◎小野地藏 加屋村に在り、日本七體の一にして小野篁の自作と傳ふ。

第二節 西宇和郡

東は喜多郡、南は東宇和郡に境し、西北すべて海に面す、此郡の特徴とも云ふ可きは日本

第一の長岬佐田岬が十三里の細長き形ちして、豊後路に突出し、所謂豊後海峡を形成せる事これなり、一町二十一ヶ村より成り面積十八方里、海岸線の長さこと北宇和郡と匹敵す山嶽中名あるものを三千四百尺の久保山、千五百五十尺の榮螺山とし、河流に大なるものを發見せず、郡内唯一の町制執行地八幡濱は豫豊の咽喉を扼し喜多郡及び宇和四郡を己が商業上の勢力範圍となし、なほ進んでは遠く大分、宮崎の二縣下へも手を伸せり、此郡は銅鐵に富み、鑛山數二十四、鑛石の多くは佐島精練所に於て精鑛せらる、工業の主なるものを紡績、生糸、木綿織となし、魚介の豊富なるが故に漁業の盛なること南豫第一にして一ヶ年の生産輸出巨額に達す、殊に郡民概して一般に好く活動し、勞働に堪ふるの風あり。

◎八幡濱町 背後に大黒山を負ひ、前に天然の良港を抱き伊豫の大坂を以て自任する程に商業上の活氣を帯びたり、殊に豫豊二國の關門に當りて百貨の輻輳すること夥たしく汽船の出入一年二千六百四十三隻、上下の旅客七萬四千七百七十二人、荷物の積卸し實に二十七萬七百三十六個を以て數へらる、而して海運の利に加ふるに大洲より來りし國道は宇

矢野町を貫通して築港に及び、紡績、綿織物の盛んなること南豫隨一たり、學校には小學校の外、町立高等女學校あり、縣立甲種商業學校あり、宇佐島には精練所を設けられて四時煤煙の絶ゆる事なし、戸數二千〇九十八、人口七千五百四十八、戸口の多きこと宇和島に亞ぎ、商家の櫛比すること遙かに宇和島を凌ぐ。

◎川之石村 西宇和郡第二の名邑にして良港なり、東北西の三方山に圍まれ、南方佐島大島の翠黛に接す、戸口甚だ多からざるも白石、宇都宮、矢野、菊池等の富豪軒を並べ、金融の豊かなる一例は資本金百萬圓の第二十九銀行を設け、優に南豫金融界の中樞たり、龍潭寺あり、形勝に位置して名高く、大紡川之石分工場あり、紡績を以て鳴る。

◎嘉周池 町見村の嘉周池は周圍約一里、縣下屈指の大池にして地は海岸に臨み、風光明媚なり。

◎夫婦岩 八幡濱を南に距ること一里二十五町、卯之町へ通ずる縣道の内、双岩村大字若山にあり、仰視すれば突兀たる一對の奇岩天空に聳々、大なるものは五間、小なるものもなほ三間に餘る、岩下双岩川の清流をなし水勢直下して小瀑布を形作り風色愛すべし

◎榮螺ヶ嶽 双岩村大字和泉にあり、直立二百間の奇嶽、眞に壯觀たり、嶽中躑躅樹多く、花時最も美なり

◎地四國山 八幡濱を東南に距る僅かに五丁、神山村にあり、巒々たる小山脈半里に跨り、全四國の佛閣札所八十八ヶ所に擬し、佛体を列置す、近時境内に花木を植ゑ、力士朝汐關の紀念碑を設けらる、四邊瀾けて觀望に富むを以て杖を曳くもの多く、殆んど町の公園に類せり。

◎鳴瀧 千丈村字松尾にあり、高さ二十間、巾三間、奇岩凸出せる間を奔下する一條の白布畫の如し、加ふるに秋季楓樹林をなすの折りは幽邃の趣を添ふること數段なり。

◎三机港 三机村にあり、一漁村に過ぎずと雖も整齊たる薈は村民の富を語り顔なり、港内灣曲甚だしくして水また深く、船舶の碇繋に便なるのみならず南豫有數の漁區となり、金融の豊かなる半島中此村を壓倒するものなしといふ。

◎佐田岬 西宇和郡の一角なり、伊方村より海中に突出すること實に十三里、豊後水道を距て七里の彼方に佐賀關と相對す、昔し伊達侯が參勤交代の折り『所領内に十三里の

高山あり、日頃は危險あれば横臥せしめたるもの佐田岬なり』とて御國自慢の種となりしものなりとか、岬角に町見、三机、四ツ濱、神松名、三崎の五ヶ村を含み、狭きところ數丁を出でず。

◎鹽成の堀切 三机村にあり、往昔富田信濃守が此地を堀切り水路を開かば、彼の有名ある佐田岬の難所を迂回するの必要なく、交通上非常に便利なるべしとて慶長十五年此の大土工を起し、同十七年に至るまで三ヶ年間浦里より人夫を集めて堀せたるもの左の如し
(堀切の長さ) 鹽成と三机の両フリ間三百四十間、高さ二間より十二間迄。
(同底はへ) 鹽成の方二十間、三机の方四十間なり。
(同時の中) 上口の方三十一間なり。

然るに事、志と違ひて成らず、爲めに國除の一因となれりと傳ふれども據る所なきを残念なる、此岬は北に伊豫灘を控へて冬時の航海頗る困難なれども、夏時の航海甚だ易きに反し、南、太平洋に面せる部分は北岸と正反對の現象を來せり、随つて豊富なる漁事も冬夏南北に依りて大差あり。

◎萩森城 矢野崎村大字大平萩森にあり、昔時萩森房綱の居城となり、近郷に武威を張

りしも、天正年間長曾我部に犯され城終に陥る、房綱の死後村人其徳を慕ひ祠を建て、之を祭れり、知行高七千八百石、舊記によれば、房綱は宇都宮彦右衛門といひ藤原を名乗る大洲屋形宇都宮総別の二男あり、総別房綱を愛する事一方からず、長子豊綱に大洲城を譲り、房綱及び三男吉之丞をつれて萩森城に隠居すことあり、兎に角此宇都宮家は關東に時めきし宇都宮公綱に出で足利尊氏將軍たるの時、伊豫國を賜はり大洲城に居りしものなり。

◎賊臣大野の墓 櫻花を以て名高き鳳林寺に近く正學庵てふ古寺屋敷あり、大野直之の菩提所にして墓あり、直之は大洲城主宇都宮豊綱の家老なりしが豊綱に子なく、直之の子を世嗣とせるより増長し、萩森城主房綱を追い出さんと計り屬々會談を乞ひ許さるゝや、見廻りに事寄せ侍を多く入城せさせ、遂に主人の弟に當れる萩森を追落せり、而して土佐勢の攻め來るに及び長曾我部に檄を通じて八幡、鍛冶屋城を乗り取り降参せりとは如何にも廢甲斐なき人間なり。

◎夷嶽高森城 城主を梶谷伊豆といひ総別隠居して此城に病死す、墓地は宇平地にあり天正四年正月六日賊臣大野直之の爲めに落さる、城主伊豆は嫡子中務丞、二男左衛門丞、

三男修理を率ゐて河野通直を頼れるが、伊豆死するに臨み「必ず酬いをなせよ」と遺言したれば、兄弟三人堅くも心を合せ、天正六年五月六日の夜此城を取り返し、河野より感賞せられたり。

◎喜木の城高 喜須來村にあり、古城にして城代大塚嵐之助なり、甲の立物三本當浦と稱へ、敵を追ひ散らすこと嵐の木の葉を散らすが如しと傳へらる、上家以後法林となり慶山と號せり。

◎飯森城 城主を得能彦右衛門といひ、長曾我部に落されて後は上伊豫へ立退きたり。

◎お鼻の山城城 三崎村にある古城なり、城主を二宮新助と稱したれども、間もなく大佐田浦の松森城へ移れり。

◎長崎城 町見村にあり、通俗に台といふ、城主得能主膳の墓地は南海山天徳寺前の田の中にある。

◎中尾城 三机村にあり、城主善兵衛尉重房は親父の時河野より三文字の紋を賜へり、昔此浦へは海賊來ること頻りにして住民に安き心もなかりしが、萩森城より重房を遣はさ

りしも、天正年間長曾我部に犯され城終に陥る、房綱の死後村人其徳を慕ひ祠を建て、之を祭れり、知行高七千八百石、舊記によれば、房綱は宇都宮彦右衛門といひ藤原を名乗る大洲屋形宇都宮総別の二男あり、総別房綱を愛する事一方からず、長子豊綱に大洲城を譲り、房綱及び三男吉之丞をつれて萩森城に隠居すことあり、兎に角此宇都宮家は關東に時めきし宇都宮公綱に出で足利尊氏將軍たるの時、伊豫國を賜はり大洲城に居りしものなり。

◎夷嶽高森城 城主を梶谷伊豆といひ総別隠居して此城に病死す、墓地は宇平地にあり天正四年正月六日賊臣大野直之の爲めに落さる、城主伊豆は嫡子中務丞、二男左衛門丞、

三男修理を率ゐて河野通直を頼れるが、伊豆死するに臨み「必ず酬いをなせよ」と遺言したれば、兄弟三人堅くも心を合せ、天正六年五月六日の夜此城を取り返し、河野より感賞せられたり。

◎喜木の城高 喜須來村にあり、古城にして城代大塚嵐之助なり、甲の立物三本當浦と稱へ、敵を追ひ散らすこと嵐の木の葉を散らすが如しと傳へらる、上家以後法林となり慶山と號せり。

◎飯森城 城主を得能彦右衛門といひ、長曾我部に落されて後は上伊豫へ立退きたり。

◎お鼻の山城城 三崎村にある古城なり、城主を二宮新助と稱したれども、間もなく大佐田浦の松森城へ移れり。

◎長崎城 町見村にあり、通俗に台といふ、城主得能主膳の墓地は南海山天徳寺前の田の中にある。

◎中尾城 三机村にあり、城主善兵衛尉重房は親父の時河野より三文字の紋を賜へり、昔此浦へは海賊來ること頻りにして住民に安き心もなかりしが、萩森城より重房を遣はさ

れて鎮定せし後は年毎に繁昌せりといふ。
◎矢野領主池大納言 平家方の人にして清盛の時めきし折り、庄園十七個所を給せられし中に伊豫の矢野(八幡濱)領あり、知行所となり居たるが、源頼朝の代に及ぶも池の禪尼が舊恩を思ひて領地の没收をなさざりき。

◎平家の遺蹟 矢野領は池大納言との關係より平家の一族が壇の浦に没落するや、舊縁を忍びて此地に來りしもの多く、隨つて遺蹟は各所に殘存せり、中にも伊方村宇伊方越のお上り場(上宮、下宮)と稱する二山あり、多分は安徳帝を奉せしが故なるべく、此帝は未だ御陵墓の所在地さへ定まらぬ程なれども、此地に於て及に伏し崩じ給ひしなるへし、此村には平忠吉外二將の潜伏せりといふ、喜須來村大字喜木に平家谷あり、平家の落武者が隠れし所にして現に平家神社と稱し村人の崇敬せるものあり、宮内村客神社の境内にある平家神社は、之また平家の落武者を祭りしものにて平家の一將平維盛等が今ある神社のすぐ上の不入山に潛みて源氏の追討を免れたるが、此不入山は晝なほ物凄くして谷川、岩窟墓表さへ立並びて太刀、兵具等をも納められたりといふ、下方に狭間谷あり、浴に平家谷

とも稱し、爰にも伊方趣の如く上宮、下宮の二山あるより跡合すれば矢張り安徳帝の行在所となり居たるものか、双岩村大字中津川の梅堂は忠光寺と號する古刹なり、此寺は平家の未だ衰へざる折り矢野領の庄園として代官たりし平家の將上總五郎兵衛尉忠光の建立に係る、日土村宇出奥の能忠寺は平家の侍小野右衛門尉平能忠の創立せしものなり、斯の如く數多の平家遺蹟は其末路を弔して餘りあるものなり。

◎五反田の元城 五反田村にあり、城主を攝津豊後守實親といひ、子伊豫守親安、孫久五郎親宗、曾孫仁藏(後彦左衛門親奥)あり、高四千八百石は岩野郷、保内郷の内より知行す、家老を攝津豆洲親綱、子主水親家、矢野民部親葉といへど、一説には郷村の西、若山村のゑの川、川名津の木戸伊賀を三家老と稱したりとも傳ふ、五反田の天神山城、矢野町の今城など出城なり、實親は正月四日萩森城主と對陣の時、八幡濱の濱田に討死せり親安即ち父の没後發心して一安と號し下間浦に墓地あり、親宗また法体して休着と稱し弟善四郎も道意といふ、而して親奥は廣島へ渡りて歌學に志せり。

◎栗浦の穴風呂 神山村にあり、慶長五年のころ田中林濟の企にて成る、元は周防八代

島にありし弘法大師作なり、風呂の外廻り九尋二尺五寸、内廻り五尋一尺五寸、高さ堅横とも七尺五寸、諸病に効驗あり、薬師を勸請して堂を建立せられたるが今現在せず。

◎瓦崎石堂城 郷にあり、城主を菊池源右衛門といひ、天正六年七月落城。

◎郷村の庄屋 郷の子山城、孫左馬介に至り郷村附近大島までの惣庄屋なりしも和泉殿の時長濱にて切腹し、遺子市之介よりは郷のみの庄屋に落ち孫左衛門、吉左衛門、吉藏、孫七郎、又右衛門、次郎左衛門、覺右衛門など代々庄屋を續けたり。

◎磯崎浦城 磯津村にあり、城の森ともいふ、城主矢野主馬家森、後與左衛門と改たむ此城焼打となりし時、南方殿より人を派し城を庄屋屋敷に建立せしものなり、此浦の漁翁が出石寺の観音湧出づるを見し縁起により子孫繁昌せり、正月三日三人づゝ毎年出石寺へ参詣するも之が爲めなりといふ。

◎鶺鴒之砦 磯津村大字磯崎にあり、大洲境の砦なり、此岩上に「ひくしんの木」ありしと傳へられたれども今は枯れてなし。

第三節 東宇和郡

東は高知縣高岡郡に連なり、東北は上浮穴郡、北は喜多郡、西は西宇和郡、南は一帯北宇和郡に境して西南の一部海に瀕す、廣袤二十九方里餘、一町二十一ヶ村より成る、然れども郡内平地と稱するもの甚だ少なく、四圍山を以て塞がる、豫土國境の大山脈は秀で、包山となり、西走して法華津山脈となる、四千餘尺の此山脈中には鏡ヶ駄場、御在所山、告森山、齒長峠、法華津山等を含む、此他喜多郡境の大野山(五千四百尺)を始め二峠山、杭瀬、西宇和郡界の笠置山、郡内に高峻なる一ヶ森、づぼりたて山、水ヶ峰等多くは海拔一千尺に餘れり、河流は概ね脈川の上流となる、則ち宇和川は喜多郡に源を發して岩瀬稻生、富野の諸川を合せて野村に入り、更に黒瀬、野井、舟戸の諸流を呑みて北折再び喜多郡に注ぐ、坂戸よりは長濱に至るまで舟楫の便あり、生業は農を第一とし商工之に次ぐ故に天然産のもの多く製造工藝品少なし、營業も郡内日用品の賣買に止り輸出を計畫せらるゝものを見ず、随つて主要の生産力は米の七萬五千石、麥の三萬石、木材の九萬圓、繭の三十三萬石、製紙の十七萬圓、石灰の十萬圓となし、玉津、狩江、俵津、高山四村の所

謂海濱地方に於ける漁獲物、笠置村の漆器、宇和の林檎、梨、桃、土居村の小豆等また一地方の富源を成せり、教育機關も今や漸く整のひ特に郡立専断學校を創設せられ、施設の見る可きもの甚だ多し、地勢の高峻ある所は砒酸石、石灰石に富むを以て石灰の産出夥多なりと雖も、地質概して確かなれば雜草の蕃茂するのみ、併し中腹以下は地味良好にして森林をなし、平地は黄黒埴土にして肥沃なり、近時縣郡里道の改修せられてより貨物の宇和地方に出づるもの多く、北部の諸村は八幡濱に南部は宇和島吉田に通じ、山奥地方は肱川を利用して大洲・長濱に達するを得れども、獨り海岸に有する數港は山岳に遮断せられて郡の主要地と相連絡し得ざるの憾あり。

◎宇和の西園寺家 天慶三年(紀元千五百三十八年)藤原純友日振島に據りて亂を為すや、林道保は小野好古と戮力して之を殺し、功を以て好古を伊豫守、遠保を遠江守に任じ宇和郡を領す、爾來子孫繼承して嘉祿二年(紀元千八百九十六年)に至り藤原守公業の世となる、此時常盤井入道事西園寺實氏宇和郡を望みて止まず、遂に將軍藤原頼經に乞うて橋氏と代り、宇和は全く西園寺氏の所領となる、後數世を経て四條院の御宇、天授三年

(紀元二千三十五年)三月に至り公良松葉城に入り、根據を堅うし、二十世公家に及びて黒潮城に移る、時に紀元二千二百二十年なり、弘治年間長曾我部元親西園寺を圍る、公家の子公高先づ東多田の飛鳥城を攻め敵陣に斃れ、世嗣なきを以て西園寺の一族公次が來應寺住職たりしを迎へて襲がしむ、時に弘治二年なり、子公宣を経て公廣に至るまで三百五十年間威を南海に振へり、領内十七郷、二百七十三村にして祿高十萬二千百五十四石三斗八升六合、區分左の如し。

- (松 庄) 五千九百一石五斗六升 浦里二十二ヶ所 今の南宇和郡と土佐沖之島、鶴之島
- (岩 藤 郷) 四千三十三石三斗二升六合 浦里六ヶ所 畑地下灘あたり
- (清 光 郷) 二千四百一石七斗六升五合 浦里五ヶ所 横川、岩淵
- (岩 松 郷) 千三百九十三石五升八合 浦里三ヶ所 岩松、御内、山財
- (來 村 郷) 五千八百七十七石六斗一升二合 浦里十一ヶ所 祝森、九島、戸島、日振
- (板 島 郷) 三千四百六十四石四斗九升五合 同七ヶ所 毛山、高串、大浦、楠原
- (立 間 郷) 三千七十七石二斗二合 同八ヶ所 奥浦、喜佐方
- (成 妙 郷) 一萬五千二百七十一合 同二十三ヶ所 奈良、大藤

- (百姓分郷) 四千百十四石四斗二升 同十二ヶ所 元宗、大内
- (吉輝郷) 三千三百八十四石八斗 同五ヶ所 内深田、是延
- (黒土郷) 一萬三千八百四十七石六升九合 同三十一ヶ所 松丸、岩谷、延川
- (周智郷) 七千二百七十六石七斗五升一合 同二十九ヶ所 野村、土居、下相
- (柳郷) 千四百七十一石七斗八升一合 同七ヶ所 遊子谷、横林
- (永長郷) 六千九百三十五石二斗二升七合 同二十一ヶ所
- (山田郷) 二千八百十石六升 同二ヶ所 山田、藏貫
- (岩野郷) 一萬五千六十一石二斗七合 同三十八ヶ所 東多田、朝立
- (保内郷) 一萬五千五十八石七斗七升二合 同四十三ヶ所 日土、川名津、穴井

◎西園寺家の滅亡 天正十三乙酉卯月秀吉の舍弟村柴美濃守秀長、三好孫七郎秀次等と四國を攻め長曾我部を降参せしむ、西園寺公廣其到底敵す可からざるを悟り、九島鯨浦願成寺に遁れ、天正十五年十二月十一日戸田駿河守邸にて切腹せるものゝ如し、斯くして西園寺家は滅亡し、小早川隆景郡主たり。

◎湯桁と地鹿野の冷泉 湯桁は魚成村にある冷泉にして僕麻質斯、皮膚病、子宮病、神

經海に宜ろしく、野村の地鹿野冷泉は専ら皮膚病に特效あり、併し地の餘りに僻在せるが故に世人の恰ねく知る處とならず、徒らに村郎野嬢の遊浴に委するのみ。

◎卯之町 郡の首邑にして郡衙、警察署、税務署、蠶病豫防事務所、銀行、學校等あり宇和島、大洲間の縣道沿線なれば旅人の往來多く、市街の北隅經の森は、花木を移植して公園となせり。

◎松葉城 卯之町にあり、度々火難あり、慶安四卯年名を卯之町と改たむ、或は水邊に便あり、鶺に因み卯とせしとも傳ふ、後松葉城を黒瀬城に移せり、とびす城、我合城、岡城、護摩ヶ森、土居城等の古城は孰れも卯之町に存せり。

◎黒瀬城趾 長曾我部を苦しめたる西園寺家の居城にして卯之町にあり、代替の祝宴に當り盃の臺に松葉飛び來りしより。

十八公光榮霜後 一千年色深盃中
と吟じ松葉城と改ため、町の名さへ松葉町と名付られしも、慶安四年今の名に改稱せられたり。

◎堂山城 高山村にあり、城主を宇都宮長雲といひ、子修理大夫正綱、孫左近衛充綱、曾孫助太郎相繼ぐ、正綱は長曾我部の三間岡本城を攻むる時戦死せり、一如机の追悼の詩あり。

消還霜雪聞中人 落葉今如失色身 防戰抽譽文武道 功名可惜臥龍臣

◎久枝城 上宇和村にあり、水ヶ城とも名付く、黒瀬城に供水のため斯くは命名せらる久枝と卯之町の境界にある古城にして宇都宮越前守有綱の居城たり、子久枝又右衛門尉興綱は公廣の執事なりしが如し。

◎丸岡城 中川村にあり、一名西姫城といふ、城主西姫は西園寺實充の息女なりしが、公廣郷の宗家を繼ぎしころ何故か手討にせんとする處を家來に助けられて爰に出城を構へ主君とあがめまつりしなりと云ふ。

◎小原城 笠置村小原清澤の境にあり、西園寺の一家なる故に清澤御所ともいふ、末葉に松田覺助あり、清澤に墓所を築せり。

◎下木城 多田村にあり、岩野郷の内三千四百石を知行す、城主を宇都宮永綱といひ、

末裔に忠綱、貞綱、伊綱、三河守直綱、石見守宣綱あり、宣綱は天正十六年五月十六日に卒去せり。

◎鎌田ヶ城 溪筋村にあり、城主を宇都宮三河守直綱といふ、家老上甲伊豆は公廣卿の命により主を討ち取りたり、上城と名付くる枝城あり。

◎矢の根鍛冶 高川村に主慶と稱する刀鍛冶あり、先祖は安行と銘を切る、主慶は二代にして三代を安定といふ、魚成村下相に移りて安吉と切る、其後安信、二代安信、三代安信など何れも矢の根に妙を得たれば矢の根鍛冶といひ、後居村を安家谷と稱するは代々安の字を用ゐしが爲めなるべし。

◎入子田と簀ヶ谷 惣川村にあり、おその川の入子田とて珍らしき由なり、午年洪水の時埋れて名斗りとなり、相川と遊子谷間の簀ヶ谷には上十五日間尾頭の見ぬ蛇現はる、辨才天と稱せり。

◎根生松 遊子川村森宮山高善寺にあり、此寺の本尊は、阿彌陀、曹洞宗、本空大和尚の開山にして山號を大白山ともいふ、門前に松あり、門の如く根より一間程高く冠木の形

し夫より横に延び、稍々五六尺は自然と下り、田の中を這ふ事十一間、下を往來す、現今は枯れたり。

◎柳之枝 横林村の客大明神前に大木の柳あり、神の杖つかせられし柳をさし置かれしものなればとて柳の枝と稱するよし。

◎猿ヶ瀧城 横林村にあり、城主若本將監は天正十一年正月十三日長曾我部に攻められ北の川と共に落城せり、麓に「しほやの淵」あり、鐵砲を打ちかけられ爰にて切腹せしゆる下り船は此所にて御酒を上げ念佛を稱ふるよし。

◎野村の權現 熊野より飛來せりといふ、神主利兵衛の先祖も熊野より來る、堂前より馬場先まで一町餘、左右に杉檜の並木あり、世に權現なるといふ、正應元年戊子の建立あり、野村の内に下の野あり、那須與市の居所なりきと、下の村に音無權現あり。

◎那須與市の舊蹟 源平八島の戦に扇の的を射落したる那須與市は功によりて望みし阿下村(今の野村)に封せられ、居所を下野村といふは下野國住人なればなるべし、與市屋敷、御刀磨の小姓屋敷、御笠指掛の屋敷あり、何者にか狂歌を詠めり。

扇をば海のみくづと那須の殿的の上手は與市とぞきく

◎御腰かけ休石 野村にあり、音無權現御着の時、田の中の岩に休息せらる、御腰かけ休石とは之なり、古くまで此田主より土箸を權現へ呈し、神主那須利兵衛殿家は其巻物を所持せしといへども今は失せたり。

◎白木城 野村にあり、城主は宇都宮左近尉乘綱なりしが落城後梅林と稱する禪門に變り、高二千石、侍に緒方治部之介、大塚左近太夫、三浦左京などあり、野村領主白木左近太夫元氏は西園寺の縁者なりき。

◎所謂野村騒動 明治三年三月宇和島藩内の農民徒黨を組み、箕笠、鍬の柄、荷俵、大繩等を携へ野村に雲集し、藩に向つて強訴して曰く、維新以來政度革り、農民の貧窮甚だし、之が救済の法を講せられたしとて、大豆上納代を下る事、楮代を上る事、乗口米を減する事、田方切立見をなす事、飢食料の下附を乞ふ事、横成の事、物成の延納を乞ふ事等概ね新政を喜ばず、願意容れられずば解散せすと主張したるが、藩老櫻田龜六の示諭に依り漸やく鎮まれり、世或は宇和島百姓一揆とも稱せり。

◎野村の泉貨居士 天正年間土居太郎左衛門あり、初め出家して安樂寺に住す、西園寺亡びて泉貨と稱し、一庵に住みて厚紙を創む、特産仙貨の起源なり、明治十六年に至り後裔土居七郎功を以て其筋より賞賜せらる。

◎野村の前嶽溝 野村の田地に灌漑すべく溪筋村出合より宇和川の流を引きしものが前嶽溝なり、長さ千九百五十間、明治元年秋通す。

◎裏見ヶ瀧 溪筋村にあり、巖頭前に突出して飛潭の裏より左右に通ず、故に此名あり樽瀧と稱するは樽酒を注ぐの形なればなり、高さ二十丈餘、春秋の節遊客多し。

◎三瀧の形勝 土居村にある紀氏の舊蹟なり、三方斷崖絶壁にして一方山に連る、紀氏の小兵能く長曾我部の大軍を防ぎしもの所以あるかな、山中溪水激流瀑布をなすもの五六大なるもの三あり、故に三瀧といふ。

◎御在所山 中筋村にあり、山上岩石巉峽として奇勝いふ可からず、遠く喜多、浮穴より硫黄灘の白帆を蒼茫の間に見る、散齋に適せり。

◎塩屋の淵 將監淵ともいふ、肱川の上流貝吹村大字栗木字小込にあり、戦國の時岩本

將監なるもの、三瀧城主紀氏の爲めに猿ヶ森城を守る、天正十一年正月十三日土軍に襲はれ戦破れて塩屋の淵に投じ、前岸に到らんとする折に敵陣に中りて卒す、里人其遺骸を崖上に葬り碑を建て之を祭祀せり。

◎申義堂 文久三年二月朔日卯之町有志の招聘に應せし左氏頼氏は、大師堂に漢學塾を開く、來りて業を受くるもの四十餘、大に人文の發達を來せり、明治二年正月左氏召されて宇和島藩學教授となるや、齋藤市太郎氏之に代る、然れども期年ならずして亦藩學の召す處となりしより、校舍を壺溪に建設し、申義堂と稱せり、藩此事を嘉して郷校となし町田亘氏を其司業たらしむ、實に明治三年三月の事なり、今の卯之町小學校の前身たり。

◎明間の佐藤家 昔し佐藤左衛門佐あり、五男を彌介といひ、其子の作左衛門繼ぐ、生れは奥州外濱にして龍王の末孫なり、其祖先八幡太郎義家に忠勤一方ならず、出羽十二郡を領す、大賀茂の明神が佐藤家の守護神たるは京都賀茂川を渡るの時、矢筈にのりて流回ひしより請せるものなり、故に其名を賀茂左衛門といへり。

◎成王瀬淵 魚成村にある淵なり、此淵を上より見る好位置あり、深潭藍の如く、誰と

て肌に粟を生ぜざるものなしといふ。龍の棲みたるも理りや、早魃の折りは必ず此淵にて雨乞をなし、僧が淵側に立ちて法華經を誦すれば、蛇は經木の上に乗る事普通なりといふ、淵の上に三反の田あり、昔より次郎右衛門の耕耘し來れるものなれども、不淨を入るゝ能はず、星大和尚の墓地ある塔の松に近し。

●龍ヶ森城、魚成村にあり、城主を半朝臣豊後守通親といふ、父親細の跡を繼ぎて玄親能親、親能等に讓る、高千石を喰む。

●北の川殿、本城を三瀧城とし、甲之森城の枝城あり、純貫之の末裔實平を城主とす、嫡子常安、其子勝千代、常安の弟通安、其子親安相繼ぎたり、實平は京都より下向の折り道前にて病死し、土居村下谷へ納む、大洲領内四歩一村を合せて高五千七十石なり、紀式部太輔親安の枝城六あり、曰く應の子の大番城、窪野の三瀧城、遊子谷の白石城、相川の鏡ヶ鼻城、横林の猿ヶ瀧城、四分一の白石城、これなり、紋は傍折敷に鶴三文字なり、天正四五年の交より城主親安は屢々長曾我部と戦ひ、同十一年正月十三日三瀧城にて幡多野

依岡と組打ち討死して落城せり、元來北の川は元親に降参し姪輝となりしも、間もなく黒瀬城の爲めに働らき元親の怒りを買ひ、一萬三千騎を以て三瀧の城を攻め立られしが親安の目醒しき働きに敵を惱まして死し、次で甲之森城を攻む、城主永山伯耆守小身なれども能く防ぎ、終に討れて全く土佐軍に征服せられたるこそ憂たけれ。

●馬の鼻嶽、多田村大字東多田は弘川の水源地にして關地の池は周圍半町なれども西南に馬の鼻嶽あり、此嶽は奇岩怪石妙を極めて老松古杉鬱蒼たり、此所より關地の池を望めば恰かも一小湖を見るの感あり風景佳なり、近時雅人の杖を曳くもの漸やく増加せり。

●俵津港、東西北の三面山に圍まれ、自からなる良港を成せり、戸數約六百、人口二千五百五十、港内水深く沿岸一帶百五十呎の水層を保ち、三百乃至五百噸の船積の如きは總て海岸に横付を以て便せらる、商業は土着の者が肥料販賣、製造業、吳服太物商等を營なむもの約三十三戸、一戸の資本金三萬圓を下らず、加ふるに地方製造の反物を九州地方へ輸出するもの二百人に達し、銀行、信用組合、郵便電信の設備あり、杭木、木材、米麥、檀質、繭、織物、魚類の取引盛んなること東西二字和郡中八幡濱に亞ぐ、近時陸運に眼を

注ぎ、道路の改修日に進捗しつゝあれば、向後東宇和郡に於ける物資の集散地となるべし

第四節 北宇和郡

北は東宇和郡、南は南宇和郡、東南は高知縣幡多郡に境し、西は総て海に面す、面積實に五十二方里二五、縣下第一の大郡にして二町三十三ヶ村より成る、東南北の三面とも山に圍まれ、平原と稱すべきものなく、豫土國境を南に走下せる石槌山脈の兩包山は西に法華津の山脈と連絡して郡の北部を遮斷し、南に入りて杖岳、滑床山、目黒山、黒尊山、大谷山(千百尺)鬼ヶ城山(三千六百十尺)を形成し、南は一帶柏阪の嶮を成せり、河流としては四萬十川の上流廣見川の流域九里に及べるを除きては、須賀川、横川、神田川、滑床川、芳原川、辰野川、横堀川、岩松川、來村川等の細流あるに留まれり、されど瀑布には好藤村の清水瀧、吉野生村の雨ヶ瀧、三島村の成王瀧、旭村の金剛瀧、畑地村の縁田瀧、明治村の滑床、八幡村の仙波ヶ龍あり、就中滑床は瀑布を以て名高く、布ヶ瀧、霧ヶ瀧、雪輪瀧、白瀧等最も大なり、島嶼の重なるものは周圍五里三十三町の日振島、四里三町の戸

島を始め人家あるは御五神島、嘉島、九島、高島、竹島の七島にして海上に基布すること畫の如く海峽には日振島の豊後瀬戸、同島の早磯瀬戸、戸島のブシ瀬戸あり、暗礁は日振島に三、戸島に四、蔣淵に四あり、此郡は地の僻在せるが故に商工業盛んならず、僅かに天與の産物を輸出するに留まり、未だ加工の道を知らざるものゝ如く、人情淳朴にして道義地を掃ふが如きことなきも、進取の氣象に乏しく萬事に退嬰主義を把持しつゝあるもの亦得むを得ざるものか。

◎宇和島町 北宇和郡の首邑なり、伊達家の舊領地にして天主閣高き鶴島城は始めに板島丸串城と稱せり、此地背後に水ヶ森(尻ソレ山)鬼ヶ城の峻峯を扣へ、前に九島の灣内を抱くが故に風光の明媚なること筆舌の好くする處にあらず、戸數三千二百餘、人口一萬三千七百二十餘、十年前と些したる増加を認めざるは接續せる八幡、丸穂の諸村に増加しつゝある民人を吞まるればなるべし、大字を愛宕、鋸、大工、瀧華、笹、檜屋、一宮下、大石賀吉、鎌原、中、廣小路、堀端、大板、櫻、神田川原、元結掛、佐伯、樂研堀、御徒、富澤、丸之内、追手、本、裡、袋、北、堅新、横新、向新、惠美須、船大工、須賀等の各町

に分ち裁判所、郡役所、税務署、警察署、監獄分監等の諸官衙を初め中學校、女學校、商業學校、小學校あり、名勝古蹟の名あるもの多し。

◎板島城

龜次城ともいひ、鶴島城ともいふ、

宇和島城の事なり、城主板島志摩守の住宅は八幡村中間にありたり、城麓に犬の馬場とて正月射初の時、犬を射たる吉例ありしと

か、此地は孝元天皇の世に伊豫皇子を伊豫へ下し給ひ、三男を小千御子と稱し越智郡に住せり、六代目伊但馬に至りて西南土佐境(今の宇和島の事)に館あり、故に伊但馬皇子の

伊但馬を地名となし、後板島に改めたるものなり、丸串城は板島丸串城ともいひ、城主は家藤監物信種とし、後西園寺宣久、戸田與左衛門信家に移り、天正十五年八月與左衛門

を城代とせり。

◎宇和郡の領主 河野氏六代の主に伊但馬あり、伊但馬(今の宇和島)に館して一統す

持統天皇の御宇國司田中朝臣法磨これを治め、清和天皇貞觀八年十一月宇和郡を割て喜多

郡を置く、天慶三年(紀元千五百三十九年)藤原純友の日振島に據り亂をなすや、橘遠保

之を平定し、功を以て遠江守に任せられ此郡を領す、子孫繼承して嘉禎二年(紀元千八百

九十六年)薩摩守公業に至る、間もなく西園寺實氏宇和郡を望み、將軍に懇請して宇和郡

を領す、後數世を経て公良に至り天授元年(紀元二千三十五年)三月松葉城に入る、爾來

十九世實充に至り子公家黑瀬城に移り、公高、公次、公宣、公廣に譲る、三百五十年なり

然れども長曾我部に四邊を窺はれて交戦すること六十年間、民其堵に安んぜず、以て困弊

を來しつゝあるや、天正十三年八月に至り西園寺の末葉公廣旗下を集めて元親と和儀を結

ばんとし、未だ決せざりしも、此時四國は豊臣秀吉に征服せられ、伊豫は小早川隆景の領

となり、宇和へは戸田民部大輔勝隆(政信)打向ひ大洲に入城す、時に天正十五年(紀元二

千二百四十五年)の秋なり、されば公廣早くも時代の變遷を察し同年十月二十日涙の中に

立間尻に出で、九島願成寺に入る同月二十五日勝隆は松葉黑瀬城へ岩成少右衛門尉、板島

丸串城へ戸田與左衛門尉信種を城代として遣はしたれば、法華津秋延は築紫に、御庄勸修

寺は京都に、土居清良は土居に隠れて一庵を結びぬ、然るに戸田氏入部以來領内の民歸服

せざるもの多く、同十二月十一日公廣を謀つて戸田駿河守の私邸に招き割腹せしむ、翌十

二年二月勝隆丸串城に入りて苛政を行ひ民心向はず、貢物不納となりしより社寺の寶物を

奪ひ去りて、

奪ひ去りて、

奪ひ去りて、

奪ひ去りて、

奪ひ去りて、

奪ひ去りて、

奪ひ去りて、

奪ひ去りて、

奪ひ去りて、

奪ひ去りて、

奪ひ去りて、

徴し大木名樹を伐採して將士を養ふ、明石寺雲隱の杉、佛木寺の獨銘の楠、三島社頭の四方杉（或は西行杉）等妙寺の鬼王ケ杉、團三郎ケ松等を伐り、文祿三年十月高麗にあり狂疾に罹りて歿せしも神佛の崇なりと評し合へり、斯くて文祿三年（紀元二千二百五十四年）藤堂和泉守高虎之に代りて宇和を領し大洲城に入る、諸民悦服したるも居ること十四年、慶長十三年に至りて伊勢阿濃津へ交替し、翌十四年（紀元二千二百六十九年）富田信濃守信高（知信）更に宇和島城に入りしと雖も、同十七年坂崎對島守と爭論して理あらず加ふるに搦成堀切の工成らず、爲めに宇和島城地を奪はる、同年より十八年迄は幕領に歸し藤堂和泉守之を預る、慶長十九年十二月伊達秀宗宇和郡を領し、元和元年三月宇和島城に入る、紀元二千二百七十五年の事なり、時に秀宗十八歳、或は二十五歳なりともいふ。

◎宇和島と伊達家 慶長十七年（紀元二千二百七十二年）富田信濃守信高罪ありて削封せらるゝや、一時幕領に歸し、藤堂新七郎奉行として入部せしが、慶長十九年十二月伊達秀宗之を領す、秀宗は大職冠鎌足の後胤にして伊達陸奥守藤原政宗の長子なり、幼名を兵五郎と稱し、幼より大阪城へ人質となり、一度秀吉の養子たり、七歳既に従五位侍從に任

せられ、秀吉の一字を取て秀宗と名乗り、豊臣秀頼と共に大阪城に生ひ立ち、冬の陣の軍功により宇和島を拜領し、元和元年五月十八日始めて宇和島へ入城せり、歴代の畧歴左の如し。

「秀宗」

幼名を兵五郎と稱し天正十九年辛卯誕生、從四位下遠江守に任ず、明曆三年丁酉五男宗純に吉田三萬石を預ち、同年七月二十一日退隱、萬治元年戌戌六月八日六十八歳を以て卒す、龍華山に葬むる

「宗利」

寛永十一年甲戌十二月十八日誕生、幼名を兵助といひ秀宗の四男なり、宗永五年戌子十二月二十一日卒す、年七十五。

「宗賀」

寛永五年乙丑誕生、元祿六年十二月十八日從四位下に叙し侍從に任ず、寶永八年辛卯二月十八日卒す、四十七歳。

「村年」

幼名を伊織といひ宗賀の二男なり、寶永二年乙酉誕生、享保二十年乙卯五月二十八日三十一歳を以て卒す。

「村候」

伊織大膳大夫、村年の長男、享保十年乙巳五月十一日に生れ、侍從となり左近衛權少將に任ぜしは六十

「村壽」

二歳の時なり、寛政六年甲寅九月十四日七十歳を以て逝く、始めて金剛山に葬る。

「宗紀」

幼名兵五郎、大膳大夫、退隱して左京大夫、村候の長男なり、寶曆十三年癸未の誕生、寛政六年十二月十六日侍從、文政三年庚辰十二月十六日五十八歳を以て左近衛權少將に任じ、同七年甲申九月十二日三男宗紀に譲りて退隱、天保七年丙申三月十日七十四歳を以て卒す、龍華山に葬むる。

「宗紀」

幼名扇松丸、大膳大夫、遠江守、退隱して伊豫守といひ、剃髮して伊豫入道と稱し、春山と號す、寛政

せられ、秀吉の一字を取て秀宗と名乗り、豊臣秀頼と共に大阪城に生ひ立ち、冬の陣の軍功により宇和島を拜領し、元和元年五月十八日始めて宇和島へ入城せり、歴代の畧歴左の如し。

「秀宗」

幼名を兵五郎と稱し天正十九年辛卯誕生、從四位下遠江守に任ず、明曆三年丁酉五男宗純に吉田三萬石を預ち、同年七月二十一日退隱、萬治元年戌戌六月八日六十八歳を以て卒す、龍華山に葬むる

「宗利」

寛永十一年甲戌十二月十八日誕生、幼名を兵助といひ秀宗の四男なり、宗永五年戌子十二月二十一日卒す、年七十五。

「宗賀」

寛永五年乙丑誕生、元祿六年十二月十八日從四位下に叙し侍從に任ず、寶永八年辛卯二月十八日卒す、四十七歳。

「村年」

幼名を伊織といひ宗賀の二男なり、寶永二年乙酉誕生、享保二十年乙卯五月二十八日三十一歳を以て卒す。

「村候」

伊織大膳大夫、村年の長男、享保十年乙巳五月十一日に生れ、侍從となり左近衛權少將に任ぜしは六十

「村壽」

二歳の時なり、寛政六年甲寅九月十四日七十歳を以て逝く、始めて金剛山に葬る。

「宗紀」

幼名兵五郎、大膳大夫、退隱して左京大夫、村候の長男なり、寶曆十三年癸未の誕生、寛政六年十二月十六日侍從、文政三年庚辰十二月十六日五十八歳を以て左近衛權少將に任じ、同七年甲申九月十二日三男宗紀に譲りて退隱、天保七年丙申三月十日七十四歳を以て卒す、龍華山に葬むる。

「宗紀」

幼名扇松丸、大膳大夫、遠江守、退隱して伊豫守といひ、剃髮して伊豫入道と稱し、春山と號す、寛政

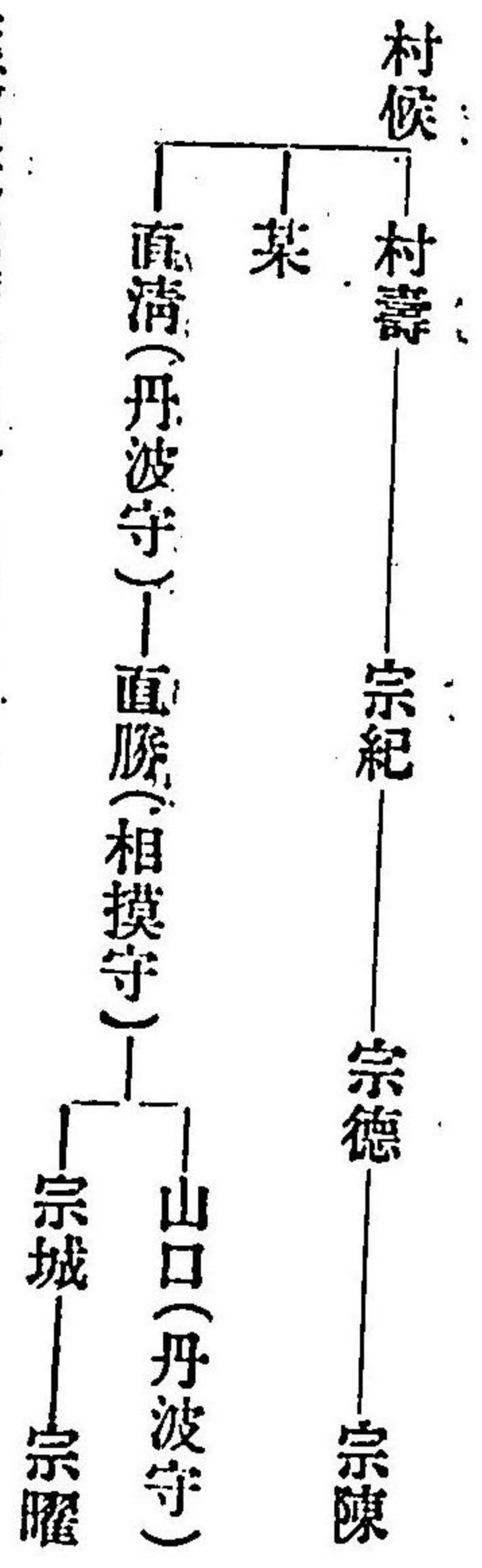
四年壬子九月十六日の誕生なり、文化九年二十一歳の時從四位下、文政七年侍從、天保九年左近衛權少將に任じ、弘化元年宗城に家を譲る、明治十三年正四位、十四年從三位、二十年正三位、二十二年從二位、同年特旨を以て正二位に叙せられ、十一月二十四日に薨去す、時に年百歳。

〔宗城〕文化十四年丁丑の誕生、幼名を龜次郎と稱し、兵五郎と改む、山口相模守直勝の二男にして宗紀の爲めに養はる、天保五年從四位、弘化三年侍從、安政五年宗徳に譲りて退く、元治元年參與、同左近衛權少將、從四位上、慶應三年議定一等官、明治元年軍事參謀官、外國事務補、大裁判所副總督、同年外國知官事、同年從三位參議、同年從二位中納言、二年辭香問祇候、同年民部卿兼大藏卿、同四年全權大臣として清國へ赴任、同十四年勳二等、同十六年修史館副總裁、同十九年正二位、同二十二年勳一等、同二十五年從一位に叙せられ、十二月二十日七十六歳を以て薨去、龍華山に葬る。

〔宗徳〕天保元年庚寅三月誕生、宗紀の二男にして宗城に養はる、幼名藤松丸、兵五郎、大膳大夫、遠江守たり、明治十八年四月十日正四位に叙し、同九年伯爵を授けらる、同二十三年六月二十日從三位、同二十四年四月二十三日侯爵、同二十八年六月二十九日正三位、同三十三年六月二十日從二位、薨する時七十一歳、金剛山に葬る。

〔宗陳〕萬延元年庚申十二月十六日誕生、宗徳の長男なり、幼名萬壽若といふ、明治五年二月十日從五位、武部官、同二十年十二月二十九日正五位、同二十五年七月六日從四位、同三十年七月三日正四位に叙せられ現今に至る。

宗城公の御血統を記さんか、村候公の三男にして徳川公の旗下山口兵庫の養子となり山口丹波守直清と稱する方の御子を山口相模守直勝公といふ、宗城公は實に其二男なり、圖示すれば左の如し



宇和島藩藩主伊達家の祖秀宗公は從三位中納言陸奥守政宗公の長子なること始めに記せしが如し、寛永十三年丙子五月二十四日七十歳を以て卒し、瑞巖寺殿奥洲大守といひ、御室を陽徳院殿といふ。

◎藩祖の風流 伊達秀宗卿は心だて優しく和歌の道にも暗からず、大猷院竹千代に和歌を所望せられて。

わかたけの未だのもしきおもほへは 君につかへん事をしぞ思ふ
 仙臺中納言政宗卿も和歌には長せり、寛永年中の頃とかや、江戸に上りて京橋を通行の折
 り高音の鶉ありたれば、賣物なるかと近習をして聞せられしに、千両あれば差上げんとの
 答を得て駕の中より。

立ち寄りて聞けば鶉の音も高し さても慾にはふけるものかな
と詠みて鳥主へ送られしとなん。

◎吉田と伊達家 明暦三年(紀元二千三百十七年)七月宇和島藩主伊達秀宗幕府に請ひ

五男宗純を吉田に分藩し、三萬石に分知せしむ、これを吉田藩の元始となす。

「宗 純」 は貞享四年七月に至り家督を

「宗 保」 に譲る、元禄六年十二月また

「村 豊」 に移り、元文二年八月之を

「村 信」 に譲り、寶曆十三年九月

「村 賢」 相續し、寛政二年四月、更に

「村 芳」 より、文化十三年十一月

「宗 翰」 に至り、天保十四年六月には

「宗 孝」 の世となり、明治元年七月

「宗 敬」 を經て、明治九年十月、今の

「宗 定」 に及べり、

即ち明暦三年より明治九年まで二百二十年間、十代相續きたり、當時の吉田藩は諸法度

禁令多く宇和島と同轍に出で領内靜謐にして明治まで殆んど戦役の苦もなかりき。

◎仙波ヶ瀧 宇和島を北に距る十町餘り、仙波峠の山腹を流るゝ溪流を併せて根無川に

注ぐところ、別に此一仙境をあす、松拍上に枝を交へて蔦蔓下にはびこる、附近に鮎返り

の瀧あり、飛瀑甚だ大ならざれども、四邊の風光佳にして推賞すべし。

◎八幡川原 八幡村中間のほどり、堤高く石白くして八幡神社を前に控へ、黒畫の如き

宇和島を見渡したる時の美しくさ、郡内唯一の鐵橋さへ架せられたり、此地吉田藩の忠臣

安藤爲繼が一揆の農民を説き、聞かざるや、切腹して忠死せしの地なり。

◎住吉山 宇和島港の玄關前にある一勝地なり、藤住吉といひ由緒も頗ぶる古く、神功

皇后三韓征伐の折り假泊せられたりと傳ふ、千古色替ぬ松繁くして打寄する浪の音もやさ

しかりしに、神社合併を敢行せられて藤江の多賀神社に合祀せられ、今や僅かに昔の面影

を存するのみ。

◎見返り坂 住吉山の背後、宇和島の街盡頭にあり、八幡村大浦に通ずる里道あり、往

く人、來る人、必らず見返る。

◎天、救、園、 丸穂村にあり、伊達家の禁苑なりしが近時毎季を定めて市人の拜觀を許されれば、春の藤、初夏の菖蒲咲くころ、枝を此園に曳くもの數知られず、廣き芝生に座を占めて鯉を眺め入るも嬉しき散策の一つなり。

◎戎、ヶ、鼻、 九島村にあり、宇和島灣の一角をなす戎山の北に迫るところ、山一面に伐盡されし樹木も、此鼻のみは數株の松を片見として、烏帽子なせる岩は波に足を洗はせ、住吉山と相對して灣内の一勝區をなす。

◎眺、岩、 八幡村にあり、宇和島港頭を飾れる赤松の一角に立つ數丈の大岩は、腰を屈して人を待つが如く、稚松倭草島に翠色を添へ、漁船の餘波岩に激して雪よりも白し。

◎堂、崎、の、觀、音、 九島村石應にあり、西光寺の建立にかゝりしを文安五年戊辰時に焼け同己巳歲春來應寺より再建せり、本九島の喧嘩落と相向ひて松樹は獨り觀音堂を圍み、浦邊に珍らしき幽邃の一區をなせり。

◎鍋、島、 堂崎の沖數町にある小島なり、全部岩石より成りて一木片草を留めず、鍋を伏たる如き形なれば此名あり。

◎高、島、 九島村にあり、大高島は稍遠くして遊子の赤崎に近けれど、小高島は九島に連なり無二の舟遊場たり。

◎薬、師、谷、の、溪、流、 來村にあり、森の櫛現山、鬼ヶ城より落ち來る諸流をこゝに集めて瀧となり、淵となりて美しく、奇しき岩、珍らしき樹、道の傍に并べり。

◎水、ヶ、森、鬼、ヶ、城、 宇和島町を壓して立てる高山なり、水ヶ森は恰も人の唇部に似たり、故に里俗尻割山ともいふ、春の若菜摘も樂しく、秋の七草なほ面白し、これに續きし鬼ヶ城の峻峰は深林を以て名高かりしも、今は其大部を伐盡されて禿山となる。

◎滑、床、の、勝、地、 宇和島の東、僅かに二里餘、奇岩と瀑布を以て鳴るを滑床といふ、山嶽重疊、一度び足を此地に入れんか、身は塵界を離れて仙境に來れるの想あらしむ。

(横崖) ゑぐりなしたる絶壁に点々たる水の滴りて行先を知らず、俯瞰地獄を望むが如き心地せらる。

(布ヶ瀧) 老木交叉して書尙暗く、怪岩奇石聚散して前にふたがるころ、白簾高くかゝりて此絶勝をなせり。

(霧ヶ瀧) 屹立せる十餘丈の斷崖より、千河の水一時に奔逸し來り、碎けては散るさま霧の如し、恍乎瀑下に立てば衣袂時の間に霑ふ。

(白瀧) 伊達家の功臣山家氏の靈地と稱へらる、蒼鬱たる間に滔々たる水聲を聞くのみいと物凄し。

(雪輪瀧) 滑床を代表する大瀑布なり、岩壁三層に分れて各層毎に突兀たる岩角岩間あり、流れ降れる水の之に觸れて雪の輪形を成すを以て斯くは名付けらる。

(落合淵) 白瀧の下流、雪輪瀧と相合するところに此深淵をなす、水紺碧に岩滑らかなる間、徑十間に近し、深きこと數十尋、四邊の景色佳なり。

(鳥帽子岩) 雪輪瀧の下流、萬年橋の上にある、大鳥帽子の形せり。

(鳥居岩) 高さ三丈、いと大きやかなる二柱石の上には危ふげにも一つの平岩乗りて其形石鳥居に似たり、下方に萬年橋あり、土佐に境す。

(船石) 大岩巨石は溪水がために流出して轉々たるの間、舟の形したる大岩、まさに經を解かんとして舳既に丈餘の高さにあり、長きこと十餘丈、幅これに伴ふ。

(千疊岩) 大千疊、小千疊の二となす、共に滑床の名の依つて起るころ、繁茂せる大樹空を蔽うていよ、幽邃に、圓轉たる平岩に腰打ちかけて、行厨を開けば、花なきに薫り風なきに涼し。

◎萬年橋 往昔宇和島藩に於て新道を開き北幡の物資を吸收せんとして不成功に終りし紀念の橋なり、其天然の巖に刻せし文字は實に藩侯の雄風を偲ばしむるものなしとせず、當時宇和島町奉行の宅に落首あり。

新道を作つてお客を町奉行 吉野がよいというて來ん土佐い

爾來幾百十星霜、今や林道は開墾され、老松古杉鬱蒼たる目黒山頭の製材業は着々發展し萬年橋の上流梅ヶ成の如き、幾多の人家を見るに至れり。

◎目黒山 明治村にあり、滑床を経て宇和島に至り、地藏堂坂を越て、松丸に行くべし林産物に富み、共有財産多く、人情淳美にして一仙郷をなす、此山に目黒山の摸型あり、

山脈一帯の高低、距離、村落の名稱等一目して明瞭なり、大きき優に入壘敷、昔し鬼ヶ城の檜林に就て山界論あり、寛文五年十月十二日に至り新境を定められ、南は皿山の峯より

の檜林に就て山界論あり、寛文五年十月十二日に至り新境を定められ、南は皿山の峯より

少し鳥尾の瓦節を下り、船石へかゝり、北は鬼ヶ城の峯までを限り、東西に境し大あかり音地ヶ成、烏帽子岩、地藏堂まで峯通を南との境とせり、此争論の折り模型を幕府に運びて美事に勝訴となれりといふ、老中大久保彦左衛門の言渡書なるもの、坐ろに當時を忍ばしむるものあり。

◎河原淵殿、泉村にあり、河後森城主式部少輔教忠の養父越前守に男子あきを以て土佐一條家の次男を養子に迎へ、家督を相續せしめたるものこれなり、高一萬六千五百石を喰む、然るに四郎右衛門といふ河上村の百姓あり、教忠の取立に預りて出世し、芝作州と稱し西野川烏屋ヶ森の城を興へられしのみか、嫡男芝一覺は弘見の多武森、二男芝左京進は國遠の竹ヶ森、三男芝源五郎は作州城に居り、四男芝源三郎は教忠の近習たり、爰に於てか豫ねて巧みし鱒川のほとりに飯屋を建て、教忠を慰さめんとて酒宴を催す間に恩ある主君を亡して城を取り、自から河原淵の頭領となりしも、程なく戸田民部少輔に追立てられたるぞ天命なる。

◎多武森城、二島村にあり、城主芝一覺、後大野入道といふ、紋は槍扇に三星なり、其

父作州は度々土佐勢に楯を通ずるより、藤堂泉州關ヶ原へ出陣の折り、一覺を心許なく思ひ土佐へ飛脚もて關ヶ原へ連れてたしとて呼び寄せ、矢倉大右衛門宅にて詰腹を切らせられたれば、流石一騎當千たりし一覺も美事に相果てたり、斯るべしとも知らぬ父作州及び一覺の兄弟等は種々行方を尋ねれど不明なりとて落膽せるところへ、一覺の草履取が立歸りて斯と報せる。

◎西野ヶ城、愛治村にあり、城主を能登守といふ、天文九年召されて切腹せり、麓に汲井あり、蛙聲にて物音聞ゆざりしに長一尺、幅三寸の木札を井内へ入れ蛙聲止れりと傳ふ城主絶命より延寶九年まで百四十二年間、絶て蛙聲を聞かざりしといふ。

◎松丸、宇和島の東五里餘、黒土郷の南端に一市街あり、松丸といふ、戸數百に満たざれども高知縣の要衝に當り、物資吞吐の驛場たるのみならず、宇和島へ馬車の便あり、縣道吉野生線と高知縣の縣道と連絡する曉には、交通愈々頻繁となる可し、此地廣見川に臨み河後の森を負ひ、大森城に對して風光佳なり、名物松丸鱧、お京餅、美味愛す可きものあり。

○檜谷のお福、明治村大字富岡に檜谷あり、此地のお福(矢野フク)といへる女は不思議に接骨術に妙を得たるが十餘年前死亡せり、往昔御番所のありし地にして藩士桑折の墓は現に照源寺にあり。

○河後の森、明治村松丸にあり、戦國時代渡邊式部少輔教忠の古城址にして山腹にある永昌寺の鐘樓は城柵の遺物なりしといふ。

○大森城、明治村延野々にあり、大森彦四郎義光の古城址にして形富士に似、地方の名山なり。

○教忠の墓、河後の森城主渡邊教忠の墓は明治村富岡の照源寺にあり。

○秀宗公と延野々、太守秀宗、或年の八月十五夜の月を延野々の庄屋宅に眺め、詠歌あり。

つれなさの比ひまでやはつらからぬ 月をもめでしありあけの空

○泉ヶ森城、高光村にあり、るびすが森ともいふ、城主不明あり。

○龜ヶ森城、渡邊將監の居城なりしが、舍弟左衛門尉にて絶たり、宮内少輔弘正の末流なり。

なり。

○三間の名、日本記三十卷に持統天皇五年秋七月、天皇吉野宮に行幸ありし折り伊豫國司田中朝臣法麻呂宇和郡御馬山の白銀三斤八兩、鉏一籠を献すとあり、御馬はミマにして今の三間郷なり。

○三間の古戦場、古戦場としては三間村大字土居垣内にあるのみ。

○奥浦の間口、奥南村奥浦に間口と稱し、大潮の時に船の漸く通ひ得る程の地峽ありしが、寛永三年法華津浦の庄屋新藏人なるもの有徳に委せて應を飼育せし科により彼間口を堀せられ、長さ百十二間、横三間餘を浚渫せり、今は小舟も通り兼ねたり。

○津島殿と居城、岩松村にあり、始めは高田の釋迦ヶ森なりしも、後てんか森に移れり城主を越智越前守通孝といひ、安藝守通繁、彌三郎通顯等に譲る、高一萬石なり。

○和泉ヶ城、城主曾禰江州或夜川狩に出で野井の化生落にて美女に逢ひ「何ものぞ」と誰何しつゝ殺害せんとせしところ、彼女は「此川の主にして胎内に宿る子あれば産せんとて來れるなり、助け給は、おろし子にして與へん」と語りたれば一命を助けたる故事あり

此化生磬のありし川は野井より下邊に渡る川下なりしが今は其形もなし。

◎戸島と康政、土佐一條家の末流權中納言康政は伊豫宇都宮の輝となり子二人を擧たれ

ども、更に豊後大友宗麟の息女を乞ひ、驕奢を極めければ家老土居宗算諫めて殺さる、宗

算の子土居肥後守長曾我部と談じて康政を追ひ、宇都宮の子内政を元親の輝として一條家

を繼がせたり、康政依つて戸島に遁れ住せりといふ。

◎しやうの磬、北灘村の入口にある磬なり、周圍二町計り一木一草もなし、此の磬は津

島殿より御莊殿へ遣はされ、御庄の守護人來住せしより鮑、榮螺、海草等まで産せざる事

となれりといふ、下灘の御庄磬と共に考證すべき一説なり。

◎曲浦の正月櫻、下灘村まげの浦の百姓家の裏に名櫻あり、舊正月十二三日頃は花盛り

あれども、移植すれば普通の時期に花咲くと傳ふ、火難に逢うて今はなし。

◎嶽權現、北灘、下波、三浦の三村に跨がる大山あり、里俗三浦の嶽といひ、明曆丁酉

年に造營せらる。

◎御庄磬、下灘村の沖にあり、北灘しやうの磬と同じく御庄に鮑、榮螺の無きより不自

由を思ひやり程よき産地を興へられしなり、按ずるに御庄と津島は輝舅の深き間柄なりし
が故なる可し。

◎龜淵城、來村宮の下にあり、劔之城、麻小筒城は枝城なるべし、薬師神傳左衛門親頼
の居城なり

◎日振島の歴史、朱雀院の御宇承平五年六月藤原純友日振島に據り千餘隻の船もて官物

をかすめたれば、伊豫守紀淑人仁を以て之を鎮む、天慶二年十二月また叛き、備前介子高

を捕へ、播磨介島田惟幹を生取り南海、山陰、山陽、西海を奪はんとす、翌三年二月小野

好古、藤原慶幸、大藏春實等兵船二百餘艘を以て來る、純友風を望んで太宰府に赴く、翌

四年五月純友博多に破れて伊豫に逃げ、橘遠保の爲めに子重太丸と共に射殺せられたり、

天正元年一條兼定出家して日振に遁れ來る、家臣入江兵部元親に味方して二太刀まで斬り

つけ意を果さず、大洲の御所たりし子氏政は元親の聲なりしも日振へ追はれ、間もなく嶋

毒を勧められて殺さる、天正十四年長曾我部元親は嶋津退治のため此島に據り九洲を窺ひ

し事ありたり。

◎わらへ城、高近村にあり、城主但馬守橋朝臣高村は享祿年中の人なり、一族に式部大夫孝義あり、枝城に聖城、門石城、ひしやこの城、向城、西之瓦城あり。

◎礮泉、中間、中野川、奈良、丸穂にありと雖も著しきものならず。

第五節 南宇和郡

本郡は伊豫の西南端に位し、北は一帯の山脈を以て北宇和郡と境し、東は山又川に依りて高知縣幡多郡と隣り、南は沖之島、姫島、鵜來島等を前にして太平洋に向ひ、西は豊後水道を隔て、豊後、日向と對す、面積十六方里七九八、地勢は東北隅に海拔四千尺の篠山を控へ、西方に走りて柏の嶮坂を成し、餘脈海中に突出すること四里、其岬端を由良の鼻と稱し、近海航路の一險難たり、其他西外海村の皿山(千六百尺)を初め山岳起伏して凸凹極まりなく、一本松村全部は海拔三百尺の高原にして一半は東北に緩勾配をなしつゝ高知縣松田川の源流となり、一半は西南方に傾斜して同村満倉に集注す、而して低地は幹流僧都川をなし、其流域の平地に平城、城邊の二街衢を含めり、僧都川は長さ四里餘、貝塚港に

至つて海に注ぐ河身概ね荒廢して水運の便なしと雖ども、郡内田地の過半は此川の灌漑に俟つ、水質清透にして飲料にも供せらる、海岸の延長三十九里二十七町、東外海、西外海、内海の三漁村は相連なりて漁場に富み、深浦、貝塚の二港は交通上の東西二關門たり、農工漁業による生産約百萬圓、蓋し縣下の小郡として少なからぬ産額たり、行政上の沿革は昔京都叡山延曆寺の知行所たりしより時人御庄と稱せしを遂に郷名とはなれり、慶長十九年伊達遠江守の所領に屬し、石高六千石と稱せらる、爾來幾多の變遷を経て明治七年沖ノ島、鵜來島、姫島の三島を高知縣の管轄に移し、同十一年宇和四郡の分割により郡役所を城邊村に置く、同十四年九月北宇和郡役所に合併し、同三十年一月再び獨立して御庄村平城に遷る、此郡は山岳三方を圍繞するが故に朔風の襲來を禦ぎ、南方海に面して黒潮の注流を受くるが故に氣候温暖、嚴冬積雪を見ずして而かも夏時涼風多く、頗ぶる避暑に適せり。

◎御庄、叡山の知行所にして預僧代官として下着せり、收納の物を京都へ送る度に海賊の厄に逢ふ、預僧の子を兵庫頭基明といひ御庄の守護と申す、其子左馬頭基詮、子權大夫

基資等相傳へらる、高五千九百石に餘り尙ほ千石を土佐領内より得たり、兵庫守を勸修寺と稱し後長曾我部に征服せらる。

◎緑の島の巢山、緑僧都村にあり、名鷹出でたれば緑丸と名付けて大臣の飼育するところとなる、緑丸の宮を建立せり、小さき山あれども岩瀧あり。

◎峠城、一本松村にあり、ひその城と共に御庄の番城たり、城代を知らず、豫土國境にありて萬治年間争論生ぜり、歌あり。

篠、矢筈、榎木、川分、松尾坂、もくつ濱中芦はをりのり

◎かなわ松、内海村柏坂の中央に大木の松あり、根は一本あれども三本に別れ居るを以て坂の名をかなわと稱せるをかなふ坂となまり、遂に柏坂といひ誤まれるものならんか、

伊達宗時公が此沖を通行の折り。
嵐ふく柏の瀬戸を漕ぐれば、沖の小島に鷗むれるる

◎御庄の新城、御庄殿の一家にして土佐境の新城を守る勇士あり、尾崎といふ、土軍

と戦ひて其將近藤三河守を討ち、小島右近を生擒して中納言康政より賞賜に預かれり、康政は土佐一條家の末流なれども長曾我部元親に追はれて舅大友宗麟を頼りて豊後へ渡りしが、間もあく戸島を経て御庄に入り、土佐軍を惱ましたる次第なり、而して尾崎藤兵衛に至り平城永野岡に住み、曾孫作左衛門に至り榎木村に移れり、彼津島彌三郎越智通顯の養子となりしも此尾崎の一族なりき。

◎柏港、内海村柏にあり、北部の良港にして風光畫の如く、柏坂を控へて陸運の便乏しき上に海路また甚だ迂曲するを以て發展の餘地を見ず、僅かに一漁村として命脈を保てり

◎深浦港、康外海村にあり、關西同盟漁船宿毛線の寄港地にして伊豫最南にある郡内第一の要港なり、灣内水深きこと幾十尋、船舶の碇繋に便なるのみならず、海産物を始め郡内の産物多くは此地に集散す、戸數二百、人口七百に餘れり、地廣からざれども港口に龍

王鼻の奇岩あり、對岸に岩水、大濱あり、沖合に當木島、遙かに沖之島を望み、風色甚だ佳なり、今や縣道深浦街道は開通せられ、車馬の往來繁く、海水温浴、生洲あり、一里餘の満倉に冷泉あり。

◎侍所ヶ砦、
ひやくしんの木」ありしといふ。

◎満倉の鑛泉、
深浦より一里程に本松村の満倉あり、此地は去る明治三十六年に始めて鑛泉の湧出するを發見せられ、爾後浴客常に絶えずといふ、鑛泉の分拆表左の如し。

固形分總量	一八一、五	コロールマグネシウム	一一、〇
硫酸カリウム	二四、〇	格魯兒那度リウム	二九、〇
硫酸ナトリウム	一七、五	硫酸カルシウム	一一、七
炭酸ナトリウム	二五、四	炭酸カルシウム	一四、一
炭酸マグネシウム	八、五	酸化鐵及礬土	二四、七
硅	一七、六	硫化水素	四、九
遊離及半化合炭酸	四一、五		

以上の化合物によれば本鑛泉は全たく單純なる硫黄泉に屬し下腹充血、全身多血、肝臟腫大及鉛水銀等の慢性中毒には内服すべく、慢性筋痠麻痺斯及筋強直、慢性痛風、慢性皮膚病、梅毒、慢性關節炎、創傷炎の遺殘等には温浴を適當とす、鑛泉場は満倉川に望める路傍にあり、川床より汲み來れる鑛泉は六個の男女浴槽に送りて一般患者の便利を計れり、

宿るに和泉鑛泉主の家宅あり、珍づるに四邊の風色あり、また一遊すべきの仙境たり。

◎貝塚港、
御莊村にあり、所謂平城灣にして汽船御莊丸の根據地なり、規模大ならずと雖も港口より灣入すること里許、三面山を以て圍まれたれば好箇の避難港なり、港内に

一島あり、大島といふ、老樹鬱蒼として頗る風致に富む、内海村々社殿島神社爰に鎮座す此邊一帶小西氏の眞珠貝養殖場となり、港内には小鯛、キス、沙魚の魚族多く、小舟を浮べて綸を垂るゝに適せり。

◎平城の街衢、
御莊村にあり、郡衙、警察署、郵便局、第二十九銀行支店、觀自在寺、水産農業學校等散在して一小市街を成せり。

◎城邊の闘牛、
平城を距ること十町、街衢は寧ろ平城に勝れるも、郡の首腦部を平城に奪はれたれば、今は小林區署及び登記所等を有するのみ、此地は南豫名物闘牛の本場にして常設の駄場には毎月闘牛會を開かれ南豫横綱幟の奪ひ合には力瘤入るゝ事も甚だしく、目下大關にして人氣ある闘牛左の如し。

牛名	村名	畜主氏名	特徴
小幡牛	東外海村	小幡健吉郎	横綱
徳田牛	城邊村	徳田慶吉	
赤松牛	緑僧津村	赤松寅治郎	
田中牛	一本松村	田中長太郎	
青木赤	御莊村	青木秀太郎	(毛色赤くして此名あり)
大西赤	同	大西安太郎	(同 右)
中健牛	同	中尾健太郎	
宮下牛	内海村	宮下龜一郎	(舊名レンギ牛)
蓮田牛	御莊村	蓮田千太郎	(舊名落シ牛)
田中牛	緑僧津村	田中賢吾	(元のセリ牛)

就中小幡牛の如きは平素小供を牛角に載する程の柔順なる特性あるも、一度闘争するや、敵手に勝たずば止ざるの氣慨あり、南北二宇和郡の各大關を滅ぼして今や天下無敵と稱せられ、價格千圓を保てり。

○僧都川の勝區 南宇和郡を貫流せる僧都川は其源を緑僧都村大字僧都に發す、流域僅

かに四里なれども、到るところ水石の美に富めり、縣道宿毛街道に沿ひ城邊村豊田町より左折して釋迦駄場に達し、里道を左に入れば緑僧都村なり、更に溯流すること一里にして勝區に達せん。

(長走り瀧) 僧都川の支流大久保川の下流にあり、眺め渡す一面の床岩に高さ七丈の白布はかゝれり、巾約これに叶ひて飛沫の迷るところ雪の如く、濼々たる響き物凄き事限りなし、之を南郡第一の名勝に推す。

(鮎返り) 長走り瀧を距る三町、巨岩幡屈せる間に僧都川の碧瀧をなし、石は美しく削りなされて鮎のハ子返る事繪もまた及ばず。

(金刀比羅水) 金刀比羅神社の境内にあり、山に縁りなす樹々聳て眼下に怪岩、奇石を并べたり、若し夫れ緑水躍り、碧波飛ぶの間、釣りあげし鮎を肴に腹を充し、清冽を以て名高き金刀比羅水を口にせんか、眞に身を仙還に置きたるが如き思ある可し。

○沖之島と鵜來島 正保二年以來伊豫、土佐兩國の境界争ひを生せし沖之島は、慶安三年の春、柏島の者が尻無瓦山へ放火して宇和郡領芦の山へ延焼せしため、再び争論の花

を喚かせ、終に明暦二年の春に至り江戸の裁断を仰ぎたり、當時の宇和領は母島、小矢野浦、窪浦の三浦にして裁断の結果は芦のヲリノリより芦の峯、北峯、大峯を経て廣瀬の在所を境と定められぬ、左れど現今すべて高知縣の管掌する所となり、柏島に並びし南海の名漁區また本縣の關する能はざるに至れり、鶴來島は沖之島と同じく元宇和島藩領たりし事あり、此島殆んど半開、米を産せず、畑あり麥、芋を作るのみ、牛馬なく民度甚だ低し其言語を窺はんか、往々國語其儘なるものあり、慕ふ可きもの多く、父をタン、母をアンマと稱するおど通辯を要す可し、人質淳朴、道落たるを拾はず、家閉さずとも盜賊の憂ひなく、貸借すべて口約なり、島内平地絶無、路皆斜形にして岩質、歩行必らず上下の外なし、風土病あり、ホテ足といふ、婦人に多くして膝以下踵に至るまで大なること同一、驚ろくべきは早婚の風にして十二歳既に丁年の風あり、男子十六七歳早や妻子を携ふ、薪水の不自由一方ならず、飲料水は僅かに一泉あれども甲戸汲めば乙戸其湧き來るを待つの有様なり、而かも墳墓の地を愛する事篤く、人の他へ移住を勸むるや「生れた所がよい、地方は嫌」といふ、其平生を察知すべし。

第三章 社 寺

我國民の神佛に對する崇敬の念深きは今更喋々を要せざれども、特に敬神に至りては遠く神代の事に屬し、彼の伊弉那岐命、伊弉那美命の二柱が國土を成し堅め、青人草を愛み給はむ大御心より生給へる神ありとし其功德の蹟を今にかしこみ、神徳自から山林水利を始め農業の上をも掌り給ひ、民衆の安寧をも護らせ給ふより、諸他の神を齋き祭れるもの、其數幾百なるを知らず、今左に五郡内の神社を掲記せんか。

種 別	喜 多 郡	西 宇 和 郡	東 宇 和 郡	北 宇 和 郡	南 宇 和 郡	計
縣 社	○	○	○	一	○	
鄉 社	一三二		八	一三	二	
村 社	八二二	三二七	五六	九七	二〇	
無 格 社	四二二		四八	三二四	二一	
						一

寺院の内最も多きは禪宗にして眞宗これに亞ぎ、時宗最も少なし。

真言宗	時宗	日蓮宗	淨土宗	天台宗	真宗	禪宗	宗別
二八	一三	四一	六四	七四	七四	七四	喜多郡
						四二	西宇和郡
一	一	五〇	四八	四八	四八	四八	東宇和郡
一四	三	一一	二二	二二	一五	六六	北宇和郡
二	九	一	一三	一三	一三	一三	南宇和郡
							計

此他神社の部に神道教會、寺院の部に佛堂等あれども爰には省きぬ、なほ近時社寺合併の
 舉あり、維持困難なるものは由緒の如何に關せず、着々と合併、廢立を敢行せしめられつ
 ゝあるを以て、現時無格社の減少尠なからざるなり。

第一節 神社

喜多郡

○矢野、神山 元谷野神社といひ、萬葉集を始め諸歌集に詠まれたる伊豫の矢野神山なり

矢野郷の開祖が崇神天皇の御宇に齋祀りしものなれば此地方を谷野と稱し、後に矢野郷

(谷野又は屋野)といふ、故に神社東南一帯の山岳を總稱せるものを矢野神山となせり、萬

葉集十卷 詠黄葉

妻隱矢野神山露霜爾 爾寶比始散卷惜

壬生集に從二位隆の歌

妻かくす矢野の神山立まよひ ゆふべの露に鹿ぞ鳴くなる

玉葉集に入道前太政大臣の歌

あづさ弓春たつらしも武士の 矢野の神山霞たなびく

草庵集に頼阿法師の歌

秋ふかき矢野の神山つゆしにも 色とも見ず紅葉してけり

新勅撰集に鎌倉右大臣の歌

雁なきて寒き朝の露霜に、矢野の神山色つきにけり

新千載集に常盤井入道前太政大臣の歌。

秋といへば鳴くや小鹿の妻かくす 矢野の神山露ぞそむらし

續後撰集に従三位行能の歌。

梓弓矢野の神山春かけて露はかすみの空にたかびく

後九條内大臣の歌。

夏はつる矢野の神山立しのひ また妻かくす鹿やあくらむ

光俊朝臣の歌。

名に高き矢野の神山小夜ふけて はや弓はりの月も入るらし

爲家朝臣の歌。

露霜も矢野の神山紅ひに にほひ染たる峯の紅葉ば

讀人しらすの歌。

霧はるゝ伊豫の高根のねおろしに 鹿の音わたる矢野の神山

草も木も涙にそみて妻かくす 矢野の神山鹿ぞなくなる

梓弓春といふより引かへて 早くそいはふ矢野の里人

◎五十崎の宇都宮神社 五十崎村の東、脰川に臨みて老松嘯ける山頂に鎮座まします郷

社あり、朱雀天皇承平四年此地に伊勢の大神を奉齋す、五十崎とは五十鈴川の名に因むと

いふ、後、橋遠保に従ふ宇都宮某下野より來りて河野氏の幕下となり、同村龍王城に館し

五十崎郷を領して宇都宮大明神を勧請せるが、神徳顯著、脰川の水よりも深しと傳へらる

◎大洲の太郎神社 大洲地蔵ヶ岳城址に對する山の頂にあり、始め足利尊氏の重臣宇都

宮公綱地蔵ヶ岳を賜はり、元弘元年三月其族宇都宮薩摩守豊房の入城に際し、下野國二荒

山神社の御分靈を勧請し、城内松の臺に奉祭す。元和三年加藤貞泰入城の折り三之丸に移

し、城外浮船山にも遷座せしが、寶永四年更に今の山上に轉祭せられぬ。

◎柿木の神樂山神社 大洲町を距ること數町、神樂山にあり、脰川の清流に裾を洗はせ

て臥龍の碧淵を望み、大洲市街を下瞰する所風光佳あり、祭神を天照大神、木花開耶姬を

合祀す、此山富嶽に髣髴たるを以て文治元年梶原景時富士山と命名せり。

◎八幡濱の八幡神社 郷社にして田心媛命、端津媛命、市杵島媛命、譽田天皇、大帯媛命を祭る、世俗の語り傳へによれば、昔八幡濱の干瀉に光り物あり、ホウジヤウ貝集まりて神体を持上居りしより、詮議の末矢野町の鳥越といへる山を拓きて此所に宮作りせしが此神社なりといふ、元正天皇養老元年丁巳八月十九日鎮座、守護の藩主代々崇敬して歴世の選集に表出せる名所なり、明和六年伊達村候朝臣矢野神山を調査し、終に八幡神社たる事を決定せらる、當時奉納の和歌あり。

霞にて戸部尚書爲村の歌。

長閑ある春かさねきて武士の 矢野の神山霞そふらし
花にて彈正少弼(御史中丞)爲敦の歌。

たち并ぶ松の緑も咲はなの 匂ひにかすむ矢野の神山
敦公にて正三位金紫光録大夫敬言の歌。

峰ふもと百千かへり鳴ほとぎす 矢野の神山やすらはずして
月にて宰相中將(諫議羽林)定興の歌。

出るより秋風高く霧はれて、 矢野の神山月ぞ隈なき
泉にて左少將(左羽林)爲章の歌。

夏ふかき矢野の神山かげとめて結ぶ泉ぞいと涼しき
葵にて左馬頭(左典廐)爲逸の歌。

幾しほぞ矢野の神山秋ふかき 露に時雨に染る紅葉は
雲にて従三位銀青光録大夫相永の歌。

ふるとみし麓の里はかつ晴れて矢野の神山今しぐるらし
雪にて中務太輔(中書大卿)光村の歌。

白妙にふり積雪もくもりあき光をあふぐ矢野の神山
山にて宮内卿(工部尚書)國榮の歌。

とことばに松も宮居も名に高く 猶ぞ榮へむ矢野の神山
松にて左衛門督(左金吾)爲泰の歌。

梓弓するいく千世の深みどり矢野の神山松ぞ久しき

◎宮内の三島神社 船跡森にある郷社にして宇和郡の郡司が寶龜五年八月といふに越智郡に鎮座する大山積神社の分靈を勧請して神殿を作り、保内郷總鎮守の神と崇め、郷中に攝社九座、末社七十五座を建立せり、應仁年間高森城主宮内典茂此神社を尊崇し、豊茂が姓を村の名としたれども同字を憚りて宮中村とせし事あり、昔は附近一帯入海とあり中島の如かりしを以て入舟の明神ともいひ、鎮座の森を船跡森と稱ふるは自から船形の狀をかすのみか、御船の止りし縁故なりと傳へられ、中の瀬、御舟繫の石なごあり、川之石村は此御神繫の石を埋めて陸地としたれば村の名とされるなりといふ、雨井は甘美き水を奉りしより甘井と稱へ、後雨の字に改ためて雨井と書き、静かあること家内の如くあるより内之浦と唱へ、朝夕の御饌に鯛を捧奉したれば鯛ヶ浦と稱せるも何れも附近地名の由來を察知す可し。

◎宮内の平家神社 元曆年中源平の合戦により平氏敗亡して安徳帝には建禮門院を始め從三位中納言肥前守教盛、正三位參謀修理大夫經盛、三位新中納言左兵衛中將資盛、四位少將左京大夫有盛、正五位下左馬頭行盛等と屋島より船にて遁れ赤間關にて溺死せし如くに傳はり、宇和郡は伊方越へ御着船、文治元年正月十四日宮内村狹間谷に立籠り、青銅嶽烏帽子嶽に樓を設け置きしところ、同二十三日白旗押寄來るとの報を聞き、源家の軍勢襲來せるもの「小固不可以敵大寡不可以敵衆」とあし、生擒は耻辱ありとて一本木に自殺し給ひしも、白旗と見しは白鷺にして運よく脱命せし三位中將維盛、從四位少將有盛の二人は幸ひに命を拾ひ後胤此地に居住したれば、里人神に祭りて平家大明神とあがめ奉れるものあり、即ち維盛、有盛の二人殘存したるより両家村と稱し、山に不入山あり、處に平家谷あり、鰐の結へ越す坂を大筒といふ。

◎伊方の一之宮 天文十七年戊申霜月初八日宇都宮藤原守綱の造營せしものあり、毎年二月の末より三月にかけ海上を渡り來る大蛇あり、現に上方より下着して宇和島への乗船時に之を見送る事屢々ありしといふ。

◎三崎の野坂權現 熊野より飛來せしものミノコシ海中にて光りし故串浦の越前が佐賀關の海士二人を雇ひ大蛇の手を斬りて擔ぎ上げ御鼻御島に社を建立せしに始まる、後今の處に移す、御本社、二宮、大元御前、戎殿、竈殿の五社あり、御本社を又海士の宮ともいふ。

御袋様ともいふ、建立の時寛永七庚辰年極月九日、権現より鰯落へ七間、地の淺落へ三町餘、中の淺落へ四町、中のおうごうへ五町餘、沖のおうごうへ七町、長瀬落へ二町餘、平瀬落へ二町、三瀬落へ一町、汐がよりする所の深さ五尋とあり、昔し佐田より出港する船は南風ひらき、御鼻廻りの時真帆となり、廻りて上る時又開きたり、佐田より真帆は東風なりとが、有名の難所なり。

東 宇 和 郡

◎卯之町三島神社 郷社あり、大山積神、別雷神、高麗神を祭る、承平六年(紀元千五百九十六年)道後の城主河野好方が小野好古に従ひ賊徒を追討の際、此神社の加護によりて偉効を奏せしを思ひ、勸請せしものありしが、後嘉祿年間より郡主西園寺家の産土神とあれり。

◎野村の三島神社 郷社にして大山積神、伊賀突智神、高於加美神を祭れり、天慶年間郡主橋遠江守遠保勅命により純友を討て功あり、公業に至り建久三年十月(紀元千八百五十二年)越智郡大三島より勸請せしものあり。

◎横林の客神社

郷社なり、伊弉那岐、伊弉那美二神を祭る、往古豪農孫左衛門が大和國吉野より之を勸請せりといふ、社前に柳あり、神靈之に憑りしも文化年中伊達氏檢地の際、柳の太き目通二丈四尺に達す、されば此地方を柳の郷と稱す。

◎船戸の明神

惣川村にあり、川中の神社あり、寛文六年の洪水には境内の木の梢まで浸水しながら流されざりしといふ。

◎多田の八幡神社

市杵島姫命外四神を祭る、勸請年月今に明らかならず。

◎上宇和の龍王神社

龍王ヶ峯にあり、承平年中女神來りて純友征討の軍法を授けて去る、官軍ために賊徒を平ぐるを得たり、依て郡主橋遠保、島田惟幹と謀りて社殿を造營せりといふ、有名なる雨乞所あり。

北 宇 和 郡

◎縣社宇和津彦神社

北宇和郡丸穂村(古名毛山村)に鎮座まします南豫唯一の縣社にして國史現在社なり、始め宇和津彦と稱へ、中頃一宮大明神と改ため、明治二年九月今の名に復す、祭神を宇和津彦命とし、延暦十一年味鋹高彦根命、慶安元年大日貴命を配祀せり

社地を按ずるに丸穂村神田山（一名神田ヶ森）にありしを建久年間丸申城（今の宇和島城）に遷し、寛永九年十二月九日現時の榊森（古名玉串森）に遷れるものなり、正保年間より寛延四年までに三度類焼して神寶、古器、古文書を鳥有にし現存するもの。

神鏡 板佛 太刀一口（秋元但馬守作） 太刀一口（伊賀守金道作） 千歳桶（東山殿御好）
舊藩主之書簡類 牧野兵部少輔夫婦書 法眼榮川之書等なり

此社は伊達家の崇敬厚く、年々造營料祭礼料を備へられ、臨時の祈禱あり、陰曆三月八、九日春祭、同六月八日夏祭、同六月晦日夏越祓を行はる。

◎丸穂の新田神社 縣社宇和津彦神社の境内末社高津神社に合祀せり、祭神を新田義宗脇屋義治といふ、始め畑枝（丸穂村にて現今の社地を隔る東方五六町）の傍に古塚あり、新田義宗の墓といひ、明和年間其森を開發せし百姓は子孫に迄崇られたるより祭祀せるものあり、北方低き山を隔てし臥雲谷に赤染衛門の墓ありといへど、多分脇谷の墓地ある可し。

◎目黒の和靈神社 明治村にあり、山家氏を奉祀し、靈驗由緒共に著しきものなり。

◎下村郷社和靈神社 祭神山家公頼は別名を清兵衛と稱し、伊達政宗の臣也、人となり端正、篤淳廉介を以て身を持す、元和元年の春秀宗宇和島に封せらるゝに際り、家老職として祿千石を賜ふ、政宗また委するに秀宗が身上のことを懇囑す、其封土に就くや、特り士風の柔隋に陥るを歎じ、兵器の調理せざるを思ひ、大に奢侈の弊を矯め治を圖る、當時政權一に公頼に歸す、蓋し政宗が付託するの故あるによるあり、秀宗平生其威權を貫き窮かに究屈の思ひをなし、我に便あらざる處あるを以て心之を懼ばず、佞臣又従つて之を讒訴す、是に於てか斬殺せしむ、享年四拾有四、實に元和六年六月三十日の事あり、然るに忠魂左右を離れず、或時には難を知らしめ、一意君に奉じ、神變異狀一にして已まず、讒徒爲めに斃るゝ者又鮮あしとせず、當時世間の厭厭たる人心を捕索する殆んど口言を得ざるなり、是を以て城北森安に在る八面大荒神の社隅に倚り、祠を建て兒玉明神と崇稱す、四方の人之を聞きて來り拜す、秀宗の子宗利の時に至り尊信愈々厚く、神徳日一日に加はり、靈驗益々著しきを以て使臣を上京せしめ、吉田氏に頼り神社造營を請願す、こゝに承應二年六月吉日社務司來て神靈を檜皮社に遷し、山頼和靈神社と鎮祭す、想ふに靈魂を